

高山市地域防災計画

(一般対策編)

令和 8 年 7 月
高山市防災会議

高山市地域防災計画一般対策編 目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等	6
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	9
第3節 本市の特質と災害要因	17
第4節 防災組織	21

第2章 災害予防

第1節 総則	33
第2節 防災思想・防災知識の普及 (関係各部)	38
第3節 防災訓練 (関係各部)	41
第4節 自主防災組織等の育成と強化 (市長公室、消防部、市民活動部)	44
第5節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 (市民福祉部)	47
第6節 広域的な応援体制の整備 (市長公室、消防部、総務部)	49
第7節 緊急輸送網の整備 (市長公室、建設部、消防部)	52
第8節 防災通信設備等の整備 (市長公室、消防部)	54
第9節 火災予防対策 (消防部)	57
第10節 水害予防対策 (市長公室、建設部、都市政策部、消防部、森林・環境政策部)	59
第11節 雪害予防対策 (建設部、関係各部)	61
第12節 火山災害対策 (市長公室、関係各部)	64
第13節 渇水等予防対策 (水道部、消防部)	70

第14節	観光施設等予防対策	72
	(飛騨高山プロモーション戦略部)	
第15節	孤立地域防止対策	73
	(市長公室、建設部、農政部、森林・環境政策部)	
第16節	避難対策	75
	(市長公室、総合政策部、市民福祉部)	
第17節	必要物資の確保対策	83
	(市長公室、消防部、関係機関)	
第18節	要配慮者・避難行動要支援者対策	85
	(市民福祉部、医療保健部、市長公室、こども未来部)	
第19節	応急住宅対策	95
	(都市政策部、教育部)	
第20節	医療救護体制の整備	96
	(医療保健部、消防部)	
第21節	防疫対策	99
	(医療保健部、水道部、市民福祉部)	
第22節	河川防災対策	100
	(市長公室、建設部、都市政策部、消防部)	
第23節	砂防対策	102
	(建設部、都市政策部、森林・環境政策部)	
第24節	農地防災対策	105
	(農政部)	
第25節	治山対策	106
	(森林・環境政策部)	
第26節	土地災害対策	108
	(都市政策部)	
第27節	都市災害対策	110
	(都市政策部、建設部、水道部)	
第28節	地下施設等保安対策	112
	(建設部、市長公室、都市政策部)	
第29節	建築物災害予防対策	114
	(市長公室、都市政策部、消防部)	
第30節	防災営農対策	116
	(農政部)	
第31節	ライフライン施設対策	117
	(水道部、建設部、森林・環境政策部、関係機関)	
第32節	文教対策	121
	(教育部)	
第33節	行政機関の業務継続体制の整備	124
	(市長公室、総務部、関係各部)	
第34節	企業防災の促進	125
	(市長公室、商工労働部)	
第35節	防災対策に関する調査研究	127
	(消防部、市長公室、関係各部)	

第36節	航空災害対策	129
	(消防部、市長公室)	
第37節	鉄道災害対策	131
	(消防部、市長公室)	
第38節	道路災害対策	134
	(建設部、消防部、市長公室)	
第39節	放射性物質災害対策	137
	(関係各部)	
第40節	危険物等保安対策	138
	(消防部、市長公室)	
第41節	林野火災予防対策	142
	(消防部、森林・環境政策部)	
第42節	大規模な火事災害対策	146
	(消防部、都市政策部、建設部、市長公室)	
第43節	大規模停電対策	149
	(市長公室、建設部、森林・環境政策部)	

第3章 災害応急対策

第1節	活動体制	150
第2節	災害対策活動要員の確保	154
第3節	ボランティア活動	162
	(市長公室、市民福祉部)	
第4節	自衛隊災害派遣要請	164
	(市長公室、総務部、消防部)	
第5節	災害応援要請	168
	(市長公室)	
第6節	交通応急対策	172
	(建設部、農政部、森林・環境政策部、消防部)	
第7節	輸送対策	176
	(関係各部)	
第8節	通信の確保	181
	(市長公室、総務部、消防部)	
第9節	警報・注意報・情報の受理伝達	184
	(関係各部)	
第10節	災害情報等の収集・伝達	198
	(関係各部)	
第11節	災害広報	219
	(市長公室、総合政策部、総務部)	
第12節	消防・救急・救助活動	223
	(消防部、医療保健部)	

第13節	水防活動	227
	(建設部、消防部)	
第14節	雪害対策	232
	(建設部、関係各部)	
第15節	火山災害対策	236
	(市長公室、関係各部)	
第16節	県防災ヘリコプターの活用	247
	(市長公室、消防部)	
第17節	孤立地域対策	248
	(関係各部)	
第18節	災害救助法の適用	249
	(関係各部)	
第19節	避難対策	254
	(関係各部)	
第20節	食料供給活動	261
	(市民福祉部、農政部、商工労働部、教育部、医療保健部)	
第21節	給水活動	264
	(水道部)	
第22節	生活必需品供給活動	267
	(市民福祉部、商工労働部)	
第23節	要配慮者・避難行動要支援者対策	269
	(市民福祉部、市長公室、医療保健部、子ども未来部)	
第24節	帰宅困難者対策	271
	(飛騨高山プロモーション戦略、市長公室、関係各部)	
第25節	応急住宅対策	272
	(都市政策部、建設部、市民福祉部)	
第26節	医療・救護活動	276
	(医療保健部、市民福祉部)	
第27節	救助活動	279
	(消防部)	
第28節	遺体の搜索・取扱い・埋葬	281
	(消防部、市民福祉部、医療保健部)	
第29節	防疫・食品衛生活動	283
	(医療保健部、森林・環境政策部、水道部)	
第30節	保健活動・精神保健	285
	(医療保健部、消防部)	
第31節	環境衛生・廃棄物処理	287
	(森林・環境政策部、水道部、都市政策部)	
第32節	家庭動物等の救援	290
	(医療保健部、市長公室)	
第33節	災害義援金品の募集配分	291
	(市民福祉部)	
第34節	産業応急対策	293
	(商工労働部、農政部、森林・環境政策部、飛騨高山プロモーション戦略部)	

第35節	公共施設の応急対策	297
	(関係各部)	
第36節	ライフライン施設の応急対策	299
	(水道部、市長公室、関係機関)	
第37節	文教災害対策	305
	(教育部、市民活動部)	
第38節	災害警備活動	309
	(県警察、消防部、市長公室)	
第39節	航空災害対策	310
	(消防部、市長公室)	
第40節	鉄道災害対策	313
	(消防部、市長公室、都市政策部)	
第41節	道路災害対策	316
	(建設部、消防部、市長公室、医療保健部)	
第42節	放射線物質災害対策	320
	(関係各部)	
第43節	危険物等災害対策	324
	(消防部、森林・環境政策部、市長公室、都市政策部、医療保健部)	
第44節	林野火災対策	328
	(消防部、森林・環境政策部、市長公室、都市政策部、医療保健部)	
第45節	大規模な火事災害対策	332
	(消防部、市長公室、都市政策部、医療保健部)	
第46節	大規模停電対策	335
	(市長公室、関係機関)	

第4章 災害復旧

第1節	復旧・復興体制の整備	336
第2節	公共施設災害復旧事業	339
	(関係各部)	
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	340
	(関係各部)	
第4節	被災者の生活確保	342
	(市民福祉部、市長公室、財務部、医療保健部、商工労働部、消防部)	
第5節	被災中小企業の振興	346
	(商工労働部)	
第6節	農林漁業関係者への融資	347
	(農政部)	

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

- 1 高山市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、高山市防災会議が高山市の地域に係る災害の対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関と市民の積極的な協力を含めた総合的な計画を定め、災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

- 1 高山市地域防災計画は、「一般対策編」「地震対策編」「火山対策編」をもって構成するものとし、計画の策定にあたっては「岐阜県地域防災計画」に留意する。

- 2 本計画の国土強靱化に関する部分は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」に基づく「国土強靱化基本計画」及び「岐阜県強靱化計画」と調和を保ちつつ、「高山市国土強靱化地域計画」を指針とする。

このため、市は、国土強靱化計画の基本目標を踏襲し、次の 4 つを基本目標として、強靱化を推進する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ①市民の生命が最大限保護されること
- ②市の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること
- ④迅速な復旧復興が図られること

- 3 「一般対策編」は、風水害等災害に対し、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途定めることを予定している。

- 4 「一般対策編」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。

- 5 「一般対策編」は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。従って、各関係機関は、毎年関係のある事項について高山市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を高山市防災会議に提出する。

- 6 この計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一九

となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標 11「住み続けられるまちづくりを」及び 13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取り組みを推進する。



第3項 計画の構成

「一般対策編」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、高山市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総 則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧

第4項 想定する災害

「一般対策編」の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策編」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

- 1 台風による災害
- 2 集中豪雨等異常降雨による災害
- 3 火山による災害
- 4 豪雪による災害
- 5 航空機事故による災害
- 6 鉄道事故による災害
- 7 道路事故による災害
- 8 原子力事故による災害
- 9 危険物の爆発等による災害
- 10 可燃性ガスの拡散
- 11 有毒性ガスの拡散
- 12 林野火災による災害
- 13 大規模な火災による災害
- 14 その他の特殊災害

第5項 計画の用語

「一般対策編」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 市本部とは、高山市災害対策本部をいう。
- 2 市本部長とは、高山市災害対策本部長をいう。

- 3 市計画とは、高山市地域防災計画をいう。
- 4 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- 5 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- 6 県支部とは、岐阜県災害対策本部の飛騨支部をいう。
- 7 県支部長とは、岐阜県災害対策本部飛騨支部長をいう。
- 8 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- 9 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 10 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- 11 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。
- 12 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質、可燃物、有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- 13 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 基本方針

災害対策の実施にあたっては、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市及び県を中心に、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のためにまちづくり協議会、町内会、自主防災組織等地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2項 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

6 市民

災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第3項 処理すべき事務又は業務の大綱

防災の実施責任機関並びに処理すべき事務又は業務は、次による。

1 市

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
高山市	(1) 高山市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備及び訓練 (3) 災害による被害の調査、報告及び情報の収集等 (4) 災害の防除と拡大防止 (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護 (6) 災害復旧資材の確保及び物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災市営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員、雇上 (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 被災施設の復旧 (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

2 県

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
岐阜県	(1) 岐阜県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備及び訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等 (4) 災害の防除と拡大防止 (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護 (6) 災害復旧資材の確保及び物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害時における公安の維持 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制 (14) 被災施設の復旧 (15) 市が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等 (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
高山警察署 (岐阜県警察)	(1) 情報の収集及び伝達並びに関係機関への通報 (2) 市民等に対する避難誘導並びに危険箇所の警戒 (3) 被災者の救出、救助と行方不明者の捜索 (4) 遺体の収容、検視及び遺族に対する接遇 (5) 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保

	(6) その他必要な活動
--	--------------

3 指定地方行政機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
飛騨森林管理署 (中部森林管理局)	(1) 国土保全事業の推進 ア 治山事業の充実 イ 保安林の整備とその適正な管理 (2) 災害予防対策 ア 森林施設の防災措置 イ 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検及び予防対策 ウ 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 エ 国有林野の火災防止対策 (3) 災害応急対策 ア 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 イ 災害応急又は災害復旧用資機材の貸付 ウ 災害復旧用材(木材)の備蓄及び供給 (4) 災害復旧対策 ア 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
岐阜地方気象台 (気象庁)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 火山防災情報の発表、伝達 (5) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (6) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 (4) 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 (5) 非常通信協議会の運営 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
高山国道事務所 (中部地方整備局) 神通川水系砂防事務所 (北陸地方整備局)	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 エ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画、指導及び事業実施 オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 カ 洪水予警報や道路情報等の発表・伝達及び市民・事業者への伝達手段の確保

	キ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施。 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 エ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 カ 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 キ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ク 所管施設の緊急点検の実施 ケ 情報の収集及び連絡 コ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画、指導及び事業実施 サ 要請に基づき、中部地方整備局・北陸地方整備局が保有している防災ヘリ、各災害対策車両等を被災地域支援のために出動
--	---

4 自衛隊

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊(守山)	(1) 防災に関する調査推進 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 災害派遣計画の作成 (4) 防災に関する訓練の実施 (5) 災害情報の収集 (6) 災害派遣と応急対策の実施

5 指定公共機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
NTT西日本(株) (株)NTTドコモ NTTドコモビジネス(株) KDDI(株)	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害時における緊急通話の取扱い (3) 被災施設の調査と復旧

ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	
日本赤十字社 岐阜県支部	(1) 医療、助産、保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の募集配分
中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) 中部電力ミライズ(株) 北陸電力(株) 北陸電力送配電(株)	(1) ダム施設等の整備と防災管理 (2) 災害時の電力供給 (3) 被災施設の調査と災害復旧
東海旅客鉄道(株) 高山駅	(1) 鉄道施設の整備 (2) 電気通信施設及び電力施設の整備 (3) 列車の運転規制に係る措置 (4) う回輸送等に係る措置 (5) 列車の運行状況等の広報 (6) 鉄道施設等の応急復旧 (7) 鉄道施設等の災害復旧
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資及び人員、輸送の確保 (3) 被災地の交通の確保
中日本高速道路株式会社	(1) 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理 (2) 被災施設の調査と復旧
日本放送協会	(1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 (3) 放送施設の保守
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 郵便の運送、集配の確保 (2) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施 ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除 (3) 郵便局の窓口業務の維持
高圧ガス等取扱機関	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時のガス供給 (3) 被災施設の調査と災害復旧

6 指定地方公共機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)岐阜県L P ガス協会 及び一般ガス導管事業者 (県内事業者)	(1) ガス施設の整備と防災管理 (2) 災害時のガス供給 (3) 被災施設の調査と災害復旧
鉄道事業者	(1) 鉄道施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資と人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 被災施設の調査と災害復旧
(一社)岐阜県トラック協会	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策人員、輸送の確保 (3) 被災地の交通の確保
報道機関	(1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 (3) 社会事業団等による義援金の募集、配分
岐阜県土地改良事業団体連 合会、土地改良区	(1) 農業用ため池等の施設の整備と防災管理 (2) たん水防除施設の整備と防災管理 (3) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
岐阜県水防協会、水防管理 体	(1) 水防施設、資材の整備と防災管理 (2) 水防計画の策定と訓練 (3) 被災施設の調査と災害復旧
(一社)岐阜県医師会 (一社)岐阜県病院協会 (公社)岐阜県歯科医師会 (一社)岐阜県薬剤師会 高山市医師会 高山市歯科医師会 高山市薬剤師会	(1) 医療及び助産活動の協力 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力 (3) 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
(公社)岐阜県看護協会	(1) 看護師派遣の協力
社会福祉法人岐阜県社会福 祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) ボランティア活動の推進
全岐阜県生活協同組合連合 会	(1) 物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
日本水道協会岐阜県支部	(1) 災害による水道施設被害の調査報告 (2) 災害の防除と被害の拡大防止 (3) 被災施設の応急対策と復旧
日本下水道協会岐阜県支部	(1) 災害による下水道施設被害の調査報告 (2) 災害の防除と被害の拡大防止 (3) 被災施設の応急対策と復旧
岐阜県環境整備事業協同組 合	(1) 被災地域の清掃等 (2) 無償による災害一般廃棄物の収集運搬
(一社)岐阜県建設業協会	(1) 被災住宅の応急修理 (2) 被災者の救出支援

	(3) 道路、河川、その他の施設の応急復旧 (4) 緊急輸送道路の確保のための措置
(一社)岐阜県警備業協会	(1) 災害時における交通誘導業務 (2) 避難場所等の警戒活動
(公社)岐阜県バス協会	(1) 災害時における自動車による人員の緊急輸送

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 被害調査等応急対策への協力 (2) 農産物、林産物及び水産物等の応急対策についての指導 (3) 被災農林漁家に対する融資又はあっせん (4) 農林漁業共同利用施設の被害応急対策及び復旧 (5) 飼料、肥料等の確保又はあっせん
病院等管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容及び保護 (3) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練 (2) 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
指定避難所の施設管理者	(1) 避難所開設、運営に対する協力
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) ボランティア活動の推進 (3) 義援金の配分
共同募金会	(1) 義援金品の募集、配分
商工会、商工会議所	(1) 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 (2) 災害時における物価安定についての協力 (3) 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
赤十字奉仕団 まちづくり協議会 町内会 PTA等の文化厚生社会団体 NPO	(1) 被災者の救助活動の協力 (2) 避難所の運営、管理の協力 (3) 義援金品の募集、受付及び配分の協力
金融機関等	(1) 施設及び設備の不燃耐震化 (2) 業務運営の確保 (3) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
学校法人	(1) 施設の不燃耐震化 (2) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (3) 被災者に係る教育対策 (4) 被災施設の災害復旧 (5) 災害時における避難、その他児童生徒の保護対策 (6) 避難所開設についての協力
高圧ガス取扱機関	(1) 高圧ガスの防災管理 (2) 災害時における高圧ガスの供給

火薬取扱機関	(1) 火薬類の防災管理
ガソリン等 危険物取扱機関	(1) ガソリン等危険物の防災管理 (2) 災害時におけるガソリン等の供給
医薬品供給機関	(1) 災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

8 地域住民の自主防災組織

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
自主防災組織	(1) 自主防災組織の整備 (2) 防災思想・防災知識の普及 (3) 防災資機材の整備 (4) 防災訓練への参加 (5) 避難情報、災害情報等の伝達 (6) 組織的初期消火 (7) 負傷者等の救出救護 (8) 組織的避難 (9) 給食給水活動 (10) 避難行動要支援者の支援及びその他の相互扶助

第4項 市民等の基本的責務

1 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する活動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。

第3節 本市の特質と災害要因

第1項 自然的条件

1 位置、面積等

本市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、地形は周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、白川村、長野県、富山県、福井県、石川県に囲まれ、総面積が 2,177.61 k m² の広大な市であり、その約 9 割は森林で占められ、山や川、溪谷、峠など地理的に分断され、標高差も 2,000m を超えるなど地形的にも大きく変化に富んでいる。東西に約 81 k m、南北に約 55 k m、本庁所在地は東経 137 度 16 分、北緯 36 度 09 分、海拔 573m である。

また、中京圏と北陸圏を結ぶ J R 東海高山本線及び国道 41 号が市を南北に貫き、東西の松本、福井を結ぶ国道 158 号と市内で交差している。また、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の整備が進展しており、市街地から各都市圏へのアクセスの向上も図られている。

2 気象特性

本市の気候は、全体的に内陸性気候であり寒暖差が大きい。人口が集中する高山地域は盆地となっており 37℃ を超える最高気温となることがある一方で、荘川地域では冬季にマイナス 20℃ を下回る日があるなど、地域間でも著しい気候差がある。

また、本市は豪雪地帯に指定（荘川地域は特別豪雪地帯に指定）されており、大雪が原因による孤立などが懸念されている。

第2項 災害要因

本市における風水害等による過去の災害の状況は、別表1のとおりであるが、台風、豪雨によるものを除いては大規模なものはなく、将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

1 水害

水害は、本市の地理的条件から台風、集中豪雨時において河川の溢水等による農地及び家屋等の浸水被害が予想される。

2 風水害

台風による被害は、大型台風が本市の南西部から北東に通過する場合にあっては、昭和 34 年の伊勢湾台風時のように相当規模の被害が全市にわたって発生すると予想される。

3 土砂災害

急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを原因とする土砂災害は、自然災害による死者・行方不明者数の過半数を占めるなど、ひとたび発生すると人命を奪う被害となることが予想される。

4 火災

本市では大火災の発生は少ないが、市街地の東部は段丘状の地形であり木造家屋が密集していることから、台風時等の烈強風下や震災時等の特殊な条件下では大規模な火災の発生が予想される。また、市域の約 92.1% が森林であることから、林野火災の発生も予想される。

5 雪害

本市の降積雪による被害は、昭和31年、38年、56年、平成3年、26年の豪雪に見られるように、大規模な寒波の流入により降雪が継続し100cmを超える積雪となることから、家屋、施設等の圧雪害及び交通に対する被害が多い。また、一部の山沿い地域では、雪崩による被害も予想される。

6 火山噴火災害

市内には、御嶽山・焼岳・乗鞍岳・白山・アカダナ山という5つの活火山が存在する。特に活発な活動が続ける焼岳は、今から400年前の天正13年の大爆発の記録が残されている。大正4年の大爆発による上高地大正池の出現はその規模の大きさを示すものであり、以後、噴火を繰り返していることから、今後も噴火による被害が予想される。また、御嶽山については、平成19年にごく小規模な水蒸気噴火が発生したほか、平成26年9月27日午前11時52分頃に剣ヶ峰の南西側で水蒸気噴火が発生し、南西方向に火砕流が流下した。

第3項 複合災害対策

市及び県は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市及び県は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

市及び県は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第4項 過去に発生した災害の概要

別表1 高山市地域災害発生状況

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況その他
明治 2. 7	水害	宮川筋	宮川出水、鎌倉付近2か所（約100m）決壊他被害大
5. 2	火災	宮川西地区	上向町より出火し、721軒焼失
8. 4	火災	宮川東地区	二之町より出火し、三町新町1,032戸、土蔵44棟、寺院10寺等焼失
23. 8	水害	宮川筋	宮川出水、家屋全失1戸、護岸決壊、橋梁流失3か所
29. 7	水害	島川原町他	死者9名負傷者多数、山崩による家屋の全壊倒壊20戸、橋梁流出2か所、堤防決壊多数
43. 7	水害	宮川筋	宮川出水氾濫、家屋の浸水多数、橋梁流出2か所
43. 9	水害	江名子川筋	家屋浸水210戸、護岸決壊8か所
昭和 7. 7	水害	宮川筋	宮川ほか各河川出水氾濫し、橋梁流出4か所、農地及び道路破損等被害甚大
10. 6	水害	市内一円	死者3名、苔川筋家屋浸水300戸、山崩1か所、家屋倒壊1戸

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況その他
33. 7	風水害 (台風11号)	岩滝地区	大八賀川氾濫、橋梁流出2か所、家屋浸水道路決壊10か所、農業被害271ha、被害額約44百万円
34. 9	風水害 (伊勢湾台風)	市内一円	農業被害587ha、被害額約17百万円、各河川出水各地域に小規模被害発生
36. 6	水害	市内一円	苔川筋氾濫、家屋床上浸水12戸・非住家10戸、床下浸水500戸、道路決壊2か所、山崩・橋梁流出2か所、護岸決壊3か所
36. 9	風水害 (台風15号)	市内一円	家屋全壊1戸、半壊23戸、道路・樹木・工作物破損7か所、非住家全壊3戸
39. 7	水害 (梅雨前線)	市内一円	山崩1か所、土石流による家屋倒壊2戸、道路決壊10か所、家屋浸水50戸
40. 9	水害 (台風23号)	市内一円	家屋全壊3戸、半壊13戸、農地被害多数、道路決壊20か所
43. 8	水害 (飛騨川豪雨)	滝町ほか 農村部	集中豪雨により河川出水、農地冠水等被害358ha、被害額約22百万円
46. 9	水害	市内一円	家屋全壊2戸、半壊1戸、浸水1,142戸、公共施設被害17か所、道路決壊54か所、橋梁流出7か所、護岸決壊29か所、被害額約203百万円
56. 1	豪雪害 (56豪雪)	市内一円	北陸地方中心に豪雪、重軽傷者8名、建物損壊27棟、公共施設被害及び農林水産被害・建物除雪等被害額約20億円
平成11. 6	水害	市内一円	集中豪雨により家屋破損6棟、浸水21棟、18世帯52人が避難、農林関係被害3億2,240万円、土木関係被害1億円
16. 10	水害 (台風23号)	市内一円	10月20日に発生した台風23号に伴う豪雨災害 最大時間雨量57.0ミリ、最大日雨量256.5ミリ（観測開始以来第二位） 死者2人、行方不明1人、負傷者8人 家屋被害 全壊1棟、半壊5棟、床上浸水269棟、床下浸水317棟、一部損壊8棟、住宅以外の建物534棟 道路178か所、橋梁5か所、河川146か所、農道・水路等105か所、林道63か所、農作物24ha、農用地45ha、山林34か所、事業所120事業所、被害額 約113億円
26. 8	水害	市内一円	平成26年8月豪雨災害 家屋被害 全壊1棟、床上浸水27棟、床下浸水152棟、住宅以外の建物108棟 道路345か所、橋梁9か所、河川169か所、農道等363か所、林道125か所、農作物9.7ha、山林41か所、事業所159事業所 被害額約35億円

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況その他
26. 12	豪雪害	市内一円	平成26年12月17日からの豪雪 停電約15,000件、断水90件、家屋被害 一部損壊72棟、住宅以外の建物59棟、農作物23ha 被害額約1億6千万円
30. 7	水害	市内一円	平成30年7月豪雨 最大時間雨量62.0ミリ（観測開始以来最高） 連続雨量 7月3日21時から7月8日24時で770.5ミリ 人的被害1人、住家13棟、非住家6棟、道路・橋梁・河川162箇所、農地等421箇所、林業施設178棟、水道断水401戸 被害額 市道及び普通河川：9億3千万円、農作物等：3千万円、林道及び林地：3億4千万円
令和 2. 7	水害	市内一円	令和2年7月豪雨 24時間降水量 観測開始以来最高を観測した観測所 ・宮之前観測所309.0ミリ ・船山観測所275.0ミリ ・丹生川観測所198.5ミリ 人的被害なし 住家73棟、非住家33棟、道路・橋梁・河川338箇所、農地等383箇所、林業施設634箇所、水道断水371戸 被害額 市道及び普通河川：22億3千万円、農作物等：22億7千万円、林道及び林地：11億円

＊ 明治以降の被害判明分で主な災害を記載

昭和34年9月26日伊勢湾台風被害により県内全域に災害救助法適用

平成16年10月20日台風23号被害により高山市に災害救助法適用

平成30年7月豪雨被害により高山市に災害救助法適用

令和2年7月豪雨被害により高山市に災害救助法適用

第4節 防災組織

第1項 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、市、県、国及びその他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、市民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

1 高山市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、高山市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、高山市防災会議を設置する。

2 高山市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づく高山市災害対策本部の組織は、高山市災害対策本部条例（昭和37年高山市条例第32号）、高山市災害対策本部条例施行規則（昭和45年高山市規則第9号）及び本計画に定めるところによる。なお、市本部の開設及び配置、職員の動員等の運用は、「第3章第1節 活動体制」による。

3 高山市災害対策本部の系統及び編成

市本部の体制及び指令系統並びに指令系統図（組織別）は、別紙のとおりとする。

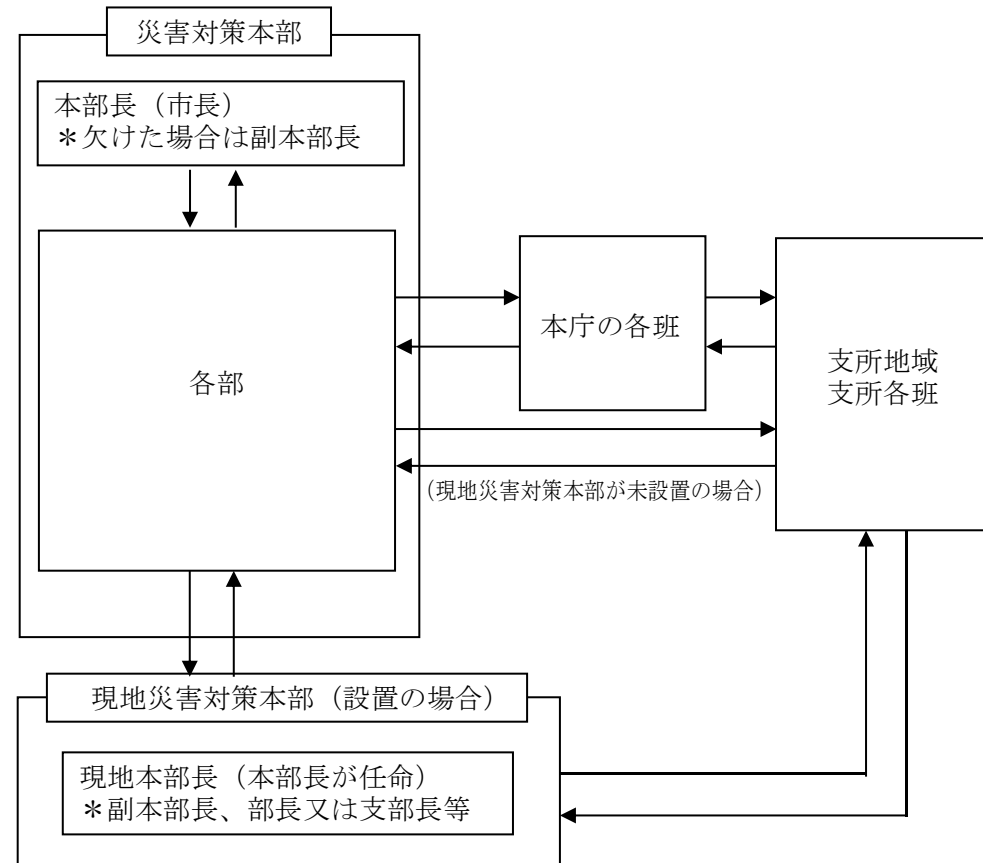
災害対策に関する体制及び指令系統

災害対策本部員

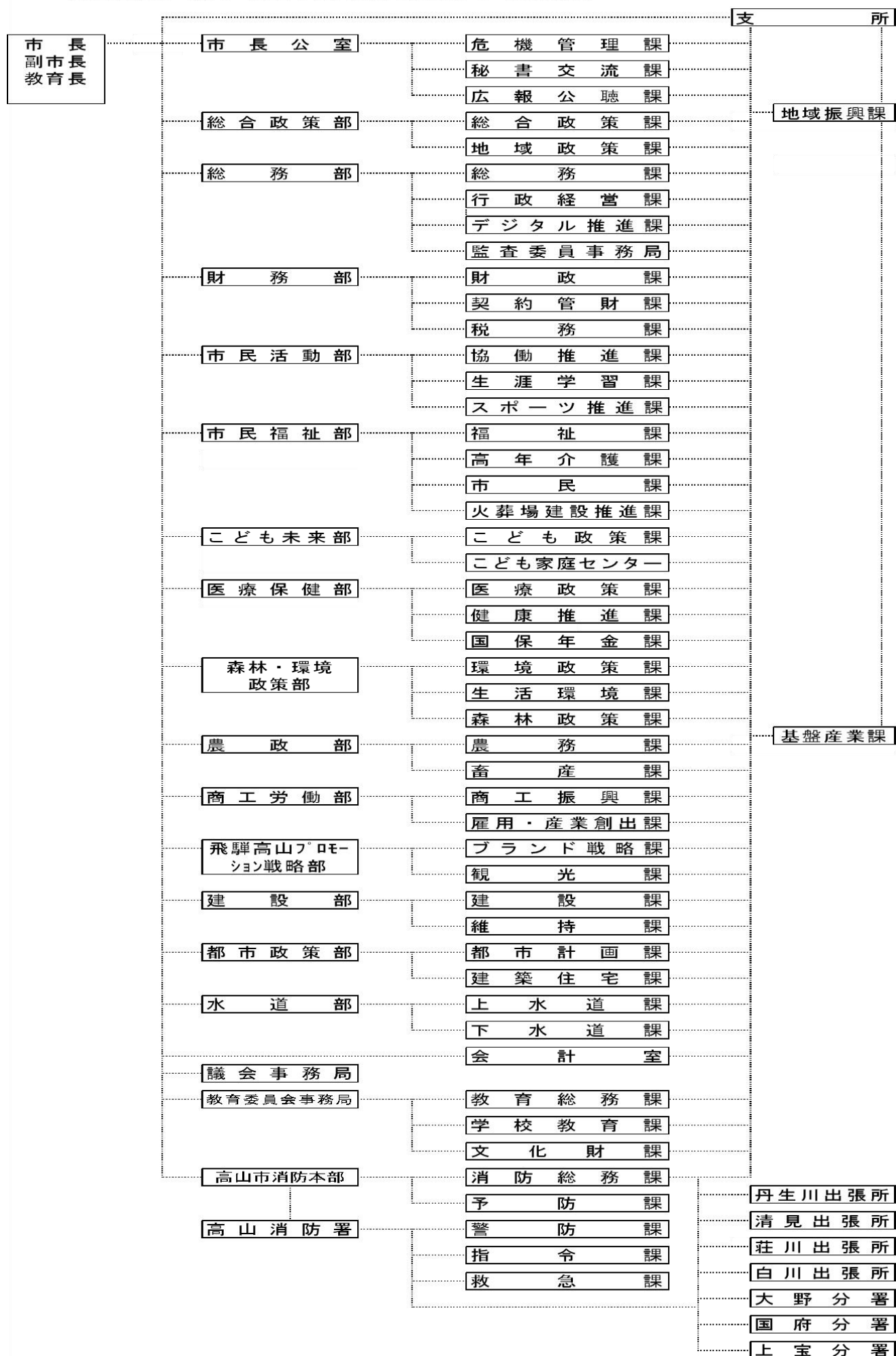
構成

本部長	(市長)
副本部長	(副市長)
副本部長	(教育長)
市長公室	(公室長)
総合政策部	(部長)
総務部	(部長)
財務部	(部長)
市民活動部	(部長)
市民福祉部	(部長)
こども未来部	(部長)
医療保健部	(部長)
森林・環境政策部	(部長)
農政部	(部長)
商工労働部	(部長)
飛騨高山プロモーション戦略部	(部長)
建設部	(部長)
都市政策部	(部長)
水道部	(部長)
会計部	(会計管理者)
議会部	(局長)
教育部	(局長)
消防部	(消防長)
消防部	(消防署長)
各支部	(各支所長)

指令系統



災害対策に関する基本的な指令系統図（組織別）



4 分担任務等

各組織の分担任務は、次による。

(1) 市本部長

災害対策本部長（以下「市本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

(2) 市副本部長

市副本部長（副市長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(3) 本部員会議

本部員会議は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに開催し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織における実施事項の総合的な調整、推進にあたる。

(4) 本部の各部、各支部、各班

本部に部、支部及び班を設け、部に部長、支部に支部長、班に班長を置く。

部長は、本部の命を受け部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

支部長は、本部の命を受け支部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

班長は、所属事項について部長、支部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。

班長の属する各課の職員は、その班員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。

市本部の部、支部、班別の分担任務及び部長、班長の担当者は、別表のとおりとする。

(5) 本部事務室の組織と任務

ア 本部事務室

本部事務室員及び本部連絡員をもって構成し、次の事項を処理する。

区分	担当者	担当事項
本部事務室長	市長公室長（本部員を兼ねる）	総括
本部事務室次長	危機管理課長（危機管理班長を兼ねる）	室長の補佐
本部事務室職員	市長公室職員	本部の事務処理
本部連絡員	（係長又は同相当職にある者1名） 総合政策部、総務部、財務部、市民活動部、市民福祉部、 こども未来部、医療保健部、森林・環境政策部、農政部、 商工労働部、飛騨高山プロモーション戦略部、建設部、 都市政策部、水道部、会計部、議会部、教育部、消防部	担当部に関する事項 の連絡

イ 本部連絡員

①本部連絡員は、各部から1名の係長又は相当職にある者をもってあて、あらかじめ本部事務室（市長公室）に報告しておく。

②本部連絡員は、本部を開設したときは本部事務室に勤務するものとする。ただし、災害の規模、程度により本部事務室長がその必要がないと認めたときは、それぞれの所属部班において待機し、所属部班の任務にあたる。

ウ 部内連絡員

①本部各部内の連絡・調整を図るため各班に部内連絡員を置く。

②部内連絡員は、各班において定め、当該班の所属する部の本部連絡員に通知しておく。

(6) 支部事務室の組織と任務

支部事務室は、支部事務室員をもって構成し、次の事項を処理する。

区分	担当者	担当事項
支部事務室長	支所長（本部員を兼ねる）	総括
支部事務室次長	地域振興課長（地域振興班長を兼ねる） 又は基盤産業課長（基盤産業班長を兼ねる）	室長の補佐
支部事務室職員	地域振興班員	地域振興班の事務処理

(7) 現地災害対策本部

現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、災害の規模、程度に応じて設置するので、その都度本部長が現地本部長を任命し、また、現地本部員は、現地本部長の要請に基づき関係各班の長が所属班員の中から指名する。現地本部長は、本部長の特命事項を処理するとともに、現地において関係機関との連絡調整にあたるものとする。

現地本部員は、現地本部長の指示に基づき災害対策業務を分担する。

(8) 県現地本部への連絡員の派遣

県本部が関係被災地に県現地本部を開設したときは、市本部職員のうちから連絡員を派遣する。なお、派遣する連絡員は、本部事務室長が指名する。

(9) 協力組織

市本部で実施する応急対策に協力、奉仕を受けるため、市本部の協力組織として奉仕団を置く。

奉仕団名	事務局	電話
日本赤十字社奉仕団	高山市社会福祉事務所	0577-35-3139

災害対策本部の組織体制と分担任務

部名（担当部長等）	班名（担当課長等）	班を構成する課等	分担任務
各部共通事項 参事は部長を補佐			1 部内の職員の動員、配備等に関する事 2 各部及び部内の連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 部に関する情報収集、調査及び災害資料の作成等に関する事 5 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事 6 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事（指定避難所等の災害拠点施設にかかるもの） 7 平常業務に関連する事項の被害通報等の受付、被害状況調査及び取りまとめに関する事 8 他部の応援に関する事
市長公室 市長公室長	危機管理班 危機管理課長	危機管理課	1 災害対策本部の設置並びに廃止及び庶務に関する事 2 本部員会議に関する事 3 災害応急対策全般の調整に関する事 4 気象及び地震等の情報の収集に関する事 5 自衛隊派遣要請及び他団体への応援要請に関する事 6 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 7 災害復興計画等の企画立案に関する事 8 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事 9 避難情報に関する事 10 受援に関する事
	秘書交流班 秘書交流課長	秘書交流課	1 市内在住外国人の安全確保に関する事 2 罹災市内在住外国人の救援対策に関する事
	広報公聴班 広報公聴課長	広報公聴課	1 災害広報に関する事
	[現地災害対策本部] 1被害状況に応じて設置する 2本部長が任命した者		1 地域内の応急対策に関する事 2 災害対策本部との連絡に関する事 3 各種情報の収集に関する事 4 市民からの相談の対応等に関する事
総合政策部 総合政策部長	総合政策班 総合政策課長 地域政策課長	総合政策課 地域政策課	1 災害広報のうち、避難情報等の情報伝達に関する事 2 各部、支部との連絡調整に関する事 3 本部からの特命事項処理に関する事
総務部 総務部長	総務班 総務課長	総務課	1 災害資料の収集整理及び印刷に関する事 2 応援要請団体に対する配備等の連絡調整に関する事 3 職員の動員配置及び各部の配置調整に関する事 4 職員の健康管理に関する事 5 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事 6 受援（人的応援）に関する事 7 その他動員に関する事

総務部 総務部長	行政経営班 行政経営課長	行政経営課	1 災害に伴う各種データの作成・管理及び情報処理に関する事
	デジタル推進班 デジタル推進課長	デジタル推進課	1 庁内システムの管理及び対応に関する事
	監査委員班 監査委員事務局長	監査委員事務局	1 監査委員への連絡調整に関する事 2 本部からの特命事項処理に関する事
財務部 財務部長	財政班 財政課長	財政課	1 災害応急対策にかかる財政措置に関する事
	契約管財班 契約管財課長	契約管財課	1 災害応急対策にかかる工事・物品調達の契約事務に関する事 2 災害応急対策工事等にかかる検査に関する事 3 市有財産（他部に属するものは除く）の被害調査に関する事 4 災害用電話等の確保に関する事 5 車輛及び応急災害用資機材の調達・確保に関する事 6 災害対策用国有林の払下に関する事
	税務班 税務課長	税務課	1 被害状況の取りまとめに関する事 2 罹災証明に関する事（福祉班、商工振興班と連携） 3 被害届けに関する事 4 民間被害建物等被害の調査及び調査資料の整理に関する事 5 その他調査に関する事
市民活動部 市民活動部長	協働推進班 協働推進課長	協働推進課	1 町内会連絡協議会（含む単位町内会）との連絡調整に関する事 2 まちづくり協議会との連絡調整に関する事 3 避難所を開設・運営することの協力に関する事
	生涯学習班 生涯学習課長	生涯学習課	1 施設に避難所を開設することの協力に関する事 2 その他社会教育施設の災害対策に関する事
	スポーツ推進班 スポーツ推進課長	スポーツ推進課	1 施設に避難所を開設することの協力に関する事 2 その他体育施設の災害対策に関する事
市民福祉部 市民福祉部長	福祉班 福祉課長	福祉課	1 被災者の援助、保護等の計画及び実施に関する事 2 避難所の開設、収容及び罹災者の給食並びに救助物資の配分に関する事 3 福祉避難所の開設、運営に関する事 4 罹災台帳の作成、罹災証明の発行に関する事（税務班、商工振興班と連携） 5 義援金、見舞金等の配分に関する事 6 災害弔慰金に関する事 7 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事 8 障がい者及び施設入所者の安全対策 9 災害ボランティアに関する事（他部に関するものを除く） 10 災害時の遺体の捜索に関する事 11 避難行動要支援者に関する事 12 その他被災者の福祉に関する事 13 その他福祉施設の災害対策に関する事

市民福祉部 市民福祉部長	高年介護班 高年介護課長	高年介護課	1 入所者等の安全対策に関する事 2 介護サービスの確保の支援に関する事 3 要配慮者の安否の確認に関する事 4 要配慮者の避難状況の確認に関する事 5 その他要配慮者対策に関する事 6 その他老人福祉施設の災害対策に関する事
	市民班 市民課長 火葬場建設推進課長	市民課 火葬場建設推進課	1 火葬場の確保及び広域・近隣市村との火葬に関する応援協力に関する事 2 葬祭業者等に対する協力要請に関する事 3 その他市民との応対に関する事
こども未来部 こども未来部長	こども政策班 こども政策課長 こども家庭センター長	こども政策課 こども家庭センター ※ただし、こども家庭センターの保健師及び栄養士は健康推進班に属する	1 幼児児童の安全対策に関する事 2 避難所の開設についての計画及び実施に関する事 3 その他こども関係施設の災害対策に関する事
医療保健部 医療保健部長	医療政策班 医療政策課長 国保年金課長	医療政策課 国保年金課	1 直営診療所における被災者の医療に関する事 2 医師会等医療関係機関との連絡に関する事 3 医療ボランティアの受け入れ及び調整に関する事 4 救護所の開設及び救急医薬品等の調達・配送に関する事 5 その他医療関係施設の災害対策に関する事
	健康推進班 健康推進課長	健康推進課	1 被災者の保健及び相談に関する事 2 防疫に関する事 3 災害時の遺体処理に関する事 4 その他保健関係に関する事
森林・環境政策部 森林・環境政策部長	環境政策班 環境政策課長 生活環境課長	環境政策課 生活環境課	1 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事（指定避難所等の災害拠点施設にかかるもの） 2 災害時における清掃及び廃棄物の処理に関する事 3 その他衛生に関する事
	森林政策班 森林政策課長	森林政策課	1 林務関係の被害調査及び復旧に関する事 2 林産物の災害対策に関する事 3 その他林業施設の災害対策に関する事
農政部 農政部長	農務班 農務課長	農務課	1 農業施設（生産施設含む）・農道、農産物等の災害対策に関する事 2 災害用食料の確保に関する事 3 卸売市場内の被害把握・人命救助、被災箇所の応急対策に関する事 4 卸売市場の業務再開に関する事 5 農業委員の安否に関する事
	畜産班 畜産課長	畜産課	1 畜産関係の被害調査及び復旧に関する事 2 家畜の防疫に関する事 3 その他家畜及び畜産施設の災害対策に関する事

商工労働部 商工労働部長	商工振興班 商工振興課長 雇用・産業創出課長	商工振興課 雇用・産業創出課	1 災害対策用物資の確保に関する事 2 災害時の燃料供給に関する事 3 生活物資等の調査、確保に関する事 4 罹災台帳の作成、罹災証明書発行に関する事（税務班、福祉班と連携） 5 受援（物資支援）に関する事 6 災害時の物価安定に関する事 7 その他商工関係の災害対策に関する事
飛騨高山プロモーション戦略部 飛騨高山プロモーション戦略部長	観光班 ブランド戦略課長 観光課長	ブランド戦略課 観光課	1 観光施設の被害調査及び復旧に関する事 2 観光施設内の安全確保に関する事 3 罹災観光客の救援対策に関する事 4 観光客の安全確保に関する事 5 観光客の帰宅困難者対応に関する事 6 その他観光施設の災害対策に関する事 7 観光客数・風評被害等の調査に関する事 8 観光客へのメール配信等情報提供に関する事
建設部 建設部長	建設班 建設課長 維持班 維持課長	建設課 維持課	1 土木業者等との連絡調整に関する事 2 危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策に関する事 3 交通不能箇所の調査及び対策に関する事 4 広域応援の受け入れ及び連絡調整に関する事 5 除雪対策に関する事 6 その他土木施設等の災害対策に関する事
都市政策部 都市政策部長	都市計画班 都市計画課長	都市計画課	1 被災地域の復旧に係る都市計画事業に関する事 2 地域公共交通（幹線バス、のらマイカー、まちなみバス、匠バス、タクシー）に関する事 3 その他公共施設等の災害対策に関する事
	建築住宅班 建築住宅課長	建築住宅課	1 建築業者等との連絡調整に関する事 2 宅地相談その他二次災害の予防に関する事 3 被災建築物応急危険度判定に関する事 4 応急仮設住宅の設置及び応急修理等住宅対策に関する事 5 応急仮設住宅の入居者決定に関する事 6 その他建築住宅に関する事
水道部 水道部長	上水道班 上水道課長	上水道課	1 各団体、関係業者との連絡に関する事 2 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事 3 広域給水応援の受け入れ、調整に関する事 4 送配水の応急措置に関する事 5 被災地の応急給水に関する事 6 緊急送配水工事にに関する事 7 その他給水に関する事

水道部 水道部長	下水道班 下水道課長	下水道課	1 し尿及び浄化槽汚泥の収集に関する事 2 し尿処理施設の応急措置に関する事 3 下水処理施設の応急措置に関する事 4 主要な管路施設の応急措置に関する事 5 各団体、関係業者との連絡に関する事 6 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事 7 県における下水道等災害時の支援に関するルールに基づく支援の受け入れ、調整に関する事 8 その他下水道・衛生に関する事
会計部 会計管理者	会計班 会計室長	会計室	1 見舞い金の出納に関する事 2 災害応急関係経費の支払いに関する事 3 その他経費の支払いに関する事
議会部 議会事務局長	議会班	議会事務局	1 議員の安否確認に関する事 2 正副議長及び議員への災害状況等の情報提供に関する事 3 各種行事日程等の調整に関する事 4 議場及び音響機械等の調整に関する事 5 必要に応じて本会議・委員会・全員協議会等の開催に関する事
教育部 教育委員会事務局長	教育総務班 教育総務課長	教育総務課	1 被災児童生徒の育英奨学に関する事 2 教育関係義援金品の募集受付、配分に関する事 3 避難所の開設に関する事 4 学校等に避難所を開設することの協力に関する事 5 給食センターでの炊き出しに関する事 6 教育委員の安否に関する事 7 スクールバス被害状況等の把握に関する事 8 通学路被害状況等の把握に関する事 9 教育委員への情報提供と方針協議に関する事
	学校教育班 学校教育課長	学校教育課	1 児童生徒、職員の被災状況調査及び対策に関する事 2 児童生徒の安全対策に関する事 3 応急教育の実施に関する事 4 学校等に避難所を開設することの協力に関する事 5 学校用品、教材等の支援に関する事 6 児童生徒の心のケア及び精神的な支援に関する事 7 であい塾の運営に関する事
	文化財班 文化財課長	文化財課	1 文化財の被害調査及び応急対策に関する事

消防部 消防長 署長	消防班 消防総務課長 予防課長 警防課長 指令課長 救急課長	消防総務課 予防課 高山消防署	1 消火及び救出救助に関すること 2 救急に関すること 3 消防団との連携に関すること 4 消防活動状況の把握及び記録に関すること 5 災害情報の収集連絡に関すること 6 被害状況の把握及び記録集計に関すること 7 気象情報に関すること 8 広域消防応援の受け入れ及び調整に関すること 9 避難誘導に関すること 10 自主防災組織に関すること 11 ヘリコプター離着陸場の確保に関すること 12 災害時における死体等の捜索に関すること 13 その他消防に関すること 14 その他消防団に関すること
	消防団班 消防団長	10支団	1 災害の情報収集に関すること 2 消火及び救出救助に関すること 3 災害の警戒及び鎮圧に関すること 4 被災者の救護に関すること 5 避難誘導に関すること 6 その他消防に関すること

(備考)

- 1 各班は、上記の分担任務によるほか、必要に応じ他班の行う実施事項の応援にあたるものとする。
- 2 分担の明確でない対策は、本部長（軽易な事項については本部事務室）の指示する部、班において担当するものとする。
- 3 災害対策本部を開設しない場合又は開設するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの災害対策は、各班長の属する部又は課等がそれぞれ分担するものとする。

支部名（担当支部長等）	班名（担当課長等）	班を構成する課等	分担任務
各支部共通事項			1 支部内の職員の動員、配備等に関する事 2 各支部及び支部内の連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 支部に関する情報収集、調査及び災害資料の作成等に関する事 5 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事 6 平常業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関する事 7 他部及び他支部への応援に関する事 8 受援に関する事 9 地域内の応急対策に関する事 10 住民からの相談の対応等に関する事
各支部 丹生川支所長 清見支所長 荘川支所長 一之宮支所長 久々野支所長 朝日支所長 高根支所長 国府支所長 上宝支所長	地域振興班 地域振興課長	地域振興課	1 被害状況の把握及び報告に関する事 2 災害業務の従事命令及び労務対策に関する事 3 災害広報及び通信の確保に関する事 4 車両及び応急災害資機材の調達及び確保に関する事 5 その他他の班に属さない災害対策に関する事 6 災害時における食糧の確保及び輸送に関する事 7 被災者の救助、保護等の計画及びその実施に関する事 8 避難所の開設、収容及び罹災者の給食並びに救助物資の配分に関する事 9 災害時における防疫、医療、助産等の計画及びその実施に関する事 10 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事 11 その他動員に関する事 12 教育関係全般にわたる災害対策に関する事 13 被災児童及び生徒の救助、保護に関する事
	基盤産業班 基盤産業課長	基盤産業課	1 土木施設等の災害対策に関する事 2 応急住宅対策に関する事 3 水防に関する事 4 上下水道施設等の災害対策に関する事 5 農業、農林、畜産等全般の災害対策に関する事 6 災害時における給水対策に関する事 7 農業施設等の災害対策に関する事 8 商工業部門における災害対策に関する事 9 観光施設等の災害対策に関する事

（備考）

- 各支部の分担任務は、それぞれの支部の管轄区域に対して市本部の指示に基づき行うものとする。
- 各班は、上記の分担任務によるほか、必要に応じ他班の行う実施事項の応援にあたるものとする。
- 災害対策本部を開設しない場合又は開設するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの災害対策は、各班長の属する課等がそれぞれ分担するものとする。

第2章 災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことに重点を置き、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に防災対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。また、災害発生後の復旧・復興を円滑かつ迅速に進めるため、平時からそのために必要な事前準備を行う。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティ等による「共助」が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、県、市民、事業者、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成に努める。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

県は、市、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」推進組織を設置する。

市及び県は、「想定外の常態化」ともいえるべき自然災害の現状を踏まえ個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」防災訓練等に「参加する」など、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市及び県は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、高山市防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平時から市及び県は、関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。特に、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、岐阜県防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き及び事業継続計画の策定状況等の確認を行う。また、新たに協定を締結する際には、協定を締結する団体に加盟又は構成する企業等についても事業継続計画の策定及び改正の推進を図る旨を項目に盛り込むなど、実効性の確保に留意する。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

さらに県は国と連携して、市長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努める。

加えて、市、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

その他に、民間業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

県は、市に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努める。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

この際、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。また、地域防災力を維持するため、市と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

市及び県は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして市民の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(7) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

市及び県は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る。

(8) デジタル等新技术を活用した防災対策の推進

市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技术の活用を推進する。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技术の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技术を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組みを一体で推進する。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

市及び県は、平時から、地域の実情に応じ災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(10) 避難生活支援体制の強化

市及び県は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

市、県等は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3 防災施設・設備等

県は、防災ヘリコプターを導入し、防災航空隊を組織して、緊急活動に備えた訓練を行い、有事の際の即応体制の確立を期する。

また、県は、災害情報の収集、人命救助、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、市に緊

急離着陸場を設定するとともに、市及び県は、防災関係機関の協力を得て、常にその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図る。

4 通信施設・設備等

市、県等は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

また、大規模災害発生時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、移動防災情報センターの整備を行い、通信体制の確保に努める。

なお、県は、市及び防災関係機関とをネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる情報システムの整備、活用を図る。

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

5 水防施設・設備等

市、県等は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

6 救助施設・設備等

市、県等は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検する。

7 災害対策本部施設・整備

市、県等は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図る。また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

災害情報を一元的に把握し、共有することのできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

8 迅速な参集体制の整備

市、県等は、災害時に速やかに応急時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

9 防災拠点施設の整備

(1) 市広域防災拠点施設の指定

市は、大規模災害時に市内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市広域防災拠点施設の指定を行う。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 地域内輸送拠点

市域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

(2) 県広域防災拠点施設の指定

県は、大規模災害時に圏域内での災害対策活動を支援するため、各圏域ごとに県広域防災拠点施設の指定を行う。

(3) 県域を越える災害に備えた広域防災拠点施設

県は、「超」広域災害に備え、県境を越える広域的な災害対策活動のために必要となる国の広域防災拠点施設の整備について、周辺県や国と連携を図っていく。

(4) その他、防災に資する公共施設の整備

市及び県は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

10 その他施設・設備等

市及び県は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図る。

第3項 災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

市及び県は、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災再対策を推進する。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第2節 防災思想・防災知識の普及

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、市民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、市及び県は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

〈実施内容〉

1 地域住民に対する普及

市、県、防災関係機関等は、市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講習会、展示会、研修会等の開催、ラジオ（コミュニティFM等）、テレビ、新聞、広報紙、ホームページ掲載等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こり得る災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池）の準備、各個人にとって最も重要な物（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (3) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に合わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- (4) 一時避難所、指定避難所、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難場所、避難経路等の確認
- (5) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (6) 山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクととるべき行動
- (7) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (8) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (9) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、市民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

2 児童生徒等に対する普及

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及びまちづくり協議会、町内会、自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

3 職員に対する防災教育

市、県、防災関係機関等は防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

4 災害伝承

市、県、防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

5 企業に対する普及

市及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

6 防災訓練への積極的参加

市、県、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第3節 防災訓練

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害時において、市計画、県計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努める。

〈実施内容〉

1 訓練方法

市、県、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。あわせて、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進める。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 市民の防災意識の高揚

市民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 要配慮者等への配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

(5) 水防等の訓練

県及び水防管理団体は、その地域における水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ水防管理団体又は県及び近県等関係団体が合同して実施する。

2 訓練種別

(1) 総合防災訓練

ア 実施の時期

毎年度1回程度、災害が予想される季節を避け実施する（9月第1日曜日を原則とする）

イ 実施地域

災害の発生するおそれのある地域、災害が発生した場合に被害が拡大するおそれのある地域等、訓練に効果がある場所で実施する。

ウ 実施方法

市、県、指定行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、自主防災組織、まちづくり協議会、町内会、地域住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき実践的な内容の応急対策活動を実施する。また、災害応援に関する協定に基づく団体、NPO・ボランティアに対し訓練への参加を求める。

訓練科目	訓練実施機関
気象警報等伝達訓練	気象機関、市、警察機関、通信機関、市民
通信訓練	市、通信機関、奉仕団、その他の防災機関
避難訓練	市、消防機関、警察・交安機関、市民、学校、保育園等
救出訓練、救急訓練	消防機関
炊出、その他救助訓練	市、奉仕団
消防・水防訓練	市、消防機関
その他訓練	関係各機関

(2) 地域防災訓練

各種災害の発生防止、又は軽減を図るため、地域住民の自主防災組織やまちづくり協議会、町内会による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導及び応急手当訓練等を実施する。

(3) 水防訓練

市は水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練等に参加する。

ア 実施の期間

洪水が予想される時期前の5～7月に実施する。

イ 方法

水防工法その他関連する訓練と併せて講習会等を実施する。

(4) 土砂災害訓練

土砂災害に対する警戒避難体制の整備を図るため、出水期前に訓練を実施するほか、必要に応じて県と合同して訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者は「第2章第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策」に基づき、避難確保に関し必要な訓練を実施する。

(5) 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防や水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて、大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

(6) 避難等救助訓練

市及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施するも。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における訓練は、災害時の避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

(7) 広域災害を想定した防災訓練

市、県及び防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

(8) その他の訓練

市、県、防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連携をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。

- ア 災害警備
- イ 気象警報等の伝達
- ウ 災害応急対策活動従事者の動員
- エ 災害情報等収集及び伝達
- オ 道路交通対策及び緊急輸送対策
- カ 土砂災害対策
- キ 情報連絡員や応援職員等の派遣
- ク その他

なお、上記アの災害警備訓練については、県が定める「岐阜県警察災害警備計画」による。

3 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

市及び県は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性、こどもの参画を含めた多くの市民の参加を図っていく。

県は、市民の円滑な避難の実現に向けて、自治会などが実施する季節に応じた避難訓練の取組みを支援する。

4 防災訓練に伴う交通規制

県警察（公安委員会）は、防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

5 訓練の検証

市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織等の育成と強化

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 消防部 3 市民活動部

〈方針〉

大規模災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が不可欠であり、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進とまちづくり協議会、町内会の育成強化を促進する。その際、女性の参画の促進にも努める。

〈実施内容〉

1 自主防災組織づくりの推進

市は、災害時におけるまちづくり協議会、町内会、自主防災組織等の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを促進するものとし、県は、市に積極的に支援する。

2 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市、県、防災関係機関等は、連携してまちづくり協議会、町内会、自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

3 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

(1) 地域防災協働隊の育成支援

県は、市に対し、自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団員OBの活用を図るよう指導支援するとともに、災害時において地域に密着した防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市と連携して、地域防災協働隊の育成支援を図る。

※地域防災協働隊

まちづくり協議会、町内会、自主防災組織、消防団、消防署、警察署、地域で活動する防災グループ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、災害時における迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。

(2) 自主防災組織の設立と活動の充実

市は、消防職員及び消防団員OB等に対して自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を活かした、まちづくり協議会、町内会・自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図る。

(3) 警察活動協力員の活用

県警察は、警察職員OBのうちから警察活動協力員（セイフティ・サポーターズ）を任命し、その専門知識を生かした指導により、自主防災組織の充実を図る。

4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向

上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高山市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

高山市防災会議は、地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

これまでに提出があり、高山市防災会議で承認された地区防災計画は下記のとおり。

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
一之宮地区防災計画	一之宮町まちづくり協議会	一之宮町	令和6年7月26日
清見地区防災計画	清見町まちづくり協議会	清見町	令和6年7月26日
岩滝地区防災計画	岩滝まちづくり協議会	岩滝地区	令和6年7月26日
高根地区防災計画	高根まちづくりの会	高根町	令和6年7月26日
西地区防災計画	西地区まちづくり協議会	西地区	令和7年7月30日
江名子地区防災計画	江名子校区まちづくり協議会	江名子地区	令和7年7月30日
丹生川地区防災計画	丹生川まちづくり協議会	丹生川地区	令和8年7月29日
大八地区防災計画	大八まちづくり協議会	大八地区	令和8年7月29日

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努める。

市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティと連携し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。

5 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定めるよう努める。

6 自主防災資機材の整備

市は、高山市自主防災組織育成指導要領に基づき自主防災活動に必要な資機材を整備する。

7 研修の実施

市、県、防災関係機関等は、連携してまちづくり協議会、町内会、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

また、市及び県は、連携して地域に根ざした各種の団体に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

8 防災人材の育成

市及び県は、防災に関する知識を習得し、避難所の運営リーダー等として活躍できる人材を育成するため、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用して防災リーダー（防災士）の養成等を行い、地域の防災力向上を図る。また、育成した人材が地域防災力の要となるよう、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進するものとする。さらに、外国人防災リーダーの育成に加え、

育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。

9 消防団との連携強化

市及び県は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団と防災士等の多様な主体との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、市は、自主防災組織、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

10 その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実について指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努める。

(2) 建設防災支援隊

地域の建設事業者は、市又は県が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する建設防災支援隊の構築を進める。

(3) 農業用ダム、ため池の自主防災組織

市、土地改良区、受益者及び地域住民は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行う。

第5節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

【実施担当部】

1 市民福祉部

〈方針〉

大規模災害時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

〈実施内容〉

1 ボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、高山市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、市民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

また、国が進める被災者援護協力団体の登録及びそのデータベース整備の取組みを踏まえ、これら登録団体との平時からの連携強化に努め、災害時における防災ボランティア活動の環境整備を図るものとする。加えて、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努め、特に災害ボランティアセンターの設置場所については、市計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害ボランティア支援協議会等を活用し、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。

市及び県は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 ボランティアの組織化推進

市及び県は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行う。

市及び県は、社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておく。

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、それぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

市及び県、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行う。

市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

市及び県は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

(3) ボランティア支援を担う人材の養成

県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う人材を養成する。また、大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営を支援する人材を養成する。

(4) 避難生活支援に取り組むボランティア人材の育成

市及び県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

5 NPO・ボランティア等のネットワーク化

県は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始めNPO・ボランティア等間の連携ある行動がとれるよう、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びNPO・ボランティア等と情報交換会を開催する等団体相互間のネットワーク化を図る。

6 ボランティア活動拠点の整備

社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

7 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第6節 広域的な応援体制の整備

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 消防部 3 総務部

〈方針〉

大規模災害時には、一地域の防災機関では対応が不十分になることが考えられることから、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ他の防災関係機関と相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、市計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

〈実施内容〉

1 広域的な応援体制の整備

市及び県は、市又は県域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。

2 県域を越えた広域相互応援

(1) 県外の都市との災害時相互応援協定（市が協定を締結）

市は、同時に被災する可能性の少ない、遠隔市等との災害時の相互応援に関する協定等の締結を推進する。

現在、越前市、富山市、松本市、平塚市、小松市、丹波篠山市、蒲郡市、大野市、守山市との間で相互応援協定を締結している。

平時より総合防災訓練への相互参加や防災対策に係る意見交換などにより、協定締結自治体との連携強化を図る。

(2) 他の都道府県との災害時相互応援協定（県が協定を締結）

県は、次のとおり、大規模地震災害にあたっての他の都道府県との相互応援に関する協定を締結し、又は締結を検討する。

ア 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

イ 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定

ウ 隣接県との災害時の相互応援に関する協定

エ 同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定

(3) 防災関係機関との協力体制

市及び県は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておく。

(4) 全国の被災市町村への応援

市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

3 県内相互応援

(1) 市及び県災害時相互応援協定

市及び県は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努める。

また、県は、被災市町村の災害対策全般をサポートするため、被災市町村からの要請に基づき派遣する災害マネジメント支援職員を養成するとともに、国研修への参加や被災県への応援等を通じたスキルアップを図る。市へ迅速に支援が行えるよう災害マネジメント支援職員を派遣する体制を確保するよう努める。

(2) 岐阜県広域消防相互応援協定

市は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努める。

4 その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う「緊急消防援助隊」について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施するよう努める。

(2) 警察災害派遣隊

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図る。

(3) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努める。

(4) 県は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

(5) 市及び県は、自ら派遣する応援職員が被災地において円滑に活動できるよう、必要な資機材や装備品等の整備に努める。

(6) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進める。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

県は、市町村における受援計画の作成及びその実効性の確保に向けて、必要に応じて適切な助言や情報提供等の支援を行うよう努める。

(7) 受援体制・広域連携の強化

県は、過去の被災地支援に従事した職員のデータベース化を進める。

また、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなども活用

し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営ができるよう支援する。

第7節 緊急輸送網の整備

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 建設部 3 消防部

〈方針〉

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

〈実施内容〉

1 緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

- (1) 第1次緊急輸送道路…県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
- (2) 第2次緊急輸送道路…第1次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
- (3) 第3次緊急輸送道路…第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

※指定道路一覧表は「地震対策編 P50」に記載

2 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。

県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号滅灯対策を推進する。

3 道路被害状況の迅速把握

道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。また、道路管理者は、

当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

4 防災拠点の指定

市及び県は、次の区分により防災拠点を指定する。

- ・第1次拠点 県庁舎、地方生活圏中心都市庁舎
- ・第2次拠点 市庁舎、県出先機関、警察署、消防本部、自衛隊、国土交通省関係事務所、その他省庁、ヘリポート、道の駅、災害医療拠点、物流拠点、広域防災拠点、河川防災ステーション、SA・PA等
- ・第3次拠点 広域避難場所

5 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置

市及び県は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

県は、市、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておく。

市及び県は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

6 緊急通行車両の周知・普及

市及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第8節 防災通信設備等の整備

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 消防部

〈方針〉

超広域・大規模災害時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながることから、情報通信体制の整備拡充を図る。

〈実施内容〉

1 市防災行政無線の整備

市は、市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための防災行政無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び市と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努める。

2 防災相互通信用無線の整備

市、県及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

市は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

3 非常時の通信体制の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

4 その他通信網

市及び県は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

(1) 衛星携帯電話

市は、機動性のある緊急通信手段として、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備し、情報収集体制の充実を図る。

(2) 特設公衆電話

市は、西日本電信電話株式会社岐阜支店との覚書に基づき、大規模災害時に被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を覚書「特設公衆電話設置一覧（高山市）」のとおり事前に設置する。

(3) 災害時緊急割り込み放送

株式会社飛騨高山テレ・エフエムと契約し、FMラジオ放送中に緊急割り込みによる災害情報を放送することにより、市民への情報伝達の充実を図っており、この災害時緊急割り込み放送を受信する防災ラジオの普及に努める。

(4) 緊急速報メール

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社と契約し、市民及び旅行者など市内で当該契約会社の携帯電話所有者に対し、災害情報をメール配信することにより、市民等への情報伝達の充実を図る。

(5) アマチュア無線

日本赤十字社高山地区無線奉仕団等の協力を得て活動体制を整備する。

県は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備する。

(6) インターネット等

市及び県は、被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

(7) タクシー無線

県は、東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制を整備する。

(8) 公共安全モバイルシステム

平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図る。

5 その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

市、県及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

6 情報の収集、伝達方法の多様化

(1) 災害現場からの情報収集

市及び県は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。また、収集した情報については、画像情報を関係機関間に迅速に共有する防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。

7 情報システムの高度化等

(1) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。

また、道路管理者は道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努める。

(2) 情報収集・連絡システム

市及び県は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多様化に努める。

市及び県は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

県は、国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）と県被害情報集約システムとのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むものとする。

市、県及び指定公共機関は、国が整備する災害対応基本共有情報（EEI）を踏まえ、災害時に関係機関との迅速かつ的確な情報連携が図れるよう、平時から関連システムの整備に努める。

第9節 火災予防対策

【実施担当部】

1 消防部

〈方針〉

大規模災害が発生時、多くの場合は、火災が同時多発し、時間、季節、風速等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損傷、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動が行える体制を整備する。

〈実施内容〉

1 火災予防の指導強化

(1) 地域住民に対する指導

市及び県は、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織、少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに市民に対し、災害時における火災防止思想普及を図るため次の指導を行う。

ア 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓

イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法

ウ 火災予防条例の周知・徹底

また、住宅用火災警報器等の設置促進など住宅防火対策の推進を図り、通電火災等、地震特有の火災に対する出火防止対策の普及を図る。

(2) 防火対象物の管理者等に対する指導

市は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

ア 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）

イ 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓

ウ 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法

エ 消防対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導

オ 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

県は、危険物取扱者保安講習等により、災害時の防火対策等について教育する。

(3) 初期消火体制等の確立

市は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導する。

ア 消防ホース、消火栓の使用方法

イ 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

2 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

市は、消防力の整備指針に定める水準を目標として、消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア 消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保

イ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備

ウ 必要な資機材等の整備

エ 救出活動を阻害する障害物除去のための、大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

オ 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

カ 同時多発災害時に備えた消防団と自主防災組織等の連携による現場対応の充実

(2) 消防水利等の確保

市は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

ア 防火水槽の整備

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

ウ 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用について関係団体との協議

第10節 水害予防対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 建設部 3 都市政策部 4 消防部 5 森林・環境政策部

〈方針〉

洪水等による水害を未然に防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「岐阜県水防計画」によるものとするが、水害と関連のあるため池対策、貯木対策、水防施設の整備等に関する情報等については次に定めるところによる。

〈実施内容〉

1 貯木対策

製材業者等貯木をする者は、例え一時的なものであっても、災害発生時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期する。

なお、各関係機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期においては、その徹底に努める。

- (1) 河川敷へは、貯木をしてはならないこと
- (2) 貯木は、流木化するおそれのある地域はできるだけ避けるとともに、出水等により流失のおそれがある時は、ロープによる緊結等流出の防止に努めなければならないこと
- (3) 平時より流出防止柵を設ける等その施設を整備しておくこと

2 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、施設点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

3 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

4 水害リスクの開示

市及び県は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

このため県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域図等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行う。

市は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を

対象としたハザードマップを策定する。ハザードマップの策定にあたっては、県は支援を行う。

また、県及び河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、市のタイムライン策定を支援する。

なお、タイムライン策定にあたっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮する。

5 防災知識の普及

市、県、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

市及び県は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、民生児童委員）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど被害想定調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

6 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築する。

7 要配慮者利用施設における防災体制の整備

「第2章第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

第11節 雪害予防対策

【実施担当部】

- 1 建設部 2 関係各部

〈方針〉

本市は、豪雪地帯対策特別措置法による指定豪雪地帯として指定を受けており、豪雪あるいは雪崩等の雪害に対する被害を軽減するため、また、雪による倒木に起因する大規模な停電被害を防止するため、雪害予防施設の整備等を進める。

〈実施内容〉

1 道路施設等の整備

(1) 凍雪害防止事業

市及び県は、積雪寒冷地域内における道路について、凍上又は融雪により路盤が破壊されることを防ぐため、又は積雪により交通に支障を及ぼすことを防ぐため、凍雪害防止採択基準（以下、「採択基準」という。）に適合する道路について路盤改良や融雪側溝の整備、堆雪幅の確保を実施する。

(2) 防雪事業

市及び県は、積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所で、採択基準に準じる箇所について防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵、消融雪施設等防雪施設の整備を行う。

(3) 除雪用機械の整備

市及び県は、道路除雪に必要な除雪ドーザ等、除雪機械の整備を行う。

(4) 道路改築事業

市及び県は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

2 鉄道施設の整備

鉄道施設管理者は、雪害防止のため、雪崩等の危険箇所に雪崩覆、雪崩防止柵、流雪溝、防雪林等の施設を整備するとともに、除雪のためラッセル車及びモーターカーロータリー（除雪車）を増設配備し、交通の確保に努める。

3 通信施設の整備

通信施設管理者は、豪雪のため架線に障害の危険がある地帯について、地下ケーブル化を推進するなど豪雪地帯の通信確保に努める。

4 雪崩防止施設の整備等

市及び県は、雪崩危険箇所等で、雪崩の発生する恐れのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努める。

5 学校施設の整備

市及び県は、豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、冬期間の通学と運動場を確保するため、校舎及び屋内運動場の必要な改修や長寿命化を実施する。

6 除雪体制の整備

高山市雪またじ基本方針の趣旨に基づき高山市除雪計画を作成し、市内における除雪体制を確立するとともに、災害時における道路交通等の確保を図り、道路雪害の予防に努める。

豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう、市及び県は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市及び県は入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

市及び県は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、市民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図る。

加えて、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

7 緊急輸送活動関係

市及び県は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、凍結防止剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努める。

8 大雪対策

市及び県は、豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、対策を進める。

9 災害未然防止活動

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を想定しておく。

また、カメラ等の観測機器の整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図るものとする。

さらに、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

10 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

11 防災知識の普及

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッド

レスタイヤ・タイヤチェーンの装着するとともに、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけることが必要である。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。市及び県は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

12 樹木所有者への注意喚起

平時より、樹木所有者に対して樹木の適正な管理に関する啓発を行う。また、必要に応じ、倒木による被害を防止する観点から伐採が必要と考えられる樹木について、その所有者に伐採等の依頼を行う。

第12節 火山災害対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 関係各部

〈方針〉

火山現象による災害を防止し、また被害の軽減を図るため、災害危険予想区域の把握、防災体制等の整備等、災害予防対策に努める。

〈実施内容〉

1 火山の概況

市内には、焼岳、乗鞍岳、御嶽山及び白山（気象庁における常時観測火山）、アカンダナ山（気象庁における常時観測火山以外の火山）の5つの活火山が存在する。

2 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法第3条第1項に基づき、噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として指定される火山災害警戒地域（以下、この節において「警戒地域」という。）は以下のとおりである。

火 山	県	市町村
焼岳	岐阜県、長野県	高山市、松本市
乗鞍岳	岐阜県、長野県	高山市、松本市
御嶽山	岐阜県、長野県	高山市、下呂市、木曽町、上松町、王滝村
白山	岐阜県、石川県	白川村、白山市

3 噴火時等の火山防災対策を検討するための協議会等の設置

市及び県は、警戒地域の指定があったときは、活動火山対策特別措置法第4条第1項に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒体制の整備に関し、必要な協議を行うため、火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は、県知事及び市長、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加える。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ、幹事会等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備する。

火山防災協議会は、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組みについて、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。なお、火山ハザードマップについては、新たな調査結果や解析技術の進展等を踏まえ、定期的に見直す。

市、県、国は、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行う。

市、県、国及び公共機関は、火山防災協議会の枠組みを活用し、平時から相互に連携し、災害時の防災対応について検討を行う。

4 災害危険予想区域の把握

市は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、噴石、火砕流、融雪型火山泥流、火山灰、溶岩流、泥（土石）流、火山ガス、空振、地震及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定する。また、火山災害の想定については火山活動の現状や、推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携する。

5 安全施設等の整備

市及び防災関係機関は、退避壕等の安全施設（山小屋の機能強化を含む。）、通信・放送設備、注意喚起・安全啓発設備及び救助に要する設備（以下この節において「安全施設等」という。）の整備を図るよう努める。

県は、火山防災対策として市が行う安全施設等の整備に対し、財政的支援その他の必要な支援を行うものとする。

市及び県は、火山防災協議会の場を活用する等により、安全施設等の必要性について検討する。

6 登山者等の安全対策

市及び県は、火山防災協議会における検討を通じて、観光行政部局、旅行関係団体、山小屋駐在者、登山ガイドなど日ごろから山と接している関係者と連携し、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者に対して、危険が予想される場所等に注意を喚起する立看板を設置するなど情報提供・伝達手段を整備するよう努める。また、携帯用防災マップの配布やヘルメット持参の啓発などを行う。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努める。なお、登山届の提出については、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

市及び県は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の市民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び退避壕等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。

7 避難及び救助に関する市町村の区域を超えた広域的な調整

市、県、防災関係機関は、山頂付近の被災者情報の収集・集約方法や救助部隊の活動基準の策定とその運用など、市域を超えた広域にわたる連携が必要となる事項をあらかじめ定めておくよう努める。

なお、山頂付近の被災者情報の収集・集約方法については、登山届を活用するほか、山小屋の管理人等からの情報収集に努めるとともに、被災者情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、救助部隊の安全確保に留意するものとし、活動基準については、火山性微動、火山性地震、ガス濃度、落雷及び降雨等を勘案した活動時間・活動の要否の判断基準など、あらかじめ定められる部分は基準として定めておき、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を作成したうえで、救助部隊間で基準を共有する。

8 広域的な降灰対策の推進

市、県、国及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努める。対策の検討にあたっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があること

を考慮する。

9 噴火警報等の伝達体制の整備

市、県、国は、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を市民、登山者等に伝達する体制を整備する。また、登山者等への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

市、県、国は、火山の状況に関する解説情報（臨時）に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておく。また、火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備する。

10 避難確保計画の作成

不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

市は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

11 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

市は、火山ハザードマップ等を踏まえ、安全な地域に、指定避難所を指定し、地域防災計画に定めるものとする。指定避難所の指定にあたっては、避難対象地域の人口を試算しておき、感染症対策を踏まえた上で施設として収容可能かどうかを確認し、地域コミュニティに配慮した収容ができるように、地区別の割当てについても検討しておく。また、指定避難所を指定する際、岐阜地方気象台及び火山専門家等から火山現象の特性等に関する助言を得る。

避難計画では、指定避難所や、市が指定避難所に関する事項を定める際の基準となるべき事項などを定めておく。

(2) 避難の長期化に備えた対策

市は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決するとともに、旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進めるものとする。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。

県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市と協力し情報を正確に避難者に伝達するとともに、県が保有する施設で、長期の避難生活に対応した避難所となり得る施設をリストアップし、市に提供するものとする。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。

市は、岐阜地方気象台の協力を得て、火山活動の状況や予測される火山活動の推移等について、

定期的に説明会を開催するなど情報提供し、避難者や市民等の不安の軽減を図る。

ペット・家畜は原則として所有者の責任において避難先を確保すべきであるが、確保できない場合を想定して、臨時の預かり所や避難先の確保、搬送方法など火山防災協議会等において対応を協議する。

避難計画では、避難生活が長期化することに備えて、環境面に配慮した避難所の設定や避難者への物資、生活面に関わる支援内容について定めておく。また、顕著な地形・地表面の変動を伴う溶岩流や規模の大きな火砕流、土石流に被覆が予想される地域等では、数年に及ぶ避難の長期化や場合によっては今後居住が困難となる可能性があることにも留意する。

12 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、対象とする火山地域で想定される火山現象や噴火シナリオに基づく避難の基本的な方針を踏まえ、市民、登山者等が身を守るための場所として、市内において、適切に指定緊急避難場所を指定する。また、指定緊急避難場所を指定する際、岐阜地方気象台及び火山専門家等から火山現象の特性等に関する助言を得る。なお、災害の想定等により、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けることで、より効率的な避難が可能となる場合もあることから、地域の実情に応じ、火山防災協議会等で、近隣市町村への指定についても検討する。

避難計画では、指定緊急避難場所や、市町村が指定緊急避難場所に関する事項を定める際の基準となるべき事項などを定めておく。

(2) 指定緊急避難場所の指定が困難な火山地域

指定緊急避難場所の指定が困難な火山地域では、退避壕等の新設、既存施設の補強、危険を少しでも軽減する可能性のある場所及び施設を指定するなど、緊急退避を行う場所を確保する。

13 避難経路の設定

市は、市民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておく。避難経路の設定にあたっては、火山防災協議会における協議とともに、岐阜地方気象台及び火山専門家等からの火山現象の特性等に関する助言や火山地域の実情に詳しい観光関係団体の意見も踏まえて定める。また、迅速な避難を実施するため、避難経路上で、道路の容量や交差点などの渋滞が発生すると予想される箇所の有無を確認し、必要な対策を講じておく。なお、避難経路は、火山現象や土砂災害の危険性等を考慮し、複数定めておく。

避難計画では、火山地域の特性を踏まえ、避難対象地域から避難所等までの安全な避難経路を設定するとともに、その代替ルートも設定しておくものとする。また、避難経路によって、活用可能な避難手段が変わり得ることを考慮する。

14 警戒避難体制の整備

国及び県は、焼岳、乗鞍岳、御嶽山及び白山について、地震計、傾斜計、空振計、GNSS、雨量計、ワイヤーセンサー、監視カメラ等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、火山の異常な活動を把握した際の情報等を市に伝達する体制の整備を図るよう努める。

市は、得た情報を市民、登山者等に伝達する体制の整備を図る。

15 防災知識の普及

市及び県は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、火山ハザードマップ、火山防災マップ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

なお、市長は、地域防災計画に基づき、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、市民や登山者等に必要な防災情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じる。

市、県及び国は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及啓発を図る。

16 防災訓練の実施

火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても促進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努める。また、訓練を行うにあたっては、火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、市民、登山者等の参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど総合的・実践的な訓練となるよう工夫する。

17 火山に関する知識・理解の向上

市及び県は、火山に関する情報を評価・判断する能力を高めるため、職員の専門的知識向上に努める。

また、火山と共生するための知恵を身に付けるため、学校教育の場において、火山に関する知識、過去の活動状況、災害時の避難方法等に関する防災教育を行うよう努める。

〈 参 考 〉

火 山 噴 火 の 予 想 と 地 域 の 特 徴

地 区 名	対 象 地 域	地 域 の 特 徴
足洗谷	足洗谷流域	重荒廃流域、河道が直線状で河床勾配が急。保全対象までの距離が最も短い。
岩坪谷	岩坪谷流域	上流域が荒廃しており、河道が屈曲。中～下流域から保全対象までの河道は直線状。
餌掛谷	餌掛谷流域	岩坪谷上流域(大棚)からのオーバーフローによって現象が流下。河道が屈曲。
中尾・ 蒲田川地区	中尾・蒲田・神坂・ 栃尾の一部(蒲田川 段丘上)	土砂移動現象が1方向(足洗谷)から到達。到達時間は5分程度と短く、直撃を受ける可能性が非常に高い。温泉・公共施設が多数分布。中部山岳国立公園の第二種特別地域。
栃尾・柏当・ 田頃家地区	栃尾・柏当・田頃家 の一部(高原川・蒲 田川段丘上)	土砂移動現象が3方向(足洗谷・岩坪谷・餌掛谷)から到達。岩坪谷・餌掛谷方向からの土砂移動現象が先に到達し、到達時間は5～10分程度。重要公共施設が多数分布する生活拠点。
村上・	村上・一重ヶ根	土砂移動現象が2方向(岩坪谷・餌掛谷)から到達。岩坪谷から

一重ヶ根地区	(平湯川段丘上)	の土砂移動現象の直撃を受ける可能性が高く、到達時間は5～10分程度。温泉・公共施設が多数分布。
福地地区	福地・一宝水・上地ヶ根(平湯川段丘上)	土砂移動現象が1方向(餌掛谷)から到達。岩坪谷上流域の地形変化に伴い、土砂移動現象の影響を受ける。温泉・公共施設・農地が多数分布。
高根地区	高根町留之原、小日和田、日和田	火山灰が到達する可能性がある。
朝日地区	朝日町胡桃島	火山灰が到達する可能性がある。

第13節 渇水等予防対策

【実施担当部】

- 1 水道部 2 消防部

〈方針〉

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設(以下「施設」という。)について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。

なお、災害等による飲料水の供給は、「第3章第21節 給水活動」の定めるところによるものとする。

〈実施内容〉

1 現状の把握と施設対策

施設の設置者等は、飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、利用者の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

2 水道等の普及

市は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努める。

3 渇水期の広報と給水

市、県、施設の管理者等は、水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努める。

(1) 広報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

ア テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の利用

イ 広報車、掲示板等の活用

ウ まちづくり協議会、町内会、自主防災組織、大口利用者等への節水協力の要請

(2) 給水の方法

市は、あらかじめ災害時における給水計画を定めておく。給水計画は、主として次の事項について定める。

ア 給水拠点、給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）

イ 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法

ウ 必要となる資機材の確保の方法

エ 関係職員の対応、役割分担等

4 給水資器材の確保等

施設の設置者は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク(とう載用)、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポ

ンプ等の確保又は備蓄に努めるとともに、市全域で初期対応するため、各支所での分散配備に努める。

5 飲料水の緊急給水等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあつては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき、他の水道事業者等に応援を要請する。

6 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣を県知事に要請する。

第14節 観光施設等予防対策

【実施担当部】

1 飛騨高山プロモーション戦略部

〈方針〉

国内外から年間400万人を超える観光客を迎える国際観光都市として、観光客の安全確保、避難保護が必要である。

市は、観光施設の利用者の安全を図るため、災害時に備えた体制の整備に努める。

〈実施内容〉

1 責任体制の整備

管理者等は、各観光施設ごとに防災責任者を定め、平時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備える。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておく。

2 気象警報等の情報収集と避難

管理者等は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

3 市本部との連絡体制

管理者等は、観光施設に危険が予想されるときは、市との連絡体制を整えるとともに、市長は適切な避難の指示が行えるようにしておく。

また、市は気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者等に伝達するように努める。

4 周知徹底

市は、利用者の安全を図るため、管理者等に対して、1 から 3 までの対策を講じるよう指導する。

第15節 孤立地域防止対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 建設部 3 農政部 4 森林・環境政策部

〈方針〉

市域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在しており、こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくされることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

〈実施内容〉

1 通信手段の確保

通信手段については、「第2章第8節 防災通信設備等の整備」に定めるところによる。

市及び県は、災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

2 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

市及び県は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

市及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。

4 避難所の確保

市は、孤立予想地域ごとに避難所となり得る施設の確保を図る。

5 備蓄

備蓄については、「第2章第17節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。

市は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。

また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

県は、孤立地域を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄する。

6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約

県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、市へ周知する。

7 その他

市及び県は、上記の対策に加え県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施する。

第16節 避難対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 総合政策部 3 市民福祉部

〈方針〉

災害が発生し、又は発生するおそれがある地域の住民は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

〈実施内容〉

1 避難計画の策定

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った支援を行う。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたってはこどもを含む市民も参加する等の工夫をするとともに、市民が防災訓練等において直接活用できるよう配慮することにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

また、市及び県は、こどもを含む市民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努める。

市計画に名称及び所在地を定められた、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

また、報告を受けた場合、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定

めるよう、また、市民へ周知するよう努める。加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討する。

市及び県は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市及び県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。

○広域避難場所

- ・中山公園及び周辺施設
- ・飛騨・世界生活文化センター

3 避難場所・避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。

また、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市及び県は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

また、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理担当部局と医療保健担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 福祉避難所の指定・協定締結

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる福祉避難所の整備を図るとともに、災害時に社会福祉施設において要配慮者の受入が可能となるよう協定締結等を進める。

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は、研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市への支援を行う。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(4) 岐阜県避難所運営ガイドラインの見直し

県は、要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送ることができるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「岐阜県避難所運営ガイドライン」を適宜改定する。

また、各市町村において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直し及び避難所運営が適切に進むよう、支援を行う。

(5) 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容も踏まえ、避難者（まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を含む避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、市民等への普及にあたっては、地域の防災リーダーをはじめ市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(6) 避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを市民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

4 在宅避難者等の支援

市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

5 車中泊避難者の支援

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

6 避難先の指定

市は、避難先をあらかじめ指定し、日頃から市民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設をまちづくり協議会で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

7 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制

県警察は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、災害時の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施する。

8 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

市は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿った「避難情報判断・伝達マニュアル」を作成し、市民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

また、気象警報、避難情報を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、レベル3氾濫警報、レベル3大雨警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、

施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。

県は、実効性のある避難のあり方を検討し、市に対し避難情報の基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

9 避難情報の助言にかかる連絡体制

市は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

10 浸水想定区域における避難確保のための措置

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川等として指定した河川に加え、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができる河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。）浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

また、県は、その他河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な手法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供しよう努める。

市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者、その他の者へ周知する。

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等に加え、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができる排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）浸水想定区域の指定のあったときは、市計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市計画に

定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

浸水想定区域をその区域に含む市長は、市計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

11 土砂災害等に対する市民の警戒避難体制

市は、土砂災害等に対する市民の警戒避難体制として、レベル4土砂災害危険警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定および見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

12 避難に関する広報

市及び県は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると市民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、市民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確

保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた市民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく。

13 帰宅困難者対策

都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、火山災害において降灰の影響がある場合を含め、必要に応じて、一時滞在所の確保等を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行う。

14 避難所等における避難者の受け入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所等における旅行者等の受け入れについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

15 避難情報の把握

市及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、市民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取り組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

16 感染症の自宅療養者等の避難

県の保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努める。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

17 デジタル技術を活用した被災者支援

市及び県は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取り組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努める。

市及び県は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築する。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分散避難システム」を広

く周知し、災害時における活用を推進する。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努める。

第17節 必需物資の確保対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 消防部 3 関係機関

〈方針〉

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の状況、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他県他市との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また効率的な公共備蓄を行う等により、円滑な食料、物資等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

〈実施内容〉

1 備蓄の基本的事項

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、高山市災害備蓄品購入計画の定めるところによる。

また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

県は、被害市町村が複数に及ぶ場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、まちづくり協議会や町内会、自主防災組織において共同備蓄を進める。

なお、市及び県は、それらの啓発に努める。

(2) 市の備蓄

快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、常備薬、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は市があたるものとし、これらの物資の備蓄状況については、年

に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関し正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進める。

市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄にあたっては、指定された避難場所等の位置を勘案した分散備蓄の実施や物資拠点の設置など、地域の実情に応じた体制の構築に努める。

(3) 県の備蓄

県は、市の備蓄推進を支援するとともに、災害時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要な物資、資機材を迅速に輸送・配分できるよう分散備蓄の充実に努めるものとする。また、流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達及び広域調整の体制整備に努める。

県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し、不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努める。その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。

2 緊急輸送拠点の整備

市及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

3 物資支援・必要資機材の事前準備

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

県は、水害・土砂災害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の強化や、道路啓開等を目的とした道の駅等への備蓄コンテナの整備に努める。

4 支援物資の輸送体制の整備

市及び県は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施する。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

市及び県は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策

【実施担当部】

- 1 市民福祉部 2 医療保健部 3 市長公室 4 こども未来部

〈方針〉

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化等によって要配慮者は益々増加することが予想される。市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

〈実施内容〉

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 市計画

市は、市計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難行動要支援者名簿

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するとともに、有識者等による協議会を設立し、具体的な対策を協議する。

なお、避難行動要支援者名簿の作成、運用については次のとおりとする。

ア 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難を支援する関係者は、要配慮者支援班のほか、警察、高山市社会福祉協議会、民生児童委員、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織、消防団とする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

- a 介護保険における要介護認定を受けている者
- b 身体障害者手帳1～3級、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持している者
- c 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- d その他妊婦、外国人居住者など自力避難が困難で、名簿への掲載を希望する者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報は次のとおりとし、市が把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所

- e 電話番号その他連絡先
- f 避難支援を必要とする理由
- g その他市長が必要と認める事項

エ 名簿の更新

名簿の更新は、原則として年1回とする。ただし、避難行動要支援者や避難支援等関係者からの申請があった場合は随時更新を行う。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

オ 情報漏えい防止

避難行動要支援者名簿の取扱いについては、次のとおりとする。

- a 名簿の紛失、破損、改ざんその他事故を防ぐため、適切に保管すること。
- b 個人情報の漏えいを防止すること。
- c 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施する目的以外に利用しないこと。
- d 名簿の提供を受けた団体は、原則としてその団体内部においてのみ名簿を利用すること。
- e 名簿を複製する場合は、市と協議すること。

カ 避難のための情報伝達

市は、防災行政無線による屋外放送、防災ラジオ、市配信メール、市ホームページ、放送事業者への情報提供等、様々な手段により避難準備・高齢者等避難開始等を伝達する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、自分自身の安全確保を最優先するとともに、可能な範囲で支援を実施する。

2 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画作成の推進及び支援

市は、「高山市避難行動要支援者支援計画」に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を積極的に活用するよう努める。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効

性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県は、市における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組みを通じた支援に努める。

市及び県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

3 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

(1) 市及び県

市及び県は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を図るとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。

本計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。

対象とする要配慮者施設は、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に立地する以下の施設とする。

ア 浸水想定区域内に存在する施設

区分	施設名称	所在地
高齢者施設	シェアハウスまめなかな	赤保木町969-1
	小規模多機能さくらそう	赤保木町970-1
	グループホームまめなかな	赤保木町1059-1
	こころの丘高山	赤保木町1164-1
	看護小規模多機能ホーム荏名	江名子町2980-1
	デイサービスセンターしんせい	岡本町2丁目18-21
	みらいえ高山	片野町6丁目488
	清徳会宙	神田町1丁目28-1
	介護老人保健施設それいゆ	桐生町4丁目268
	ほのぼの朝日ほずえの家	下切町490-1
	レザミひだメディケアガーデン	昭和町2丁目85-1
	ファインシニアけやき	昭和町3丁目180-1
	ふれあいデイサービスセンター	名田町3丁目1-3
	デイサービスおふくろガーデン	名田町5丁目8
	はとたく館	名田町5丁目95-16
	高山赤十字介護老人保健施設はなさと	花里町2丁目67
	ほのぼの朝日まつもとの家	松本町2227-3
	山王デイサービスセンター	森下町1丁目208
	丹生川デイサービスセンター	丹生川町町方33
	特別養護老人ホーム丹生川苑	丹生川町町方98-1
	けあらいふラルゴきよみ	清見町牧ヶ洞3942-1
	りびんぐラルゴきよみ	清見町牧ヶ洞3942-3
	清見デイサービスセンター	清見町三日町414-1
	荘川デイサービスセンター	荘川町新瀬360-1
	みやりは	一之宮町4907-2
	グループホーム無苦庵	一之宮町5565
	みやりはくぐの	久々野町山梨641
	久々野デイサービスセンター	久々野町無数河859-1
	朝日デイサービスセンター	朝日町万石328
	ぬくもり	国府町上広瀬467-1
	国府保健センター	国府町木曾垣内650
	すみれハイツ	国府町糠塚21
障がい者施設	グループホームぷりずむ 石浦ホーム	石浦町5丁目105
	グループホームぷりずむ 荏名ホーム	江名子町450-6
	グループホームはんもつく岡本	岡本町2丁目27-2
	放課後等デイサービス テント	岡本町2丁目66番地3
	放課後等デイサービス てとらのつみき	岡本町2丁目75番地5
	高山市障がい者就労支援事業所はたらくねっと	昭和町3丁目39-1
	メイちゃんのおうち	大新町2-90-5
	メイちゃんのおうち2nd	大新町1-65
	多機能型支援事業所かたのてとら	片野町6丁目477
	グループホームぷりずむ こぶしホーム	桐生町3丁目68-3
	放課後等デイサービスきゃんぱす	桐生町4丁目448-1

区分	施設名称	所在地
障がい者施設	ホームきりう	桐生町8丁目44
	さんしょうの会きららハウス	三福寺町128
	高山山ゆり園	下切町208-1
	支援事業所てとら	下切町354-1
	支援事業所てとら	下切町233-3
	グループホームはんもっく昭和	昭和町2丁目1-7
	高山市あゆみ学園	昭和町2丁目224
	新宮の里	新宮町721-1
	ひるねこ	神明町4丁目57-2
	飛騨障がい者総合支援センター	天満町4丁目64-8
	クレヨン・ひだ作業所	天満町4丁目64-15
	第二あゆみ学園	初田町3丁目27-6
	さんしょうの会第2きらら	花岡町3丁目87-1
	グループホームぷりずむ なつめホーム	花岡町3丁目162-4
	岐阜県看護協会立ナーシングデイ高山	冬頭町588-1
	たかやまコスモス事業所	森下町1丁目208
	グループホームはんもっく森下	森下町2丁目59-1
	ひだっこの里	山田町288-1
	富士リネン(株)高山工場	久々野町久々野2532
	吉城山ゆり園	国府町宇津江440-1
	グループホームぷりずむ 宇津江ホーム	国府町宇津江1806-1
	飛騨うりす苑	国府町瓜巢2000-1
	放課後等デイサービスばわふる	国府町名張1588
	グループホームぷりずむ ふじホーム	国府町広瀬町2468-7
	むらやまホーム	国府町村山240-6
	高山市立すくすく教室	国府町三日町380-1
乳幼児施設	龍華保育園	石浦町7丁目345
	たんぼぼ保育園	岡本町2丁目75-1
	あおい保育園	岡本町2丁目250-1
	岡本保育園	岡本町3丁目53-10
	新宮保育園	新宮町2093-3
	総和保育園	総和町2丁目18-1
	西保育園	名田町5丁目56
	南保育園	西之一色町1丁目31-3
	本母保育園	本母町193
	清見保育園	清見町三日町96
	荘川保育園	荘川町新渚130
	宮保育園	一之宮町1122
	朝日保育園	朝日町万石611
	こくふ保育園	国府町三日町380-1
	栃尾保育園	奥飛騨温泉郷栃尾339-36
	美鳩幼稚園	下林町353

区分	施設名称	所在地
乳幼児施設	南小さくらクラブ	岡本町1丁目18
	山王小パンジークラブ	片野町6丁目400
	北小のぐるみクラブ	桐生町2丁目21
	新宮小ふなっこクラブ	新宮町2635-2
	西小まがたまクラブ	総和町2丁目18-1
	三枝小ほたるクラブ	中切町715
	清見小はっぴいクラブ	清見町三日町112
	荘川げんきクラブ	荘川町新渕130
	宮小さくらんぼクラブ	一之宮町3087
	朝日小あおぞらクラブ	朝日町万石735
	国府小なつめクラブ・国府児童館	国府町三日町547-1
	栃尾小おこじょクラブ	奥飛騨温泉郷栃尾350
	昭和児童センター	昭和町2丁目224
	ふれあい児童館	名田町3丁目1-3
	事業所内託児所さくらっこ	花里町1丁目1
	花里小ひまわりクラブ	花里町1丁目54
	山王保育園・山王児童センター	森下町1丁目401
	ほっと館	森下町1丁目207-5
医療施設	光華眼科医院	岡本町1丁目22-8
	ナチュラルクリニック21	下林町517-6
	高山赤十字病院	天満町3丁目11
	久美愛厚生病院	中切町1-1
	アルプスベルクリニック	山田町310
	須田病院	国府町村山235-5
学校	南小学校	岡本町1丁目18
	山王小学校	片野町6丁目400
	北小学校	桐生町2丁目21
	西小学校	総和町2丁目18-1
	新宮小学校	新宮町2635-2
	三枝小学校	中切町7156
	花里小学校	花里町1丁目54
	丹生川小学校	丹生川町町方65-1
	清見小学校	清見町三日町112
	宮小学校	一之宮町3050
	朝日小学校	朝日町万石728
	国府小学校	国府町広瀬町2586-6
	栃尾小学校	奥飛騨温泉郷栃尾350
	東山中学校	松之木町262
	日枝中学校	森下町1丁目200-1
	清見中学校	清見町三日町477-1
	荘川さくら学園	荘川町新渕130
	宮中学校	一之宮町3072

区分	施設名称	所在地
学校	国府中学校	国府町三日町450
	飛騨特別支援学校高山日赤分校	天満町3丁目41-1
	斐太高等学校	三福寺町736
	高山西高等学校	下林町353
	高山工業高等学校	千島町291
高齢者施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、老人居宅生活支援事業の用に供する施設、介護保険施設	
障がい者施設	障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業所（事務所のみの施設を除く）、障がい児通所支援事業所（事務所のみの施設を除く）	
乳幼児施設	児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、母子・父子福祉施設、幼稚園	
医療施設	医療施設（無床施設を除く）	
学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校	

イ 土砂災害危険区域内に存在する施設

区分	施設名称	所在地
高齢者施設	看護小規模多機能ホーム荏名	江名子町2980-1
	デイサービスいっぷく	上岡本町1丁目476
	デイサービスセンターふるさとおふくろ苑	上岡本町1丁目488
	リハビリデイサービスひまわり	三福寺町810-62
	豊楽園	三福寺町1110-5
	向陽園	三福寺町1051-3
	ほのぼの朝日ほづえの家	下切町490-1
	グループホーム陽だまり	下林町966-1
	けあらいふラルゴ	新宮町676-5
	グループホームラルゴ	新宮町700-45
	りびんぐラルゴ	新宮町700-200
	グループホームきりん	新宮町791-1
	喜林	新宮町794
	高齢者住宅2番館	新宮町851-1
	ケアハウス1番館	新宮町1054-3
	サービス付き高齢者向け住宅喜林ハイム	新宮町1511-1
	新宮園	新宮町1322-1
	小規模多機能ホームきりん	新宮町1520
	南風園	千島町1257-2
	いこいの広場鉄ちゃん倶楽部	西之一色町3丁目866
	ほのぼの朝日まつもとの家	松本町2227-3
	清見デイサービスセンター	清見町三日町414-1
	荘川デイサービスセンター	荘川町新瀬360-1
	一之宮デイサービスセンター	一之宮町1273
	みやりは	一之宮町4907-2
	八光苑	久々野町久々野1202
	久々野デイサービスセンター	久々野町無数河859-1
	ぬくもり	国府町上広瀬467-1
	アルカディア	国府町村山249-1

区分	施設名称	所在地
	上宝デイサービスセンター	上宝町在家1570-1
	穂高の庭	奥飛騨温泉郷一重ヶ根205
障がい者施設	クレヨン・ひだ石浦作業所	石浦町3丁目663-1
	グループホームぷりずむ ゆりホーム	上岡本町1838-5
	放課後等デイサービスなちゅらる	上岡本町1丁目387-1
	放課後等デイサービスちあふる	上岡本町7-500-1
	高山山ゆり園	下切町208-1
	支援事業所てとら	下切町233-3
	支援事業所てとら	下切町354
	新宮の里	新宮町721-1
	環境ネット株式会社	新宮町4305
	ひるねこ	神明町4丁目57-2
	さんしょうの会きららの家	匠ヶ丘町1-5
	グループホームぷりずむ 宇津江ホーム	国府町宇津江1806-1
	むらやまホーム	国府町村山240-6
	地域活動支援センターやまびこ	国府町村山251-2
障がい者施設	自立訓練施設あじめ	国府町村山315-1
	福祉ホームむらやま	国府町村山318
乳幼児施設	江名子保育園	江名子町2788-1
	三枝保育園	中切町500-2
	城山保育園・城山児童センター	堀端町94
	清見保育園	清見町三日町96
	荘川保育園	荘川町新渚130
	宮保育園	一之宮町1122
	本郷保育園	上宝町在家1868
	栃尾保育園	奥飛騨温泉郷栃尾339-36
	江名子小めだかクラブ	江名子町2838
	三枝小ほたるクラブ	中切町715
	東小パンジークラブ	松之木町2962-1
	清見小はっぴいクラブ	清見町三日町112
	荘川げんきクラブ	荘川町新渚130
	久々野小なかよしクラブ	久々野町久々野1772
	国府小なつめクラブ・国府児童館	国府町三日町547-1
	本郷小ほのぼのクラブ	上宝町在家1642
	栃尾小おこじょクラブ	奥飛騨温泉郷栃尾350
	小規模児童養護施設ひまわり	新宮町3336-8
医療施設	須田病院	国府町村山235-5
学校	江名子小学校	江名子町2838
	三枝小学校	中切町715
	東小学校	松之木町2962-1
	清見小学校	清見町三日町112
	久々野小学校	久々野町久々野1772
	国府小学校	国府町広瀬町2586-6
	本郷小学校	上宝町在家1642
	栃尾小学校	奥飛騨温泉郷栃尾350
	松倉中学校	上岡本町4丁目119

区分	施設名称	所在地
	清見中学校	清見町三日町477-1
	荘川さくら学園	荘川町新渕130
	久々野中学校	久々野町久々野2319
	丹生川中学校	丹生川町町方1500
	斐太高等学校	三福寺町736
高齢者施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、老人居宅生活支援事業の用に供する施設、介護保険施設	
障がい者施設	障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業所（事務所のみの施設を除く）、障がい児通所支援事業所（事務所のみの施設を除く）	
乳幼児施設	児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、母子・父子福祉施設、幼稚園	
医療施設	医療施設（無床施設を除く）	
学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校	

5 施設、設備等の整備

(1) 市

市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 県

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請する。

(3) 市及び県

市及び県は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずる。

(4) 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

また、長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努める。

(5) 二次避難の検討

市及び県は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受け入れ可能なホテル・旅館等の確保に努める。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。

さらに、被災者の希望を踏まえたホテル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討する。

6 人材の確保とボランティア活用

(1) 市及び県

市及び県は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(2) 県

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、市が設置する避難所等において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（岐阜DWA T）の派遣体制を整備し、運用する。

(3) 施設等管理者

施設等管理者においては、平時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

7 外国人等に対する防災対策

市、県及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化・やさしい日本語の併記を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語・やさしい日本語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 外国人防災リーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化を推進
- (6) 多言語・やさしい日本語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (7) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた多言語・やさしい日本語による災害情報等の提供

第19節 応急住宅対策

【実施担当部】

- 1 都市政策部 2 教育部

〈方針〉

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

〈実施内容〉

1 供給体制の整備

市及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努める。

市及び県は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 応急仮設住宅の施工経験やノウハウの共有

県は、応急仮設住宅建設の迅速化を図るため、被災地での施工経験やノウハウの共有に努める。

3 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、災害時に円滑に提供できるようにするため、市や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図る。

第20節 医療救護体制の整備

【実施担当部】

- 1 医療保健部 2 消防部

〈方針〉

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救助（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

〈実施内容〉

1 地震災害等医療救護計画の策定

県は、医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期すため、医療機関の協力の下に、災害時の医療救護体制等を規定した計画を策定する。

2 T-E R Uマニュアルの策定

市は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のためのマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対するまちづくり協議会、町内会、自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するためのマニュアルを定める。

3 T-E R Uマニュアルに基づく活動

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、高山赤十字病院、久美愛厚生病院と締結する災害協定を基に策定したT-E R Uマニュアルに基づき、医療救護施設（救護所）や搬送などの医療救護活動を行う。また、必要に応じT-E R Uマニュアルの見直しを図る。

市は、市医療救護本部において、医療救護情報を集約し、市医師会長とともに関係機関の調整を図る。

4 災害医療コーディネートチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。

県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進する。

災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。

5 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、被災医療機関への支援、患者の広域搬送を効率的に進めるため、医療機関と消防機関、行政機関等が情報共有するシステムを整備する。また、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

6 災害拠点病院等の整備

県は、地域の実情に応じて、災害時において困難な重症患者の処置及び収容、医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

7 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。さらに、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

8 救護所、救護病院の整備

市は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、災害の種類や被災内容など様々な状況を踏まえ、応急救護所を決定する。また、救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、市民への周知を図る。

9 効率的な医療を確保するための研修

県及び医療機関は、効率的な医療を確保するため、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施する。

10 医療品等の確保体制の確立

市、県及び岐阜県赤十字血液センターは、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

11 広域搬送拠点等の整備

県は、広域後方医療施設への重症者の広域搬送にあたり広域搬送拠点を県内2箇所（各務原市、高山市）に設置するとともに、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営に必要な資機材を整備する。

市は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

12 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）構成員の人材育成

県は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するために国が整備する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。

13 災害派遣福祉チーム（D W A T）の整備

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努める。

14 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の整備

県は、災害による被災者のストレスケア等の支援体制の整備のため、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備に努める。

15 災害支援ナースの整備

県は、災害時の看護支援体制の強化のため、災害支援ナースの整備に努める。

16 災害薬事コーディネーターの養成

県は、被災地の医薬品等や薬剤師に関する情報の把握やマッチングを迅速・的確に行うため、災害薬事コーディネーターの養成を推進する。

17 日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携

県は、災害時における医療関係団体が組織するチーム等への情報共有体制やリハビリテーション、栄養支援を強化するため、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）及び日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携を推進する。

18 保健衛生活動

県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（保健医療福祉調整本部）の整備に努める。また、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。

県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。

19 医療関係団体が行う人材育成等への協力

県は、医療関係団体が災害時に備えて行う人材育成等の活動に対して、協力等を行う。

第21節 防疫対策

【実施担当部】

- 1 医療保健部 2 水道部 3 市民福祉部

〈方針〉

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

〈実施内容〉

1 防疫体制の確立

市及び県は、災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市及び県は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市及び県は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第22節 河川防災対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 建設部 3 都市政策部 4 消防部

〈方針〉

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

〈実施内容〉

1 河川改修事業

宮川など県が管理する河川については、「宮川地域における総合的な治水対策プラン」に基づき整備を進め、その他河川についても災害対策上必要な事業の推進を図る。

2 補助河川改修

県下には木曽川水系ほか5水系の一級河川があり県内を縦横に流下している。近年、土地の高度利用が進み、流域内の人口や資産が増大してきており、これらを水害から守るため、県若しくは市は、総合的な治水対策の一環として河川改修事業等により改修工事を推進する。

3 県単河川改修

県は、局部改良事業等で緊急順位の高い河川から、順次改良工事を実施して行く。

4 補助ダム等工事

多目的ダムとして、岩村ダム（富田川）、大ケ洞ダム（大ケ洞川）、中野方ダム（中野方川）及び丹生川ダム（荒城川）が完成し、治水ダムとして阿多岐ダム（牛道川）が完成しており、県は、多目的ダム又は治水ダムとして、内ケ谷ダム（長良川）など必要なダムの建設を進めるものとする。

5 内水対策事業

県内には、国及び県管理の洪水による内水氾濫から県民の貴重な生命、財産を守るために排水機場が33箇所設置されており、国及び県は、既設排水機場について、流域の開発状況を見て計画的に増改築工事を実施し、必要に応じ新規排水機場の建設に着手する。

また、排水機場の耐水化を図るとともに、排水ポンプが浸水等により稼働できない場合に備え排水できるよう排水ポンプ車等を配備する。

6 維持管理

河道の流下能力が確実に確保されるよう、航空レーザによる効率的かつ高精度な測量を行い、計画的な維持管理を実施するとともに、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に実施する。

7 川の防災情報

県は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、ダムの貯水位、河川の映像情報等を県民に提供し、同時にその情報の活用方法を普及啓発することによって、適切な避難行動に繋げるようにする。また、市に提供することによって、水防活動に役立てるようにする。

また、県は、県内全域を放送対象とする放送局（以下「県域放送局」と言う）等を通して、河川情報など、避難行動につながる情報を県民に積極的に提供していく。

8 備蓄拠点の設置及び資機材の配備

県は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める。

第23節 砂防対策

【実施担当部】

- 1 建設部 2 都市政策部 3 森林・環境政策部

〈方針〉

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害の危険性が高い土地における要配慮者利用施設や避難所等を保全する対策を重点的に実施する。

〈実施内容〉

1 砂防対策

(1) 砂防事業の推進

国及び県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床や溪岸の安定を図るため、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、対策工事（砂防堰堤等）や砂防堰堤裏の土砂撤去を計画的に実施する。

砂防施設の整備にあたっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。

(2) 地すべり対策事業の推進

国及び県は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事（集水井工等）を実施する。

県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市及び県は、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事（擁壁工等）を実施する。

(4) 雪崩対策事業

県は、豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るため集落保護を目的とし、必要な箇所について、対策工事（防護擁壁工等）を実施する。

(5) 維持管理

県は、砂防関係施設の点検の確実な実施と点検結果を踏まえた初期段階での適切な補修・改築により予防保全的な維持管理を実施する。

2 土砂流出防止対策

(1) 措置命令、停止命令等

市は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生の恐れがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

(2) 土採取規制条例施行の徹底

県は、条例指定地域内の土採取について、条例所定の届出を徹底させるとともに土砂の流出、林地崩壊等の防止措置を講じさせる。

(3) 岩石採取に伴う土砂流出防止

県は、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に基づく岩石採取に伴い、がけ崩れ、土砂流出の恐れが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、市と連絡の上、必要に応じ岩石採取について災害の防止を図る。

(4) 宅地造成工事の規制

県は、宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂流出の恐れが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、市と連絡の上、必要に応じ区域を指定して宅地造成に関する工事について災害の防止を図る。

3 土砂災害防止対策

県は、市と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）から県民の生命を守るため、土砂災害により市民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

また、県は、おおむね 5 年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

ア 危険区域等の周知

当該区域の指定を受けた市は、市計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を当該市町村の事務所において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会の開催等、必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

県は、土砂災害警戒区域等表示看板の設置や土砂災害ハザードマップの原案作成等の市への支援を行う。

イ 警戒避難体制の整備

当該区域の指定を受けた市は、市計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図る。

岐阜地方気象台及び県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動の実施や市民等への避難情報の発令を適時適切に判断することができるよう、レベル 4 土砂災害危険警報を作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難情報の発令対

象区域を特定するための参考情報として、レベル4土砂災害危険警報を補足する情報の提供に努める。

(2) 土砂災害特別警戒区域での施策

ア 住宅等の新規立地の抑制

県は、住宅宅地分譲や社会福祉施設等の特定の開発行為について許可審査、検査及び監督処分を実施するとともに、居室を有する建築物の新築、改築に対して建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき土砂災害に対し安全であるかどうかの建築確認を実施する。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。

イ 既存住宅の移転促進等

県は、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対して、移転等の勧告をすることが出来る。また、移転勧告による移転者への融資、資金の確保に努める。

4 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

(1) 県土保全事業の推進

県は、要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

(2) 情報の提供

市は、当該施設の名称及び所在地について、市計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

県は、土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設の調査結果に基づき、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。

(3) 防災知識の普及

市及び県は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

(4) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

ア 施設等における対策

「第2章第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

イ 市と施設との連絡体制の確立

市は、市計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるとともに、施設との連絡体制の確立に努める。

5 備蓄拠点の設置及び資機材の配備

市及び県は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める。

第24節 農地防災対策

【実施担当部】

1 農政部

〈方針〉

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

〈実施内容〉

1 たん水防除事業

昭和 36 年 6 月の梅雨前線豪雨による内水被害を契機にたん水防除事業が制度化され、市及び県は、既設排水機場も含め県内の農業用排水機場にて、事業を実施しており、今後においては、緊急度の高いものから、順次改修するとともに、集中排水管理システムの整備も推進する。

2 防災ダム事業

市及び県は、農地を主とする地域の洪水による被害を未然に防止するために必要な洪水調整ダム及びその関連施設の新設又は改修を実施し、洪水の調整を行っており、今後においても、防災ダム事業の必要地区を調査するとともに、強化する必要がある等、緊急度の高いものから順次事業を行うる。

3 ため池等整備事業

市及び県は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、地震・豪雨耐性評価を実施し、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する。

市及び県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進する。

4 その他防災事業

市及び県は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施する。

第25節 治山対策

【実施担当部】

1 森林・環境政策部

〈方針〉

林地の崩壊に伴う災害の復旧又は予防のため、治山事業実施方針に基づいて、その積極的な事業実施を推進する。また、森林は、水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮のため、必要な施設の設置・改良と森林整備を総合的に推進する。

台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

〈実施内容〉

1 県施行事業

(1) 公共治山事業

県は、民有林内の一定規模以上の溪流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムを設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、市民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。その上で、山地災害発生の危険度が高く、かつ、人家等の保全対象への影響が大きい地区を抽出し、治山対策を進める。

(2) 県単治山事業

県は、民有林内で国庫補助の対象とならない溪流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

2 国有林治山事業

国は、国有林内の溪流や山腹斜面を安定させるため、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

3 民有林直轄治山事業

国は、民有林区域内において、事業の規模が著しく大であるとき、事業が高度の技術を必要とする

とき、事業の利害関係が一県にとどまらないときのいずれかに該当する場合においては、当該保安施設事業が国土の保全上特に重要であると認められるときは、関係県知事の意見を聞いて民有林直轄治山事業を実施する。

第26節 土地災害対策

【実施担当部】

1 都市政策部

第1項 土地災害対策

〈方針〉

分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発及び土採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う土地の乱開発を未然に防止し災害予防を図る。

〈実施内容〉

1 災害の未然防止

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

県は、土地開発による県土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催する。

2 施行上の管理

市は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生する恐れがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努める。

県は、土地開発事業の適正な施行を確保するため、必要があると認めたときは、土地開発業者に対し、施行上における必要な防災措置について助言又は勧告をする。

第2項 地盤災害対策

〈方針〉

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制し、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置をとる。

〈実施内容〉

1 地下水の採取

国及び県は、地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下する恐れがある区域又は他の区域の地盤沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼす恐れがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水の採取規制を実施する。

2 代替水の整備

国及び県は、地下水汲上げの代替措置として工業用をはじめとする各用途に必要な代替水の確保及び代替水の供給に係る事業の促進を図る。

3 防災対策

国及び県は、揚水規制区域においては、河口ポンプ場の補強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防の嵩上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

第27節 都市災害対策

【実施担当部】

- 1 都市政策部 2 建設部 3 水道部

第1項 都市計画

＜方針＞

都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

＜実施内容＞

1 土地区画整理

市、県等は、市街化区域内において、土地区画整理事業を推進し、道路、公園等の公共施設を整備して良好な市街地の形成を図る。

2 街路の整備

市、県等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送道路、避難路としての機能を確保する。

3 公園緑地の整備

市、県等は、主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、公園緑地の整備を図る。また施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難場所、被災者の受入れ地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

4 防火地域等の指定

市は、都市の家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域及び準防火地域の指定・拡大を図り、地域内の建築基準法による建築物の防災性能を強化するものとし、県は、当該地域の指定・拡大について、市へ助言等を行う。

5 建築基準法第22条の区域指定

県は、市と協議し、防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、建築物の屋根を不燃材料で作成又は葺くように建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、区域の指定を行い、建築物の防災化に努める。

6 不良住宅地区の改良

市、県及び関係機関は、都市の枢要地帯にある不良住宅地の改良促進を図るため、住宅地区改良事業を促進し、住宅の不燃環境の整備に努める。

7 公営住宅の不燃化

市、県及び関係機関は、都市に建設する公営住宅について、原則として不燃構造とするよう努める。

8 空家対策の推進

市は、大規模災害発生時の空家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空家の活用や除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空家対策を推進する。

第2項 都市排水計画

〈方針〉

市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

〈実施内容〉

1 公共下水道事業等

市は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水道管渠（雨水渠）の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止するとともに、必要に応じ調整池を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のため必要な耐水対策を行う。

第28節 地下施設等保安対策

【実施担当部】

- 1 建設部 2 市長公室 3 都市政策部

第1項 地下空間浸水対策

〈方針〉

ビル地下室や地下街などの地下施設（以下「地下空間」という。）の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとる。

〈実施内容〉

1 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

(1) 危険性の実態の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(2) 浸水実績の公表

市は、地下空間の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について公表・周知を図る。

(3) 浸水予測区域の公表

市は、地下空間の管理者及び利用者が当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域、氾濫シミュレーション等の公表・周知を進める。

(4) 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に地下施設等（地下施設その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

3 避難体制の確立

浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関す

る事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

4 地下施設への流入防止など浸水被害軽減

(1) 浸水防止施設設置の促進

市、県は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

市、県は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生する恐れのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

第29節 建築物災害予防対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 都市政策部 3 消防部

〈方針〉

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平時から建築物の予防対策に取り組む。

〈実施内容〉

1 建築物防災知識の普及

(1) 実施の方法

市及び県は、建築物防災知識の教養普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、広報紙、インターネットの活用、講演会、説明会等によって行う。

(2) 教養普及事項

- ア 既存建物の保全対策
- イ 建築基準法等の普及

2 特殊建築物の災害予防

劇場、映画館、公会堂、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平時の災害予防は、「第2章第9節 火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努める。

(2) 防災診断の実施

県は、関係機関と協議して、既存の特殊建築物で一定規模以上のものを指定して、一定時期ごとに建築士に調査をさせ、その結果に基づき必要な指示、指導をする。

(3) 確認検査の徹底

県は、特殊建築物の建築にあたって、現場検査を強化し、確認検査を重点的に行い、関係法令の履行を徹底する。

(4) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者・防災管理者を置かなければならない施設にあつては、適法な防火管理者・防災管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

(5) 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければない施設にあつては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておくものとする。

(6) 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

3 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、一部施設において、すでに無人化が進められている。設置者及び管理者は、これらの施設の重要性に鑑み、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努める。

4 空家等の状況の確認

市は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第30節 防災営農対策

【実施担当部】

1 農政部

〈方針〉

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

〈実施内容〉

1 指導等の実施

(1) 指導事項等

市、県及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施にあたって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行う。

(2) 指導等の方法

市、県及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行う。

2 病虫害防除器具の整備

県及び農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害防除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努める。

第31節 ライフライン施設対策

【実施担当部】

- 1 水道部 2 建設部 3 森林・環境政策部 4 関係機関

〈方針〉

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動に欠くことができないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要施設の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

〈実施内容〉

1 上下水道施設の災害対応強化

水道事業者、下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

2 水道施設

- (1) 県は、災害発生時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、水道事業者へ次の指導等を行う。

- ア 水道施設の安全性の確保
- イ 緊急時給水拠点の設定
- ウ 水道施設整備への財政支援

- (2) 水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

- ア 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- イ 浄水場施設等の安全性の確保
- ウ 管路施設の整備
- エ 電力設備の確保
- オ 緊急時給水拠点の設定
- カ 資機材の備蓄等
- キ 広域的相互応援体制の整備

上水道関係の主要施設には、災害時における給水を確保するため自家発電装置等予備動力を設置し、停電の場合は、速やかにこれに切り替えるものとする。取水、浄水作業については、これらの施設における各機器の整備点検を徹底し、特に取水ポンプ、送水ポンプ施設の注油、電気配線経路の整備点検に留意する。災害の発生が予想されるときは、各配水池に非常時の水量が確保できるよう努める。

また、災害時の活動を円滑に行うため、災害の発生が予想されるときは、各施設の補強と巡視を強化する。

3 下水道施設

下水道管理者は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

国及び下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

- (1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 下水道施設設備の安全性の確保
- (3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- (4) 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- (5) 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- (6) 下水道台帳の整備
- (7) 中部ブロック災害応援体制の整備

4 浄化槽施設

避難所その他公共施設の浄化槽管理者は、災害発生時における浄化槽の処理機能の低下又は停止を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても必要な衛生機能を維持するため、次の対策を行う。

- (1) 浄化槽の設置状況の把握
- (2) 平時からの適切な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底
- (3) 災害時における浄化槽の迅速な点検体制の整備
- (4) 停電・断水時においても必要な処理機能を確保するために必要な設備（非常用電源等）の確保

5 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (3) 要員の確保
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

6 L P ガス施設

L P ガス事業者は、災害発生時のL P ガス施設の被害及びL P ガスによる二次災害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図るため、次の対策を行う。

- (1) 貯蔵施設、充填施設の安全性の確保
- (2) 高圧ガス保安法に基づく供給設備、消費設備の設置
- (3) 要員の確保

- (4) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

7 鉄道施設

鉄道事業者は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

- (1) 鉄道施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材の整備点検
- (3) 要員の確保

8 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行う。

- (1) 非常用電源の整備等における電話通信施設、設備の安全確保
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 応急復旧機材の配備
- (4) 通信輻輳対策の推進
- (5) 重要通信の確保
- (6) 要員の確保

9 放送施設

放送事業者は、災害発生時における市民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害時においても放送機能を確保するため、次の対策を行う。

- (1) 送信所、放送所の建物、構造物の安全性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全対策
- (3) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の設置
- (4) 二次災害発生防止のための防止設備等の配置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

10 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

11 電線類

道路管理者は、電線類の地中化等無電柱化を推進する。また、市、県及び電気事業者は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を連携して推進する。

12 ライフラインの代替機能の確保

市及び県は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- (1) 指定避難所その他公共施設での井戸の堀削
- (2) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (3) 指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 指定避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (5) 避難所その他公共施設における浄化槽の設置状況の把握及び適切な維持管理

- (6) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (7) 各種通信メディアの活用（アマチュア無線、タクシー無線、インターネット）
- (8) 新エネルギーシステムの導入
- (9) 市による、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害時に活用可能な水源として位置付けるための、災害用井戸・湧水の登録制度の整備

13 連携体制の構築

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築する。

第32節 文教対策

【実施担当部】

1 教育部

第1項 文教対策

〈方針〉

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という）の土地、建築物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全の確保を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 文教施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設にあたっては、適切な構造物による建築に努める。
また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

2 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防にあたる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等台風時における準備作業等が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平時からその組織を整備しておく。

(2) 補修、補強等

平時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備にあたる。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

4 防災教養

市、県、学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわ

け学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

5 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

なお、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

6 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。
- (3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。
- (4) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。
- (5) 訓練は年3回程度実施する。
- (6) 訓練の実施にあたっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるように充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- (7) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施にあたっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

第2項 文化財保護対策

〈方針〉

文化財の保護のため県民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

〈実施内容〉

1 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

2 文化財施設の予防対策

(1) 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

(2) 市、県

ア 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

イ 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

エ 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

3 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

4 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

5 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

県は、市教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

第33節 行政機関の業務継続体制の整備

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 総務部 3 関係各部

〈方針〉

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模地震災害時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。）」の策定に取り組むなど、予防対策を進める。

〈実施内容〉

1 行政におけるBCPの策定

市及び県は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立を図る。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

市及び県における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

市及び県は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

3 公共施設等の長寿命化対策

県は、不特定多数の方が集まる文化施設や県立学校など多くの県有施設が老朽化し、更新時期を迎えることから、「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」に基づき、必要性、有効性、効率性の観点から、統廃合等も含めた今後の施設のあり方について検討を行う「総点検」を実施するとともに、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組む。

第34節 企業防災の促進

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 商工労働部

〈方針〉

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や市の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。

そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続、あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市、県、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が役割を十分に果たせるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

〈実施内容〉

1 企業の取組み

企業は、大規模災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等々による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないように、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みが必要である。

(3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取組み

市、県、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化支援計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1) BCPの策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定や各種災害におけるハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

第35節 防災対策に関する調査研究

【実施担当部】

- 1 消防部 2 市長公室 3 関係各部

〈方針〉

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

〈実施内容〉

1 災害危険地予察

市及び県は、関係機関の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の子察を行い、また、県は防災ヘリコプターを利用して災害危険地の調査を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を市及び県計画に反映する。

2 風水害対策基礎調査

高山市における大規模災害発生状況をみると風水害とりわけ水害による災害が多く、風水害による被害を最小限に留める対策を樹立するため、市、県は、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進する。

- (1) 既往の風水害
- (2) 降水量と山腹等の崩壊災害
- (3) 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害
- (4) 降水量と河川災害
- (5) 浸水想定区域図
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

3 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害をひき起す素因を多くもっており、市、県及び防災関係機関は、相互協力して消防対策を図るため、調査研究を推進する。

4 被害想定調査の実施及び地区防災計画等の整備

市においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（まちづくり協議会単位等）でのきめ細かな地区防災計画・防災マップの作成を積極的に推進する。

5 リスクの評価

市及び県は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評

価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第36節 航空災害対策

【実施担当部】

- 1 消防部 2 市長公室

〈方針〉

航空機の墜落等の大規模な航空事故により、多数の死傷者等が発生する航空災害に対応するため、必要な情報収集、連絡体制、応急体制の整備、応急資機材の確保、防災訓練等を行う。

〈実施内容〉

1 情報の収集、連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において航空災害に対する情報の収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

市、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時から連携の強化を図る。

3 搜索、救急・救助、医療及び消火活動関係

(1) 搜索活動関係

県警察は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。その際、陸路進出が困難な場合に備え、資機材等の小型化・軽量化に配慮する。

(2) 救急・救助活動関係

市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な

救急救助用資機材、泡消火剤、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

(3) 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多数発生することを想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(4) 消火活動関係

市等は、平時より関係機関相互間の連携の強化を図る。

(5) 捜索活動支援関係

市及び県は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの燃料備蓄及びヘリポートの整備等支援基盤の確保に努める。

4 緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

5 関係者への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

市及び県は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

市、県、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練の実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的な訓練となるよう工夫する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第37節 鉄道災害対策

【実施担当部】

- 1 消防部 2 市長公室

〈方針〉

列車の衝突等により多数の死傷者が発生する鉄道災害に対応するため、外部要因による事故防止、安全な運行確保、情報収集連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練を行う。

〈実施内容〉

1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

2 鉄道の安全な運行の確保

(1) 列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄道事業者は、鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(2) 線路防護施設の点検等

鉄道事業者は、土砂災害等から軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該路線の監視に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

3 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進め、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集、連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、鉄道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において鉄道災害に対する情報の収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

市、県、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用 방법等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておく。

(3) 救助、救急、医療及び消化活動関係

ア 救助、救急活動関係

鉄道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。

市及び県は、あらかじめ、鉄軌道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

市等は、平時より関係機関相互間の連携の強化を図る。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市との連携の強化に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関との協力により、応急活動の実施に必要な人員又は応急資機材等を輸送する緊急自動車の整備に努める。

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

鉄道事業者は、鉄道災害の発生を想定した情報伝達訓練の実施に努めるとともに、市、県等の実施する防災訓練への参加に努める。

市、県、県警察、鉄道事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練の実施に努める。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、警察署、鉄道事業者及び防災関係機関による訓練を行う場合は、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的な訓練となるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(7) 災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

5 鉄道交通環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備充実に努める。

市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第38節 道路災害対策

【実施担当部】

- 1 建設部 2 消防部 3 市長公室

〈方針〉

トンネル、橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

〈実施内容〉

1 道路交通安全のための情報の充実

市、県及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

県警察は、道路交通安全のための情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

(1) 道路施設の整備等

道路管理者は、「岐阜県道路施設維持管理指針」等に基づき、道路の計画的な点検、補修等を実施する。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(2) 道路ネットワーク事業

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図る。

3 メンテナンスに関する人材の養成

県は、大学等と連携し、道路の点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」を養成し、道路や小規模橋梁の点検・修繕を推進するものとする。また、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」を小中学校関係者や高校生などに拡大し、効率的かつ効果的な維持管理を図る。

4 市町村に対する技術的支援

県は、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、市に対して道路の維持管理や災害復旧の技術的な支援を推進する。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集、連絡関係

ア 情報の収集、連絡体制の整備

市、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

市、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市、県、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておく。

ウ 備蓄拠点の設置および資機材の配備

県は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市及び県は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

道路管理者、市等は、平時より関係機関相互間の連携強化を図る。

(4) 緊急輸送活動関係

市、県、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置

によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

(5) 危険物等の流出時における防除活動関係

市、県及び道路管理者は、危険物等の流出時に防災活動を的確に行うことができるよう資機材の整備促進に努める。

(6) 関係者への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(7) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対策等について周知徹底を図る。

市は、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関と相互に連携した防災訓練の実施に努める。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、県、県警察、道路管理者及びその他防災関係機関との訓練を行うにあたっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間、訓練場所など様々な条件を設定し、実践的な訓練となるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

ウ 道路啓開訓練の実施

国及び県は、市、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める。

(8) 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておく。

(9) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設である構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

6 防災知識の普及

市及び県は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第39節 放射性物質災害対策

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害対策基本法及び放射性同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づく放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大防止について、必要な予防対策を進める。

〈実施内容〉

1 施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛消防体制の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (7) 防災訓練等の実施

2 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図る。

3 防災対策資料の整備

岐阜労働局、市及び県は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

5 災害に対する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害発生時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

6 食料の調達・供給体制の整備

農林水産省は、災害時における食料の調達、供給体制の整備に努める。

第40節 危険物等保安対策

【実施担当部】

- 1 消防部 2市長公室

〈方針〉

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬（以下「危険物等」という。）の漏えい流出、火災、爆発等により多数の死傷者が発生する危険物災害を防止し、又は災害時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

〈実施内容〉

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 危険時の通報

危険物等の貯蔵、取扱事業者は、危険物施設において危険物の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防署及び警察署に通報する。

(2) 緊急措置

中部近畿産業保安監督部、県及び市は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずる。

(3) 規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、市及び県は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

市、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

(4) 教養、指導

市、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図る。

(5) 安全性の向上

市、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

(6) 風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

市及び県は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導する。

なお、県は、高圧ガスについて、地域内の高圧ガスの移動に係る災害の発生又は拡大の防止を目的とした、岐阜県高圧ガス地域防災協議会の整備充実に努めるものとし、災害防止の訓練の実施に努める。

3 高速道路上の危険物等事故対策

岐阜県内の高速道路における危険物等事故対策については、岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会の定める高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル等により対応する。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

市、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用 방법等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておく。

また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

ウ ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で各市町村へ必要に応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進する。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

市及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市及び県は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

市及び県は、平時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

市、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。また、広域的な交通管理体制の整備に努める。

(5) 危険物等の流出時における防除活動関係

市及び県は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

(6) 避難受入れ活動関係

市は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、市民、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。

(7) 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(8) 防災業務関係者の安全確保関係

市及び県は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(9) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(10) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

市、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等が訓練を行うにあたっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(11) 災害復旧への備え

市、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市、県等は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

市及び県は、地域の防災的見地からの被害想定調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区防災計画、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、映像等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市、県等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第41節 林野火災予防対策

【実施担当部】

- 1 消防部 2 森林・環境政策部

〈方針〉

本市は、広域な林野面積を有しており、林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところであり、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対応するため、林野火災に強い地域づくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

〈実施内容〉

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 林野火災特別地域、林野火災特別地域対策事業計画

県は、林野火災対策を集中的かつ計画的に実施する必要があると認める市町村の区域を林野火災特別地域に指定する。関係市町村は、地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進する。

(2) 防火林道、防火林帯の整備

市及び県は、必要な地域に消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施する。

(3) 火の使用制限

市及び県は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有管理者は、「高山市火災予防条例」に基づき火の使用制限を行う。

(4) 巡視及び監視の強化

県は、林野火災防止のため、職員等による巡視により早期発見と早期通報を推進する。

(5) 森林保全管理活動の促進

森林の所有（管理）者及び地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動の推進に努める。

2 林野の所有管理者の管理上の指導

市及び県は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至ることがあること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。

このため、市、県及び消防機関は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

(1) 情報の収集、連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 情報の整理

市、県等は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

ウ 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。なお、その整備・運用・管理にあたっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておく。

(3) 県と自衛隊の連携体制

県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力体制について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整の窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救急、救助等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡しておく。

(4) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

市及び県は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市及び県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

市及び県は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。

市、県及び国は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。

市、県及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

国、県及び市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団及び自主消防組織等について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

市、県及び国は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。

(5) 緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備をする。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。また、広域的な交通管理体制の整備に努める。

(6) 避難受入れ活動関係

市は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、市民、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難誘導体制の整備に努める。

(7) 施設、設備の応急復旧活動関係

市、県等は、それぞれの所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(8) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(9) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

市、県、消防機関、森林組合、民間企業、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、森林組合等が訓練を行うにあたっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市、県等は、山火事予防期間、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発にあたっては、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、映像等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 保健休養林等の保全

市、県等は、レクリエーション等県民の保健と、休養の場となっている「東海自然歩道」、「県民休養の森」、「生活環境保全林」、「緑地環境保全地域」等については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市、県等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

(4) 市民の防災活動の環境整備

市、県等は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

また、林野火災の予防活動について、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠であり、市及び県は、市民や事業所等の自主防災活動を育成、助長する。

第42節 大規模な火事災害対策

【実施担当部】

- 1 消防部 2 都市政策部 3 建設部 4 市長公室

〈方針〉

多数の死傷者の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集、連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を実施する。

〈実施内容〉

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 市及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点と結ぶ幹線道路、都市公園、河川など骨格的な施設の整備、建築物や公共施設の耐震及び不燃化、水面、緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 市、県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の設置、維持管理

市、県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努める。

イ 建築物の防火管理体制

市、県、事業者等は、多数の人が出入りする高層建築物について、防火管理者の適正な選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 市及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

イ 市、県、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用、「高山市火災予防条例」に基づく火気の使用制限などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報収集・連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。

市及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

イ 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平時よりその確保に努める。

電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図る。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておく。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

イ 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市及び県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ウ 消火活動関係

市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理

体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

(5) 避難受入れ活動関係

市は、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の市民に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

指定緊急避難場所については、市は、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

消防部は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

市、県、県警察、事業者、防災関係機関、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、県警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市、県等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、市民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの被害想定調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区防災計画、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、映像、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災関連設備等の普及

市及び県は、市民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市、県等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第43節 大規模停電対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 建設部 3 森林・環境政策部

〈方針〉

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

〈実施内容〉

1 連携の強化

県は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、定期的に会議等を開催し連携の強化を図る。

2 事前防止対策

市、県及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

3 代替電源の確保

市、県及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

市及び県は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新する。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 基本方針

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることが最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市本部の運用に関する計画は、次によるものとする。なお、本計画に定めるもののほか、水防の組織等については、所属部、課（班）の定める別途計画に、雪害の組織については「高山市除雪計画」に基づくものとする。

また、地震災害については、「地震対策編」によるものとする。

第2項 市本部の運用

1 体制等

注意報、警報が発表された場合、あるいは市本部が設置された場合の体制等は、次のとおり。

	体制をとる部	設置基準	摘要
準備体制	市長公室 建設部 消防部	①次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき ・レベル2大雨注意報 ・レベル2氾濫注意報 ・強風注意報 ・風雪注意報 ・大雪注意報 ②台風が接近しているとき ③その他、市長がこの体制を命じたとき	災害対策本部は設置しない 活動内容は各種情報の収集と伝達
警戒体制	市長公室 総合政策部 総務部 財務部 市民活動部 市民福祉部 こども未来部 医療保健部 森林・環境政策部 農政部 商工労働部 飛騨高山プロモーション戦略部 建設部 都市政策部 水道部 会計部 議会部 教育部 消防部 各支部	①次の警報のうち、いずれかが発表されたとき ・レベル3大雨警報 ・レベル3氾濫警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報（状況により判断） ②台風が接近しているとき ③レベル4土砂災害危険情報が発表されたとき ④その他、市長がこの体制を命じたとき	市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する

	体制をとる部	設置基準	摘要
非常体制	全ての部及び班	①災害が発生し、市内に大規模な被害が予想される時 ②災害救助法の適用を受ける災害が発生したとき	災害対策本部を設置する
救助体制	関係する部及び班 (市長が指示する班)	災害救助法の適用を受ける災害で、救助関係以外の部班について特に体制をとる必要がないと認めるとき	災害対策本部を設置する
特別体制	市長が指示する部及び班	非常体制の設置に至らない程度の災害が発生し、又は特殊な災害が発生した場合で、市長がこの体制を命じたとき	市長が必要と認めたときは災害対策本部を設置する

(注) ・各班において、各体制時における出動計画をたてておくものとする。

- ・各班の所管施設の管理、見回り等の体制は、別途各班において計画する。
- ・各班において、あらかじめ班内の緊急連絡網を定めておく。
- ・庁内放送可能時における体制等の伝達は、庁内放送によって行う。

<災害対策本部員構成>

市長（本部長）、副市長・教育長（副本部長）、部・室・局・消防・消防署・支所長・会計管理者

(1) 緊急時には、2人以上集まれば災害対策本部を設置できるものとし、行政機能が麻痺しないようにする。

(2) 市長が不在の場合の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定める。

第一順位 副市長 第二順位 教育長 第三順位 市長公室長

2 体制等の特例

(1) 市長（本部長）は、災害の種類、状況、その他により、1に定める体制により難いと認めるときは、特定の部、課（班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

(2) 支所地域において、災害の発生が切迫している場合は、支所長が市長に代わって実施責任者となることができる。

3 関係機関への通報

市長（本部長）は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは速やかに次の関係機関に伝達する。

飛騨県事務所（振興防災課）

岐阜県庁（防災課）

4 開設の場所

災害対策本部は、市庁舎4階の特別会議室に設置する。なお、市庁舎が被災し使用不可の時は、丹生川支所等使用可能な場所に設置する。

（準備体制中は、本部が設置されないの、それぞれ体制をとる部において活動する。）

5 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長（不在の場合は副本部長）がそ

の必要を認めたときは「本部員会議」を開催し、概ね次の事項について協議する。

なお、本部員会議を開催するいとまのないとき、あるいは災害の規模が本部員会議を開催する程度に達しない場合にあっては、必要な事項について関係ある本部員が協議し、その結果に基づき本部長が決定する。

- (1) 災害対策本部の体制及び職員の動員（各班の応援を含む。）に関すること
- (2) 現地本部の設置に関すること
- (3) 災害防除（拡大防止）対策に関すること
- (4) 罹災者の救助対策に関すること
- (5) 交通・通信、その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること
- (6) その他災害に関連した必要な事項

6 本部内担当の配置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における本部員及び本部連絡員は、それぞれの所属部・班に勤務し、本部員会議開催時あるいは本部開設時には、直ちに本部室に勤務できるようにしておく。

また、職員の動員方法、任務は、各班において職員別に定めておく。

担当名	事務分掌	要員
本部連絡員	各部に対応する指示事項を伝達する	各部より1名
情報発信 広報	1 防災行政無線、アマチュア無線、移動無線、携帯電話等 等を確保する 2 市民等への災害情報広報を行う 3 テレビ・ラジオ局との広報手段を確保する 4 関係機関への情報発信・マスコミ発表を行う	市長公室 総合政策部 市民活動部
情報整理	1 情報受信担当を配置し、地図等を活用して情報整理を行う 2 市民からの情報を整理する	総務部
車両確保	1 車両確保・燃料供給店を確保する 2 冬期は暖房器具及び燃料を確保する	財務部
人員配置	1 職員及びボランティアの業務配置をする	総務部 市民福祉部

第3項 現地災害対策本部の開設

市長（本部長）は、災害の規模、程度により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。

1 構成

現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 分担事務

現地災害対策本部は、災害対策本部長の特命事項を処理し、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

3 開設の場所

現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、公民館等公共の施設を利用する。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4項 県との連絡調整

市本部は、県及び県の現地災害対策本部ができたときは、その現地災害対策本部と十分な連携を図る。

第5項 本部、支部職員の証票等

1 身分証明書

本部、支部職員の身分証明書は、「高山市職員身分証明書」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）に定める身分を示す証票も、本証をもって兼ねるものとする。

第2節 災害対策活動要員の確保

第1項 職員の動員

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。

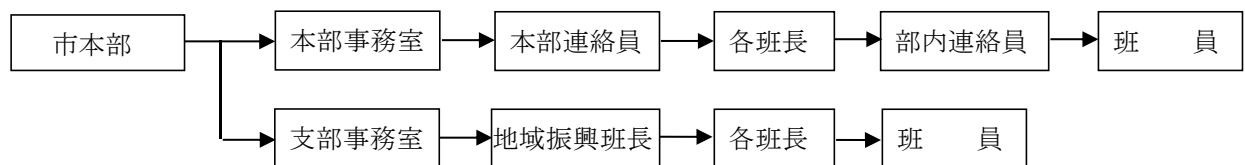
〈実施内容〉

1 災害対策要員の出動義務

防災関係の職員は、常に災害気象等に留意し、対策を要する災害の発生（災害の発生が予想される場合を含む。）を承知したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

2 動員の系統

市本部における職員の動員は、次の系統により伝達し動員する。



市本部における職員の動員は、別に定める「気象警報発令・災害発生時における職員動員配置計画」による。

3 動員の報告

各班長は、分担する災害対策、その他の目的で班員を動員する必要があるときは、それぞれ各班において動員するものとし、動員したときは、その旨を本部事務室に報告する。

各班は、あらかじめ動員の系統、順序、連絡方法について具体的に計画しておく。

支部においては、地域振興班により取りまとめをし、その旨を本部事務室に報告する。

なお、各班長は、あらかじめ動員の系統、順序等職員の動員計画を本部事務室に報告しておかなければならない。また、消防部における動員は、消防長が別に定める動員の方法、消防並びに水防サイレン、警鐘等によるものとする。

4 退庁後における職員の動員

宿日直者は、災害の発生を承知し、又は発生するおそれがあることを承知したときは、次によるものとする。

(1) 市長公室に連絡し、連絡を受けた職員は本部事務室長（市長公室長）に報告する。本部事務室長（市長公室長）は本部長（市長）、副本部長（副市長）に災害の状況を急報し、指示を受けて「職員動員計画」に基づき動員を行う。

(2) 連絡の方法は電話又は携帯電話、メールで行うものとするが、電話不通時にあつては、電報又は急使による。

（注）昼夜の別、交通機関の有無を問わず最も短時間に登庁出来る方法で登庁すること。

5 その他

(1) 警報発表時の宿日直者及び情報収集

ア 気象警報（レベル3大雨、レベル3氾濫、暴風、大雪、暴風雪）が発表された場合の宿日直者は、市長公室職員又は支部防災担当者に連絡する。

イ 市長公室職員及び支部防災担当者は、職員招集メール、民間気象会社から配信されるメールなどからも、気象警報（レベル3大雨、レベル3氾濫、暴風、大雪、暴風雪）を確認する。

ウ 市長公室、総務部、総合政策部、情報収集のため職員2名（支所は1名）を配置するが、大雪警報については状況による。

(2) その他職員の配置は、各班、支部において計画するが、市本部を設置し、警戒体制をとったときは、災害準備対策の有無にかかわらず各班、支部とも1名以上が配置につき、又は在庁して待機しなければならない。その他、別に定める高山市職員初動マニュアルに基づくものとする。

(3) 職員の応援

各班、支部における災害応急対策の実施に際し職員が不足するときは、所属の本部連絡員・地域振興班長を通じて市本部（総務班）に応援の要請をする。総務班は、本部員会議で決定された応援方針に基づき、余裕のある部、班、支部のうちから適当な班を決定し、通知する。

なお、職員の応援要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 職務の内容

イ 勤務の場所

ウ 職種

エ 携帯品、その他必要事項

6 災害対応職員の健康・メンタルケア対策

(1) 市及び県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

(2) 救急、救助又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(3) 消防部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第2節 災害対策活動要員の確保

第2項 技術者等の雇上げ

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害応急対策実施のため必要な人員（労力）の動員及び雇上げは、本計画の定めるところによるものとする。

〈実施内容〉

1 雇上げの許可等

雇上げの実施については、事前に本部事務室長の許可を得るものとし、許可を得るいとまのないときは、事後においてその都度本部事務室に報告する。

2 給与の支払

労務者等の雇上げ又はあっせんは、おおむね次の各班において行うものとする。

一般医療衛生関係	—————	医療班
家畜医療衛生関係	—————	畜産班
土木・建設等関係	—————	契約管財班、建設班、維持班、都市計画班、建築住宅班、 上水道班、下水道班
その他特殊な職業	—————	各関係事業の主管班
一般労務者	—————	商工班

3 給与の支払い

労務者に対する給与額は、その時における雇上げの慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令、その他により別に基準があるものは、この限りでない。

4 労務者従事記録

労務者等の雇上げを行った班は、次の記録を作成し、整理保管しておくとともに、総務班に提出（1部）しなければならない。

（1）出役表

日々出役の状況を確認し記録する。

（2）給与台帳

日々出役の状況を記録し、給与等の計算、支払状況等を記録する。

5 建設関係労務者の雇上げ

契約管財班等は、建設業者等との連絡を密にし、建設労務者の雇用にあたって支障のないよう体制を整えておかなければならない。

6 作業器具の確保

災害対策要員を必要とする各班長は、市本部又は各班と連絡の上、作業に要する器具を調達又は確保する。

7 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための人夫の雇上げの範囲、その他基準等は、次による。

(1) 人夫雇上げの範囲

災害救助法による救助実施のための人夫の雇上げは、次の範囲とする。

ア リ災者避難のための人夫

原則として認められないが、市本部の指示による避難で、特に誘導人夫を必要とするとき。

イ 医療及び助産の移送人夫

a 医療班では処置できない重傷患者、もしくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院や診療所に運ぶための人夫を必要とするとき。

b 医療班の移動に伴う人夫（医療班員を背負って急流を渡るような人夫）を必要とするとき。

ウ リ災者の救出

a リ災者を救出するための人夫を必要とするとき。

b リ災者救出に必要な機械器具、資材を操作するための人夫を必要とするとき。

c 後始末のための人夫を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

a 飲料水供給のための機械器具及び操作に人夫を必要とするとき。

b 飲料水を浄化するための薬品の配布等に人夫を必要とするとき。

オ 救助用物資の支給

被服、寝具、その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食料品、調味料、燃料等）の整理（種類別・地区別区分、整頓、保管）、輸送（積降し、上乘、運搬）、又は配分に人夫を必要とするとき。

カ 遺体の搜索

a 遺体の搜索に人夫を必要とするとき。

b 遺体の搜索に要する機械器具、その他資材の操作に人夫を必要とするとき。

c 後始末に人夫を必要とするとき。

キ 遺体の処理

(2) 臨時職員

遺体の洗浄、消毒等の処置、遺体を仮安置所まで移送するため等の人夫を必要とするとき。

(3) その他の職員

上記以外の救助作業のため人夫の必要が生じたときは、市本部は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外人夫についての要請を行う。

なお、要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア 人夫の雇上げを行う目的、又は救助種目

イ 人夫の所要人数

ウ 雇上げを要する期間

エ 人夫雇上げの理由

オ 人夫雇上げを要する地域

(4) 人夫雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(5) 費用の限度

「2 給与の支払い」による費用による。

(6) 報告、その他事務手続き

市本部は、人夫を雇上げたときは、「救助日報」により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、人夫雇上げに関する記録は、「3 労務者従事記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し整理する。

8 その他

(1) 医療、土木建設関係者等の雇上げにあたっては、従事作業用の器具等を指定し、持参させるものとする。

(2) 土木の応急復旧作業等で、その内容が市において直接実施するより請負等に付することを適当とするような場合にあっては、請負あるいは委託等の方法による。

第2節 災害対策活動要員の確保

第3項 従事命令等

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 総務部 3 消防部 4 関係各部

〈方針〉

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法でもなお不足し、他に供給の方法がないときは、本計画の定めるところにより従事命令等を執行する。

〈実施内容〉

1 従事命令等の種類及び執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事 市長（委任を受けた場合のみ）
	協力命令		
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市長
		災害対策基本法第65条2項 3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

2 従事命令等の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (災 害 救 助 法 及 び 災 害 対 策 基 本 法 に よ る 知 事 の 従 事 命 令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者

	8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市長、 警察官、自衛官の従事命令)	市区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

3 従事命令等の執行

市本部における従事命令の執行については、消防作業及び水防作業のための従事命令については消防班が、災害対策基本法による従事命令等については福祉班又は関係各班が担当する。

なお、「災害対策基本法」第 65 条に基づいて警察官及び自衛官が従事命令を発した場合は、市本部長に通知する。

4 公用令書の交付

市長が、県知事から委任を受けて行う従事命令又は協力命令（発した命令を変更し又は取り消したときを含む。）の適用については、県様式集などにより定める令書を交付しておこなうものとする。

なお、市長が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要としない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

- (1) 災害救助法による従事命令
- (2) 災害救助法による従事命令の取消命令
- (3) 災害対策基本法による従事、協力命令
- (4) 災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令
- (5) 災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令

5 実費弁償

消防法第 29 条第 5 項、水防法第 24 条及び災害対策基本法第 65 条第 1 項による従事命令を発した場合の実費弁償は、行わない。

ただし、災害対策基本法第 71 条第 2 項及び災害救助法第 30 条第 1 項により、市長が従事命令等を発した場合の実費弁償は、県が行う。

6 損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区 分	災害救助 (県知事命令)	災害対策基本法 (県知事命令)	市長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	「非常勤消防団員等」及び「災害に伴う応急措置に従事した者」にかかる損害賠償の各条例

補償等の 種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	県様式による	県様式による	市で定める様式

7 その他

(1) 従事台帳の作成

従事命令を発した吏員の所属する班は、「従事者台帳」を作成し、整備保管する。

第3節 ボランティア活動

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 市民福祉部

〈方針〉

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

〈実施内容〉

1 市及び県の活動

市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。

県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。

2 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

3 市社会福祉協議会の活動

市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行う。

また、関係市町村社会福祉協議会の協力を得て現地災害救援事務所を設置する。

(1) 災害ボランティアセンターの業務

- ア 災害救援計画の策定及び実施
- イ 救援活動に必要な情報の発信
- ウ 災害ボランティアの調整

- エ 災害ボランティアの受付・登録
- オ ボランティア登録者への活動要請
- カ 現地災害救援事務所の業務

(2) 被災現場の救援活動

- ア 災害ボランティアの受入及びコーディネート
- イ 災害ボランティアの救援活動への支援

4 災害ボランティアの支援に関する対応

(1) 市災害ボランティアセンターの運営

- ア 市本部及び市社会福祉協議会は、災害時における市災害ボランティアセンターの運営及び災害ボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保する。
- イ 市社会福祉協議会は、著しい被害を受けた地域、地理的な課題等のため、災害ボランティアセンター分室（サテライト）の設置が必要であるときには、市本部と協議のうえその設置場所を確保する。

(2) 総合ボランティア部会の設置

市本部にボランティア部会を設け、県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体と連携を保ちながら、生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行う。

5 県社会福祉協議会の活動

県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、県及び市と連携して、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請する。

6 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行う。

第4節 自衛隊災害派遣要請

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 総務部 3 消防部

〈方針〉

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、県知事は、自衛隊に対し、自衛隊法（昭和25年法律第165号）の規定により部隊の災害派遣を要請する。

〈実施内容〉

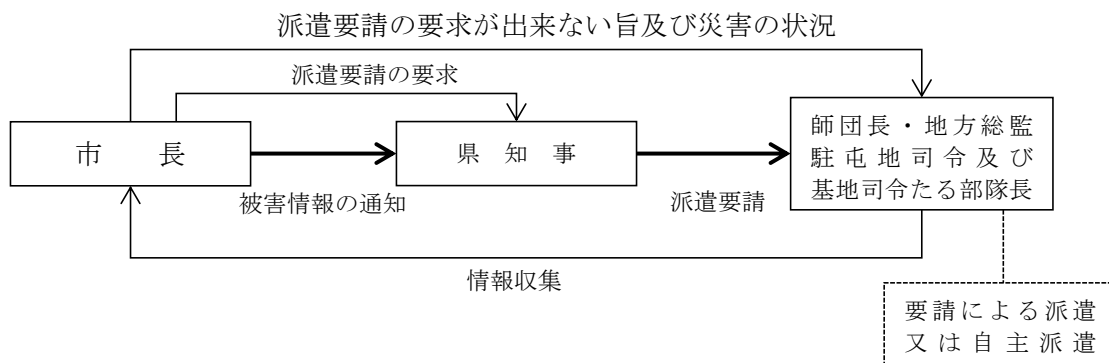
1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関では不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣の要請

県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、必要があれば直ちに要請する。

また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。



3 災害派遣要請を受けられることができる者

- (1) 陸上自衛隊第10師団長（陸上自衛隊第35普通科連隊経由）
- (2) 航空自衛隊第2補給処長
- (3) 海上自衛隊横須賀地方総監

4 災害派遣部隊の活動範囲

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」昭和33年総理府令第1号に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 災害派遣要請の手続き

(1) 派遣要請の要求

市本部長は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」により、県知事に自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出する。要請を行った場合は、市本部長は、必要に応じて、その旨及び市内の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

なお、県知事に自衛隊の派遣要請ができない場合には、市本部長は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに当該通知した旨を県知事に通知する。

指定地方行政機関又は指定公共機関等の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、県知事に要請を求めることができる。

県知事は、市長、指定地方行政機関又は指定公共機関等の長（以下「市長等」という。）から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、「災害派遣要請書」を自衛隊へ提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、「自衛隊法」に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(3) 派遣部隊の受入体制

県は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、市の受入体制を支援するとともに、派遣された部隊長及び派遣を受けた市等の連絡にあたる。

受入側の市等は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期す。

- ア 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定（本部事務室長が、状況に応じ決定する）
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 市民の協力
- オ 派遣部隊の誘導（担当：消防部）
- カ 活動状況の報告

6 県警の協力

県は、自衛隊派遣を容易にするため必要があると認めたときは、県警察と協議して、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を要請する。

7 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営並びに救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
- エ 県等が管理する有料道路の通行料

(2) その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度決定する。

8 派遣部隊撤収時の手続き

市長等は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」を提出し撤収を依頼する。

県知事は、上記の撤収要請依頼を受けたときは、すみやかに「自衛隊の撤収要請書」により要請を行う。

9 その他

(1) 連絡幹部の派遣

県は、災害派遣の要請を要するような災害の発生が予想されるとき又は県が警戒体制をとったときは、自衛隊との連絡を密にするものとし、調整により自衛隊から連絡幹部の派遣を受け、情報交換、

部隊の派遣等に関して連絡調整を図る。

10 自衛隊ヘリコプターの派遣要請に関する留意事項

- (1) 派遣要請は、「災害派遣要請依頼書」にその旨を明示
- (2) 派遣要請は事実を確認し、他に方法がないときのみ実施

第5節 災害応援要請

【実施担当部】

1 市長公室

〈方針〉

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

〈実施内容〉

1 広域的な応援

(1) 相互応援協定に基づく応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。なお、応援の受け入れについては、「岐阜県災害時広域受援計画」及び「高山市受援計画」に基づくものとする。

(2) 県による応援要請

ア 応援協定に基づく応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。応援にあたっては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努める。

イ 他の市町村に対する応援要請

市は、当該市の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。

県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

ウ 県による指示

県は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村に対し被災市町村を応援するよう指示する。また、市町村から応急措置の実施について応援の要求があったときも同様の措置をとる。

エ 国に対する要請

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場

合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市町村を応援することを求めるよう、要求する。

また、県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

オ 指定行政機関等に対する要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

(2) 経費の負担

国から市又は県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市及び県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法等所定の方法による。

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

2 消防活動に関する応援要請

(1) 消防庁への応援要請

県は、大規模災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、緊急消防援助隊等の消防応援又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁に要請する。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

市は、県外の協定市(越前市、富山市、松本市、平塚市、小松市、丹波篠山市、蒲郡市、大野市、守山市)との間に締結した「災害時相互応援協定」に基づき、当該市長に応援を求める。

また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求める。なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

3 警察活動に関する応援要請

県公安委員会(県警察)は、大規模災害が発生した場合において、警察災害派遣隊等の応援の必要

があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡のうえ、他の都道府県警察に対して、援助の要求を行う。

4 その他の応援要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

また、県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

5 応急措置の代行

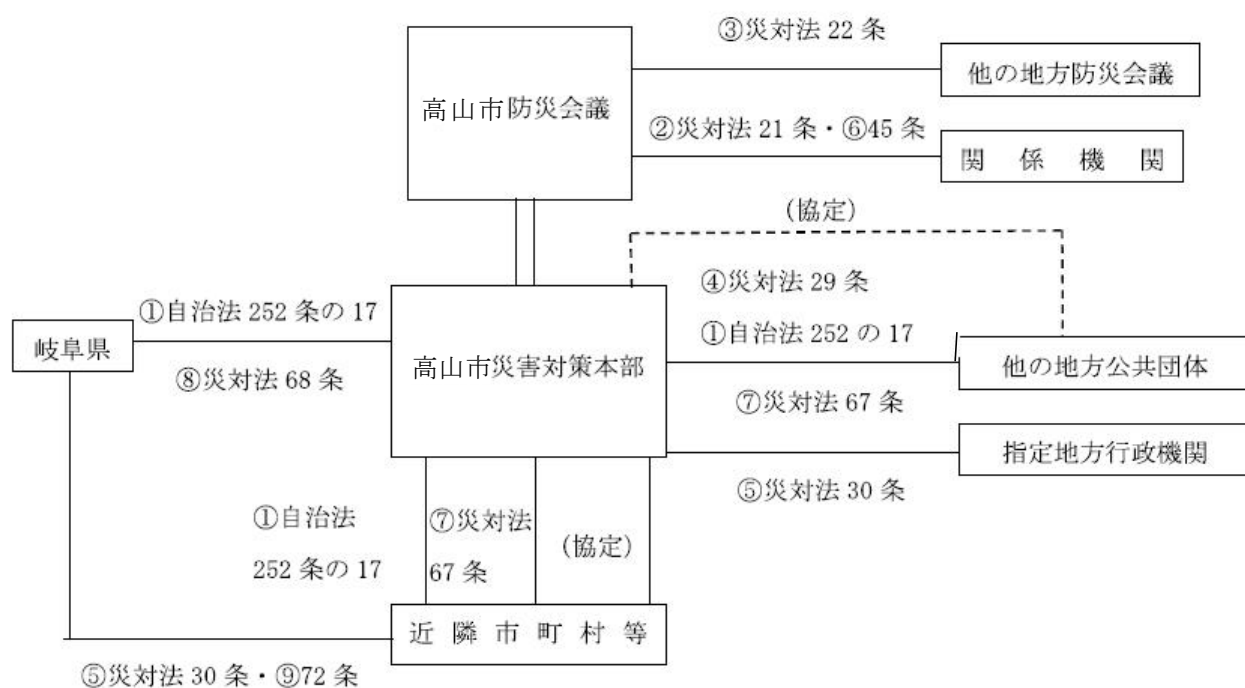
県は、災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市に代わって行うものとする。

国土交通省等は、被災により、市及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

6 応援職員の派遣及び受入対策

市及び県は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

《災害時における広域応援の体系》



第6節 交通応急対策

【実施担当部】

- 1 建設部 2 農政部 3 森林・環境政策部 4 消防部

〈方針〉

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策を行う。

〈実施内容〉

1 輸送道路の確保

（1）道路施設の被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握する。

市、県、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。また、現地調査にあたっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図る。

（2）情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

（3）警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請する。

2 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市に通報する。市が通報を受けた路線が、市道の場合は速やかに必要な範囲の規制をするとともに、その旨を高山警察署に連絡する。その他路線の場合は、その路線管理機関及び高山警察署に速やかに通報する。

3 交通規制の実施

（1）規制の種別

ア 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必

要があると認められる場合、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

エ 規制の実施機関

規制の実施は次の区分によって行うものとする。ただし、災害の状況によっては実施者による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるため、市本部維持班は関係道路の管理者、警察関係機関等と密接な連絡をとり、適切な規制がなされるよう配慮して行うものとする。

区分	実施者	範 囲
道路管理者	国（国道事務所）	一般国道のうち、直轄指定区間
	県（県支部土木班）	国道（国が管理するものを除く）、県道
	市（市本部維持班、農務班、森林政策班）	市地域内の市道、農道、林道
警察機関等	警察署長（県支部警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1ヵ月以内）規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいない場合）

(2) 緊急交通路の確保

ア 交通規制の実施

県警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施する。

・第1次

道路交通法に基づく警察署長及び高速道路交通警察隊長並びに現場警察官による交通規制、災害対策基本法に基づく交通規制、道路交通法に基づく交通規制を実施

・第2次

被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを実施

イ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

ウ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

エ 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は、上記(2)のイ及ウと同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、高山警察署長に通知する。

オ その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、

状況に応じて必要な措置をとる。

(3) 交通規制の周知徹底

市、県、道路管理者及び県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

(5) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、警備業者等と相互に密接な連携を保つものとする。

(6) 迂回路の確保

県警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努める。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

5 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

県公安委員会が災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合は、県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の申出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、別に定める「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会に提出する。

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を標章とともに申出者に交付する。

(4) 事前届出制度

県公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用人からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱う。

6 報告等

(1) 報告通知

各機関は、交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をする。

(2) 報告事項

各機関は、報告通知等にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア 禁止、制限の種類と対象

イ 規制する区間又は区域

- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

7 規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、次の(1)により標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(2)の方法により、応急的に通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地で規制を行う。

(1) 規制標識

「道路法」又は「道路交通法」によって規制したときは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）」及び「道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）」第1条の2の規定又は「災害対策基本法」によって規制した場合は、「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）」様式第9の規制標識を設置する。

(2) 規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に、次の事項を明示して表示する。

ア 禁止、制限の対象

イ 規制する区間又は区域

下記の事項については明示が可能な場合に表示する。

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ 迂回路の表示

8 車両の移動

(1) 車両等の移動命令

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。（災害対策基本法第76条の6）

(2) 指定区間の周知

道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、道路情報板、FM放送等の手段により、指定区間内に周知する。

(3) 道路管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。

その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

(4) 措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者は損失の補償を行う。

第7節 輸送対策

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

〈実施内容〉

1 市の確保体制

市は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

(1) 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち、最も適切な方法により実施する。

- ア 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
- イ 鉄道、軌道等による輸送
- ウ 航空機による空中輸送（県支部を経由して要請）
- エ 職員等による輸送

(2) 輸送力の確保等

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、概ね次による。

- ア 確保順位
 - a 市有車両等
 - b 公共的団体の車両等
 - c 事業者所有の車両等
 - d その他自家用車両等
- イ 事業用貨物自動車の借り上げ
 - a 小型車両 市本部
 - b 大型車両 県本部

ただし、緊急を要するときは、直接大型車両を借り上げ使用する。

ウ 鉄道、軌道による確保

道路の被害等により、自動車の輸送が不可能なとき、洪水時に人員を輸送する場合又は物資、資材等の確保が他都道府県等遠隔地のため鉄道等によって輸送することが適当なときは、市本部にて調整を図る。

なお、鉄道による輸送の場合は、「鉄道運賃減免実施基準」に定める要領を参考に実施する。

エ 空中輸送

市本部は、一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して要請する。

オ 職員等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、職員等により輸送する。輸送のための労力の確保は、「本章第2節第2項技術者等の雇上げ」に定めるところによる。

カ 強制従事による輸送力の確保

一般の方法により、自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保する。

強制従事の方法は、「本章第2節第3項従事命令」等に定めるところによる。

(3) 市本部における自動車の確保

ア 輸送を実施する班は、自動車等の輸送力の確保を要するときは、本部事務室に次の輸送の条件（以下本節において「輸送条件」という。）を明示して確保を要請する。

- a 輸送区間又は借り上げ期間
- b 輸送量又は車両の台数等
- c 集合の場所及び日時
- d その他の条件

イ 財務部は、前記要請があったときは、契約管財班の状況等を考慮し、使用車両等を決定する。

ウ 市本部以外の車両等を使用することを決定したときは、車両については契約管財班が担当して確保する。

(4) 輸送の応援

市本部において自動車、舟艇等の確保ができないとき、あるいは市のみでは輸送ができないときは、県本部に輸送条件を明示して、応援の要請をする。

ただし、緊急を要するときは、隣接市町村に直接応援を要請する。

(5) 輸送記録

災害輸送を行った班は、次の記録を作成し整備保管する。

- ア 車両使用書
- イ 輸送記録簿

(6) 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送又は車両等の借り上げは、慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

なお、自家用車等の借り上げについては、借り上げ謝金（運転手付き等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で所有者と協議し定める。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手付きの場合は賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求にあたっては、「輸送明細書」を請求書に添付して提出する。

(7) 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

ア 輸送、移送の範囲

- a 罹災者を避難させるための移送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

- b 医療及び助産のための移送

重篤患者のため医療班で処置できない者等の移送及び医療班関係者の移送

- c 被災者救出のための輸送

救助のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

- d 飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び確保のために必要な人員、ろ過機その他機械器具、資材の輸送

- e 生活必需物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及びその他救助に

必要な医療衛生材料、医薬品の輸送

f 遺体捜索のための輸送

遺体の捜索のために必要な人員、資材等の輸送

g 遺体処置のための移送

遺体処置のための医療班員又は衛生材料等の移送及び遺体を移動させるために必要な人員、遺体の移送

イ 上記輸送範囲外の輸送

市本部長は県支部総務班を経由して、県本部防災班に範囲外輸送について要請する。

なお、要請、申請にあたっては、次の事項を明示して行う。

a 輸送の種類及び輸送物資の内容

b 輸送区間又は距離

c 輸送を要する物資等の数量、積載台数等

d 輸送を実施しようとする期間

e 輸送のために必要とする経費の内容及び金額

f 輸送を要する理由

g その他

ウ 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

エ 費用の限度

(8) 費用の基準及び支払に示す費用の基準による。

ア 報告その他手続事務等

本部事務室は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況を取りまとめ、「救助日報」（県様式）により毎日その状況を県本部防災班に報告する。

なお、輸送に関する記録は、災害救助分と区分し、市本部（市本部解散以後は、警戒本部）において整理、保管する。

(9) 留意事項

ア 輸送にあたっては、輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に当たる。

イ 緊急輸送車両等の確保に必要なときは、関係者に対して車両等の準備を要請するなど緊急輸送の実施に備える。

(10) 緊急物資の地域内輸送拠点の運用

ア 地域内輸送拠点

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、次の場所を地域内輸送拠点として使用し、緊急物資の受け入れ、仕分け作業を行う。

本市の地域内輸送拠点は、以下のとおりである。

＜地域内輸送拠点＞

地域内輸送拠点名	所在地	電話番号
飛騨高山ビッグアリーナ	高山市中山町600	0577-34-3333
東山中学校体育館	高山市松之木町262	0577-34-2900
丹生川支所（総合防災センター）	高山市丹生川町坊方2000	0577-78-1111
清見高齢者運動広場	高山市清見町三日町138	0577-68-2211
活性化施設荘川ドーム	高山市荘川町猿丸82	05769-2-2211
久々野体育館	高山市久々野町久々野818-1	0577-52-3490
朝日小学校体育館	高山市朝日町万石728	0577-55-3002
日和田体育館	高山市高根町小日和田2-1	0577-59-2211

一之宮公民館	高山市一之宮町3087-1	0577-53-2424
国府町福祉の里	高山市国府町木曾垣内650	0577-72-3111
上宝支所	高山市上宝町本郷540	0578-86-2111

イ 備蓄拠点

緊急物資の備蓄は、県が運営する広域物資輸送拠点（一次物資拠点）と、本市が運営する地域内輸送拠点（二次物資拠点）があり、災害時における物資の流れは、広域物資輸送拠点から、地域内輸送拠点を經由して、開設された各避難所に運搬を行う。

2 県の確保体制

県は、次により車両及び航空機を確保する。

(1) 車両の確保

ア 県保有車両の確保

イ 中部運輸局に対する協力要請

ウ 自衛隊に対する協力要請

エ 関係事業者に対する協力要請

(2) 航空機の確保

ア 県保有ヘリコプターの確保

イ 自衛隊に対する協力要請

ウ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援による都道府県、消防機関の消防・防災ヘリコプターの要請

エ 災害航空応援協力協定書に基づく民間ヘリコプター会社に対する応援協力要請

(3) 中部運輸局の措置

中部運輸局は、災害運送の必要があると認めるときは、鉄軌道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行う。

3 ヘリコプター離着陸場等の確保

県は、航空自衛隊岐阜基地岐阜飛行場及び飛騨エアパークに航空機が離着陸できるよう航空自衛隊、国土交通省に協力を要請する。市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

また、県は、災害支援協力に関する協定に基づき、岐阜県ゴルフ連盟に支援協力を要請する。

なお、県は、地域の実情を踏まえ、防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

4 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

市及び県は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

(1) 取り扱い物資

- ア 救援を要請し、他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 広域物資輸送拠点等における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

（注）大型車両による輸送は原則として広域物資輸送拠点等までとする。

（2）のウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。

(3) 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。

第8節 通信の確保

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 総務部 3 消防部

〈方針〉

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を確実に行之、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

〈実施内容〉

1 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

市、県、N T T西日本株式会社等通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

N T T西日本株式会社は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2) 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(3) 各種通信施設の利用

ア 各種通信メディアの活用

市、県及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行う。

イ 警察通信設備の利用

県は、災害対策基本法の規定に基づき、特に緊急を要し、通信のため特別の必要がある場合で加入電話及び県防災行政無線が使用不能になった時は、警察機関に対し警察通信設備の利用を要請する。

ウ 非常通信の利用

市、県及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

エ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(4) 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、災害対策基本法の規定に基づく放送協定により放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

2 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 一般加入電話による通信

災害時優先電話の利用により通話を行うものとする。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

(2) 警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼する。

(3) 鉄道電話による通信

上記(2)と同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

(4) その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該敷設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

3 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 市防災行政無線

本部事務室は、同報系防災行政無線を使用し、災害情報を市民に伝達する。また、同報系防災行政無線のアンサーバック機能を使用し、災害の情報収集、伝達を行う。

なお、防災行政無線は「高山市防災行政無線設備管理運用規程」に基づき運用する。

(2) 県防災行政無線

県は、災害発生時において、回線不足等により通信に支障を来す場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に定めるところにより通信の統制を行う。

(3) 消防無線による通信

被災現地と本部事務室との通信で、消防無線によることが適当なときは、消防無線積載車を現地に派遣して本部事務室との通信を行う。

(4) 警察無線による通信

防災行政無線及び消防無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

(5) NTT西日本株式会社の災害対策用無線電話による通信

NTT西日本株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した市からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルする。

また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、通話を行う。

(6) 防災相互通信用無線による通信

市、県及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要がある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行う。

(7) 非常無線通信による通信

市、県及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、岐阜地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、非常無線通信の伝達を依頼する。

4 インターネット、携帯電話、携帯メールによる通信

5 急使による通報

上記1から4までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡する。

6 文書による通報

通信にあたっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。

通信の発受記録及び文書による通報は、「第3章第10節 災害情報等の収集、伝達」及びそれぞれの災害応急対策の計画に定めるところによる。

第9節 警報・注意報・情報の受理伝達

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を迅速かつ的確に収集し、伝達する。

なお、火山に関する情報に関しては、「第3章15節 火山災害対策」の定めるところによる。

〈実施内容〉

1 警報等の発表及び解除

(1) 気象警報等

岐阜地方気象台は、「気象業務法」第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報、気象警報、注意報を発表する。なお、気象警報等の種類及び発表基準等は、以下のとおり。

○気象警報等の発表基準

種 類		発 表 基 準	
特別 警報	レベル5 大雨特別警報	表面雨量指数基準	レベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	レベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5 土砂災害特別警報	60分雨量及び土壌雨量指数基準	レベル5土砂災害特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	暴風特別警報	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 注1 注2	
	暴風雪特別警報	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 注1 注2	
	大雪特別警報	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
危険 警報	レベル4 大雨危険警報	表面雨量指数基準 ※1	対象格子においてレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	対象河川の格子においてレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合

危険 警報	レベル4 土砂災害危険警報	60分雨量及び土壌 雨量指数基準	レベル4土砂災害危険警報の基準値に到達 することが予想される場合（おおむね2時間先 までに基準値に到達することが予想される場 合に発表）		
警報	レベル3 大雨警報	表面雨量指数基準	レベル3大雨警報の基準値に到達することが 予想される場合		
		流域雨量指数基準			
		複合基準 ※2			
	レベル3 土砂災害警報	60分雨量及び土壌 雨量指数基準	レベル4土砂災害危険警報の基準値に到達す ることが予想される場合（おおむね3～6時間 先に基準値に到達することが予想される場 合に発表）		
	暴風警報	平均風速	17m/s		
	暴風雪警報	平均風速	17m/s 雪を伴う		
	大雪警報	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm	
山地			12時間降雪の深さ50cm		
注意報	レベル2 大雨注意報	表面雨量指数基準	レベル2大雨注意報の基準値に到達するこ とが予想される場合		
		流域雨量指数基準			
		複合基準 ※2			
	レベル2 土砂災害注意報	60分雨量及び土壌 雨量指数基準	レベル2土砂災害注意報の基準値に到達する ことが予想される場合		
	強風注意報	平均風速	12m/s		
	風雪注意報	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪注意報	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm	
			山地	12時間降雪の深さ30cm	
	雷注意報	落雷等により被害予想される場合			
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれのある場合			
	濃霧注意報	視程	100m		
	乾燥注意報	最小湿度25％で、実効湿度60％			
	なだれ注意報	①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合			
	低温注意報	冬期：最低気温 -12℃以下 ※3			
	霜注意報	早霜・晩霜期に低温気温3℃以下			
着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合				
レベル5氾濫特別警報・レベル4 氾濫危険警報・レベル3氾濫警 報・レベル2氾濫注意報の発表 対象となる河川予報区のうち 高山市に關係する河川予報区 名及び基準観測所名		神通川水系宮川〔古川大橋〕			

注1 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

注2 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪

- を伴う場合は暴風雪)・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。
- ※1 岐阜県にはレベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子はない。
- ※2 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。
- ※3 六所地域気象観測所及び宮之前地域気象観測所は除く。

【気象庁ホームページ 警報・注意報発表基準一覧表等より】

○特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概 要
レベル5 特別警報 (警戒 レベル5に 相当)	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 土砂災害特別警報 ※4	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 氾濫特別警報 ※3	河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 危険警報 (警戒レベ ル4に相当)	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 土砂災害危険警報 ※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 氾濫危険警報 ※3	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
レベル3 警報 (警戒レベ ル3に相当)	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 土砂災害警報 ※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 氾濫警報 ※3	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
レベル2 注意報 (警戒レベ ル2)	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 土砂災害注意報 ※4	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 氾濫注意報 ※3	河川※2氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。

※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※2 洪水予報河川

- ※3 洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル2氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル3氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル4氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル5氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。
- ※4 土砂崩れ注意報はレベル2土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル3土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル4土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル5土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

○特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概 要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
注意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。

		表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

○警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		東濃	多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

注：特別警報、警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域を用いる場合がある。

○キキクルにおいてレベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報の基準値以上となる格子の出現情報（岐阜県独自運用）

市は、キキクルにおいてレベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報の基準値以上となる格子が出現の連絡を受けた時は、市民に警戒を呼び掛けるとともに、実施済の措置内容の確認及び追加措置の検討を行う。

県は、市内において局地的にキキクルにおいて大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現したときは、電話及び県防災行政無線により市に連絡する。

○キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

○早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨、土砂災害に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

○時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

○岐阜県気象防災速報

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合に、気象庁から「岐阜県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「岐阜県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。

※上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目標に、予測情報として「岐阜県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

エ．気象防災速報（短時間大雪）

強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「岐阜県気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。

オ. 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県飛騨地方など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県飛騨地方など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(1) 指定河川洪水予報

宮川洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表される警報及び注意報である。宮川については、古川土木事務所と岐阜地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川、及び、都道府県と共同で指定河川洪水予報を実施する一部河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

宮川洪水予報の基準水位

（単位：m）

予報区域名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
宮川	古川大橋	飛騨市 古川町	2.80	3.30	3.80	4.20

指定河川洪水予報の名称と概要

名 称	概 要
レベル5 氾濫特別警報／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

(2) 水防警報

ア 国が行う水防警報

中部地方整備局は、水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を発表及び解除するものとする。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

イ 都道府県が行う水防警報

県は、水防法第16条第1項の規定により県知事が指定した河川について、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

○水防警報の段階と内容

段 階	種 類	内 容
第1段階	準 備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。
第2段階	出 動	水防団員等の出動を通知するもの。
第3段階	解 除	水防活動の終了を通知するもの。
適 宜	情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

○水防警報の基準

種 類	内 容
準 備	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき。
出 動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、警戒水位を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点を目安とする。
情 報	適 宜

ウ 水防警報等

水防法第16条に基づき、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、県知事は、水防警報を行うこととなっており、関係水防管理者等に警報事項

を通知する。

水防警報発表基準地点は次表のとおりである。

河川名	対象水位観測所		
	名称	水防団待機水位	氾濫注意水位
宮川	高山	1.60m	2.50m
	宮川下切	1.70m	3.40m
	古川大橋	2.80m	3.30m
荒城川	向町	0.30m	1.10m

エ 避難判断水位・氾濫危険水位到達情報

水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川について、避難判断水位、氾濫危険水位を定め、当該水位がこれに達したときは、氾濫警戒情報、氾濫危険情報として水位等を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

氾濫危険水位到達情報発表基準地点は次表のとおりである。

河川名	対象水位観測所				
	名称	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
宮川	高山	1.60m	2.50m	設定しない	3.10m
	宮川下切	1.70m	3.40m	4.80m	5.10m
荒城川	向町	0.30m	1.10m	3.40m	3.60m

オ 水位情報の通知及び周知

水防法第13条に基づき、国土交通省が指定した河川については、木曽川上流河川事務所が、県が指定した河川については県が、氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報、氾濫警戒（避難判断水位到達）情報を発表し、情報の通知及び周知を行う。

○水位の名称及び内容

名称	内容
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	避難指示発表の目安となる水位

(3) 国が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所又は庄内川河川事務所は、水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険情報として水位又は流量を示し、その状況を県知事及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所又は庄内川河川事務所は、水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した水位周知河川の破堤、越水、溢水が確認された場合は、氾濫発生情報を発表する。

県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。洪水特別警戒水位到達情報を発表する基準となる水位は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

(4) 都道府県が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫危険情報として水位又は流量を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した水位周知河川の破堤、越水、溢水が確認された場合は、氾濫発生情報を発表する。

また、その他の河川についても、家屋浸水が想定される全河川へ水位計を設置し、市等へ河川水位等の情報提供するように努める。

県は、市町村長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

氾濫特別警戒水位到達情報を発表する基準となる水位は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

(5) 市が行う雨水出水特別警戒水位到達情報

市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(6) 土砂災害警戒情報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、高山市を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岐阜県と岐阜地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、レベル4土砂災害危険警報の利用にあたっては、次の点に留意する。

ア それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

イ 技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、発表対象としない。

また、岐阜地方気象台は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じてレベル4土砂災害危険警報等の発表基準の引下げを実施する。

(7) 火災警報

市は空気が乾燥し、風の強いときで火災の危険が予想されるとき火災警報を発令する。発令基準は、次の条件のいずれかに該当するとき。

ア 乾燥注意報及び強風注意報が発表されたとき

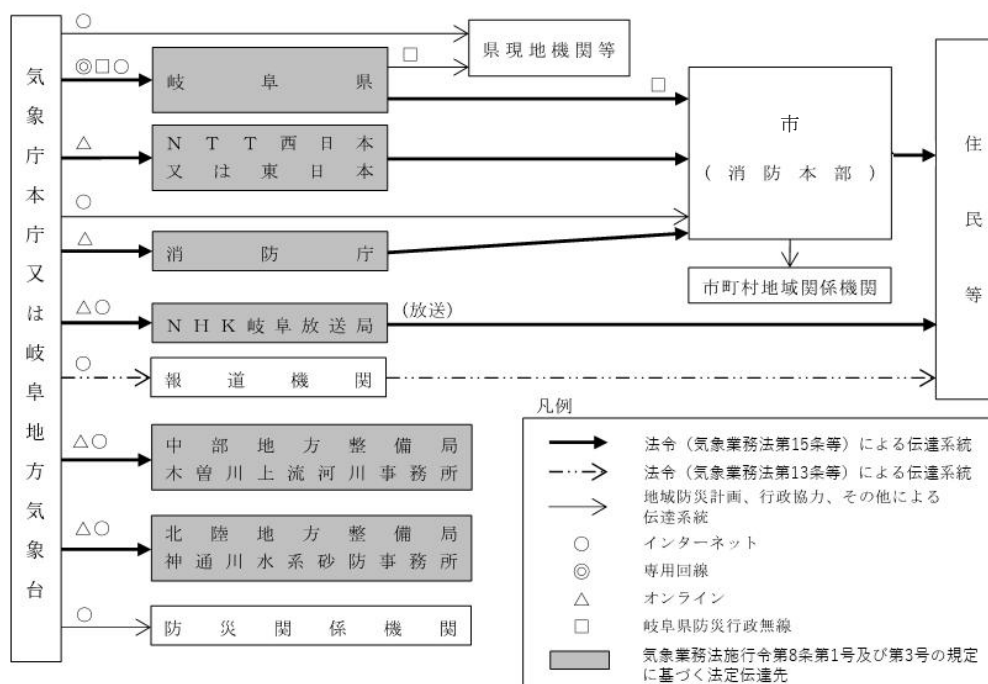
イ 乾燥注意報又は強風注意報が発表され、前日までの実効湿度60%以下のとき

なお、火災気象通報を受信したときは、火災が発生しやすい気象状況であることから、火災注意報を発表し、必要に応じ市民に周知する。

2 警報等の伝達体制

(1) 伝達系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達する。



- (注) 1 岐阜地方気象台からN T T西日本又は東日本への通知は警報のみ。
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曽川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおり。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
警戒レベル5 (黒色)	緊急安全確保	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報
警戒レベル4 (紫色)	避難指示	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報
警戒レベル3 (赤色)	高齢者等避難	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報
警戒レベル2 (黄色)	大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報
警戒レベル1 (白色)	早期注意情報			

なお、市、県及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジ

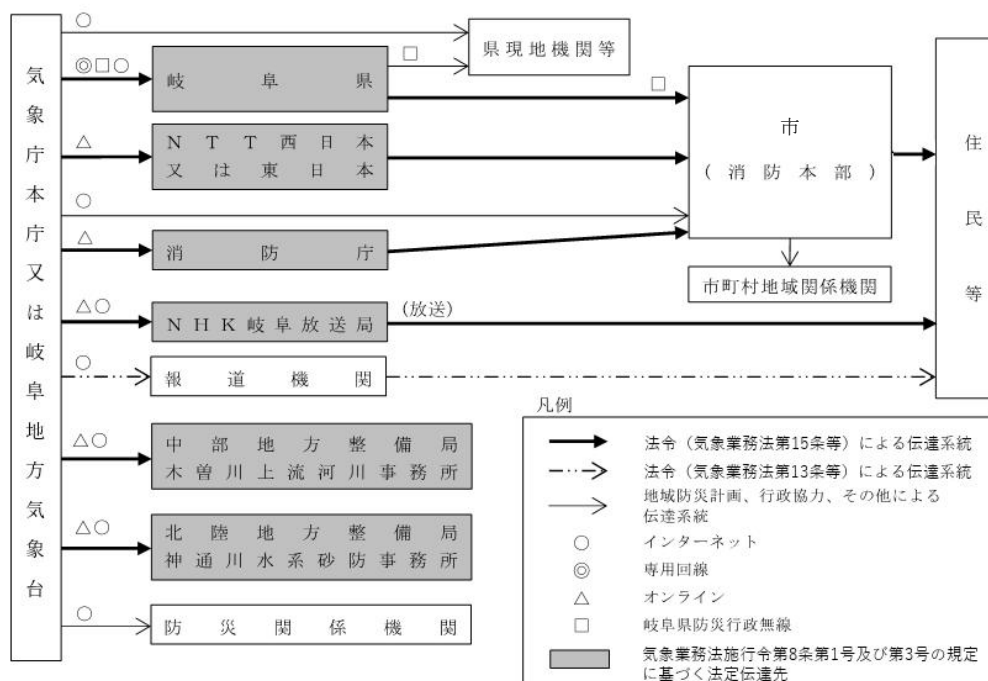
オにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努める。

市、県、放送事業者等は、レベル5大雨、レベル5土砂災害、レベル5氾濫、暴風、暴風雪、大雪の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

岐阜地方気象台は、県内で最初に警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する状況に達する場合は、これを直ちに県に伝達する。

県は、岐阜地方気象台から警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに市に伝達する。

○気象警報等



- (注) 1 岐阜地方気象台からN T T西日本又は東日本への通知は警報のみ。
2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曽川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話FAX等により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

(2) 市本部組織内の伝達方法

気象警報等の連絡は、危機管理班があたる。ただし、部門別実施を要する関係機関等への伝達は、それぞれの対策担当班において行う。

危機管理班から関係各部への連絡方法はメール配信等による。

(3) 市民への周知徹底

市民等に周知徹底の必要があると認めるときは、市防災行政無線同報系子局、高山防災ラジオ、市メール配信、SNS、広報車、FM放送等により伝達する。

なお、特別警報は、気象庁により、携帯電話事業者を通じて、関係するエリアへの緊急速報メールの配信も実施される。

3 異常現象発見時の対策

災害が発生する恐れがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図る。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は建設部に、火災に関する場合は消防部に、その他に関する場合は市又は警察官に通報する。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに市に通報するとともに、当該地域を所管する警察署長に通報する。

(3) 市長の通報

上記(1)及び(2)によって異常現象を承知した市は、直ちに県、岐阜地方気象台及びその異常現象によって災害の予想される隣接市町村に通報又は連絡する。

(4) 周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって災害の発生が予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

(5) 雨量観測による気象状況の把握

市は、自ら設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県に連絡する。

県は、注意報、警報発表時における県内各地の雨量状況を、雨量観測実施機関の協力を得て把握し、必要に応じて市、関係機関等に伝達する。

第10節 災害情報等の収集・伝達

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関との連携や情報収集、さらには報道機関等への正確な情報提供は不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

〈実施内容〉

1 情報の収集・連絡手段

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(1) 情報の収集

市及び県は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、市民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保を推進する。

市及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、無人航空機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行う。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、国、指定公共機関及び県は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡する。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

また、市及び県は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

(2) 情報の整理

市、県等は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3) 情報の連絡手段

市及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、FAX、防災行政無線（防災ラジオを含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、原則、県被害情報集約システムにより報告する。

県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ、人工衛星（宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携）等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。

2 被害状況等調査、報告

(1) 被害状況等の報告方法

市は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害等の発生状況等の情報を収集するとともに、「災害対策基本法」第53条及び「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）」及び「火災・災害等即報要領（平成24年5月31日消防防第111号、以下「即報要領」という。）」に基づき、県にその状況を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県に報告する。なお、被害の調査が、被害甚大で市においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めたときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会をさせ、被害情報等の把握に努める。

県は、市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法による報告、災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告を一体として消防庁に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

なお、人的及び物的被害の状況把握にあたっては、県警察、医療機関等による被害状況把握結果との整合性を十分確保する。特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また県は、人的被害の数について広報を行う際には、県警察、市等と密接に連携しながら適切に行う。

市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部を含む防災関係に共有するとともに、収集した被害情報を新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に連絡する。

(2) 一定規模以上の災害

市は、即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、市は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、市は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告する。県は同方法等により把握した被災市町村における行政機能の確保状況を総務省へ報告する。

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式1号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式2号)
中間調査上報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時 (様式2号)
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後20日以内 (様式2号)

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

3 被害状況の調査責任者

被害状況の調査は、次表の各班が関係の機関及び団体と協力あるいは応援を得て実施するものとする。ただし、被害の調査が被害甚大のため市本部において不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため市本部単独では実施できないときは、市本部は関係機関（県支部等）に応援を求めて行う。

被害等の区分	収集報告 担当班	調査機関		協力・応援機関
		調査事項	調査担当班	
即時報告	危機管理班	被害及び応急活動状況	各 班	
住家等一般被害	福祉班	住家等一般の被害	福祉班 税務班	民生児童委員、まちづくり協議会、町内会、県支部総務班
社会福祉施設被害	福祉班	各施設の被害	各担当班	社会福祉協議会 県支部総務班
医療・衛生 施設被害	健康推進班	医療施設の被害	健康推進班	医師会、県支部保健班
		公衆衛生施設の被害	各担当班	
		上水道施設の被害	上水道班	管設備工業協同組合 日本水道協会 岐阜県支部
商工業関係被害	商工振興班	商工業の被害	商工振興班	商工会議所、商工会 産業振興協会、県支部総務班
観光関係被害	観光班	観光関係の被害	観光班	観光協会 県支部総務班

農業関係被害	農務班	農作物関係の被害	農務班	農業協同組合、農業共済組合 農業改良組合 土地改良区、県支部農林班
		畜産関係の被害	畜産班	
		耕地関係の被害	農務班	
林業関係被害	森林政策班	林業関係の被害	森林政策班	森林組合、県支部農林班
土木施設被害	維持班	土木関係の被害	維持班	建設業協会 県支部土木班
都市施設被害	都市計画班 建築住宅班	都市施設の被害	都市計画班 建築住宅班	指定管理者 県支部土木班
教育関係被害	教育総務班	学校関係の被害	学校教育班	小・中・義務教育学校 県支部教育班
		文化財関係の被害	文化財班	文化財等の管理者
		体育施設の被害	スポーツ推進班	指定管理者
		社会教育施設の被害	生涯学習班	指定管理者
市有財産被害	契約管財班	市有財産の被害	契約管財班	
総合被害	危機管理班	市地域内の全被害	各 班	関係機関
火災等の情報	消防班	消防活動、火災被害	消防班	
水防の情報	維持班	水防活動状況	消防班 消防団班 維持班	

(注) 1 調査、報告の責任者は、別に定めるところによる。

2 「収集報告担当班」とは、班別の被害状況等の収集あるいは県支部に対する報告を行う班である。

4 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行う。

5 部門別被害状況の調査、報告

市及び県は、各部門別の被害その他の情報と、実施又は実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の区分に従って行う。

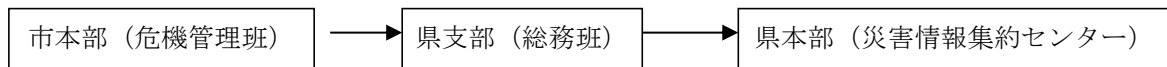
(1) 即時報告（災害即報）

本報告は、災害による被害の状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに把握し、災害応急対策の基礎資料とするため収集する。

ア 調査、報告の系統

危機管理班は、市民若しくは関係機関からの情報、自らとった災害防護応急措置等について、次の系統で報告する。なお、危機管理班は、直接県本部（災害情報集約センター）に報告したと

きは、遅滞なくその内容を県支部総務班に報告する。



イ 報告事項等

様式に定める事項のほか、死傷者の発生原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、無線電話、テレビ電話、有線電話、パソコン通信及び電報のいずれかにより報告する。

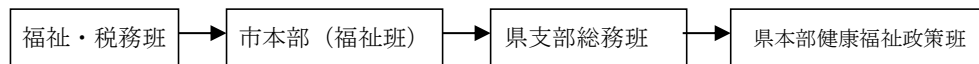
県様式集等により定める様式により報告する。

(2) 住家等一般被害状況の調査、報告

人的被害及びこれにつながる被害状況を掌握し、災害救助法その他の応急救助等実施の基礎資料とするための必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

福祉班は、各調査員の調査結果及び避難の指示者からの通知等を取りまとめて、次の系統により報告する。



(調査協力団体等) 民生児童委員、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等

(注) 本報告中、緊急を要する場合において市本部は、直接県本部健康福祉政策班に報告し、同時に県支部にも報告する。

イ 調査、報告事項及び様式

「住家等一般被害状況等報告書」に定める各事項については、「住家等一般被害調査表」によって調査、報告する。

- a 概況調査のうち水害による浸水の調査等において、個々についての調査が不可能な場合は、浸水地域(地区等)の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、被災人員についても当該地域の平均世帯人員等により計算する方法もやむを得ない。
- b 詳細(確定)調査にあたっては、「住家等一般被害調査表」によって各地域別に調査員を派遣し、世帯別に調査し、これを福祉部において集計して確定被害とする。なお、調査にあたっては現地調査のみによることなく、住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し正確を期す。
- c 人的被害のある場合は、医療保健部、消防部等との協力により死者、行方不明者、負傷者の住所、氏名、人数の確認に当たる。
- d 市民福祉部、財務部で調査が困難な場合又は公営住宅及び市有建物の被害調査については、都市政策部等と連携して行う。

ウ 被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、おおむね次の基準による。

■ 災害救助法による被害状況認定基準

被害等の区分	判定基準
死 者	死体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	① 所在不明となり、死亡した疑いのある者 ② 山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重 傷	1ヵ月以上の治療を要する見込みの者
軽 傷	1ヵ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全 失 (全壊、全焼 全流出)	① 損失部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要構造部の被害額がその住家の50%以上に達した程度のもの ③ 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半 失 (半壊、半焼)	① 損失部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの ③ 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物 (窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない)
住 家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1 棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお、主屋に付属する風呂、便所等は、主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1 戸	住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯とする。）

(注) 1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順次を上位被害として扱う。

- ① 全失 ② 半失 ③ 床上浸水 ④ 床下浸水 ⑤ 一部破損
- 2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- 3 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）
- 4 遺体の調査計上は、罹災市町村において行う。ただし、死体が漂着した場合で、罹災地が明確でない場合にあっては、その者の罹災地が確定するまでの間は、死体の保存（処置）市町村の被害として計上する。
- 5 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市地域で行方不明になった者について、県警察との協力により、正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。

- 6 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、納屋等とに区分し計上するものとする。

なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

エ 調査の方法等

被害状況の調査にあたっては、次の事項に留意、又は参考として行う。

- a 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、浸水地域の世帯数、面積、水深の状況等を考慮の上、各集落及び校区別に被害を認定する等の方法によることもやむを得ない。又当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する方法、あるいは罹災人員を当該地域の平均世帯人員等により計算する方法を併用できるものとする。
- b 詳細（確定）調査にあたっては、各校区別に調査員を派遣し、世帯別に調査し、これを市において集計して確定被害とする。なお、調査にあたっては現地調査のみによることなく、住民登録、食糧配給事務等の諸記録とも照合し確認を期する。
- c 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、市長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示を行った場合は、市本部に通知があるので、この情報を取りまとめ報告する。
- d 「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

オ 報告の方法等

被害状況その他の報告にあたっては、次の事項に留意して行う。

- a 中間報告を要する災害にあつては少なくとも毎日午前10時までに報告する。
- b 本報告の責任者及び副責任者は市民福祉部長が指名し、毎年度4月30日までに、次の事項を県本部健康福祉政策班に報告する。なお、報告事項に異動を生じた場合には、その都度報告する。
 - ・市の救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
 - ・報告責任者の所属、職名、氏名
 - ・報告副責任者の所属、職名、氏名

■ 被災者生活再建支援法による被害状況認定基準

被害状況の認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月付内閣府（防災担当）」により行う。

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。

被害の程度	認 定 基 準
住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その

	住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊も除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住宅が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

(注)1「住家被害戸数」については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

2「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

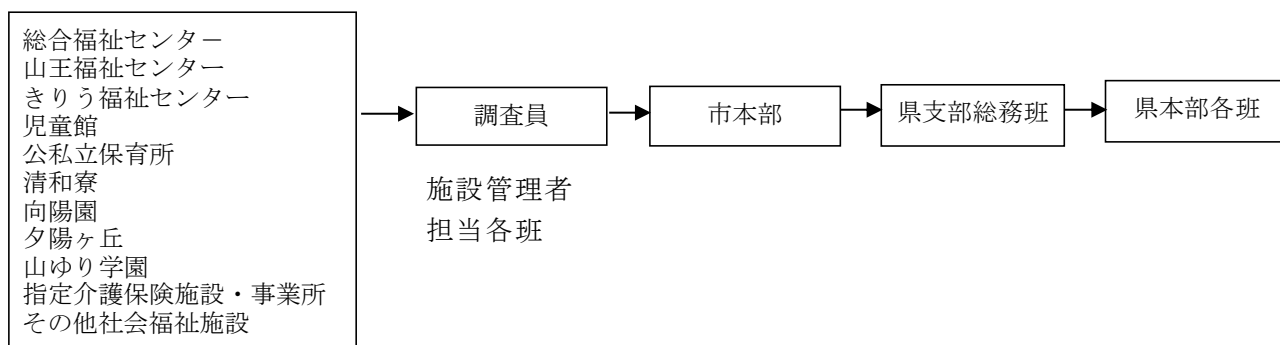
4「構造耐力上主要な部分」とは、住家の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（はり、けた、その他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

(3) 社会福祉施設被害状況の調査、報告

社会福祉施設の災害による被害状況を把握し、利用者の保護と施設応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

施設管理者が被害状況を調査し、福祉班が次により報告する。



イ 調査、報告事項及び様式

「社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書」に定める事項について調査、報告する。

ウ 被害程度の判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、本節5(2)ウ「被害状況判定の基準等」の例による。

エ 調査、報告の方法

- 建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるため、調査、報告、集計にあたっては留意して取り扱う。
- 確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設等被害調査表」を添えて提出する。

オ 報告書記載作成の方法

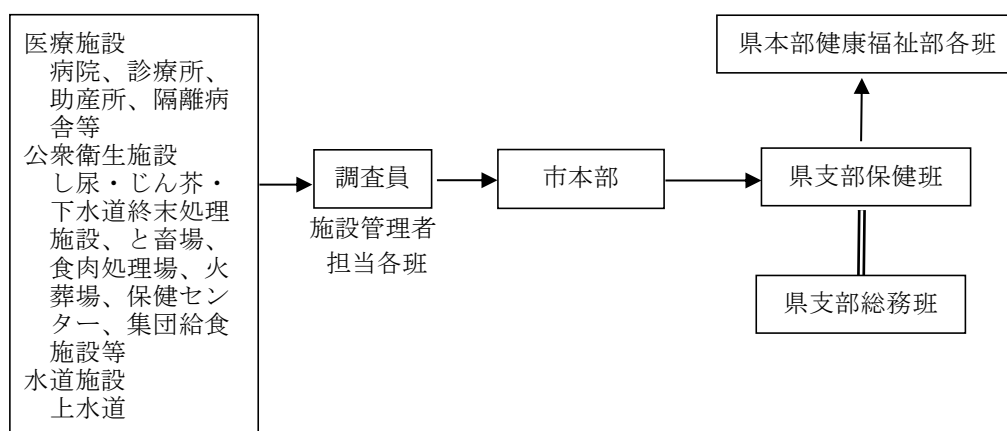
- 各施設責任者は報告書を作成し、市民福祉部に報告する。市民福祉部は、これらを集計して本報告を作成する。（文書による提出にあたっては、各施設別報告書を添えて報告する。）
- 報告にあたっては、施設名称、被害室名及び利用者の措置並びに今後の対策等を備考欄に記載する。

(4) 医療、衛生施設被害状況等の調査、報告

医療、衛生施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

調査は、各施設管理者及び担当各班が実施し、健康推進班が報告する。



（注）市本部は、緊急を要する内容の事項については、直接県本部に報告し、その旨を県支部に連絡する。

イ 調査、報告事項様式

「医療衛生施設被害状況等報告書」に定める事項について調査、報告する。なお、水道施設については、「医療、衛生施設被害状況報告書（水道施設）」に定める事項について、調査、報告する。

ウ 医療、衛生施設の範囲

調査は、公営、民間経営すべてについて計上する。

エ 調査、報告の方法

a 施設の調査にあたっては「医療、衛生施設被害状況報告書（概要・中間・確定）」によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

b 被害状況

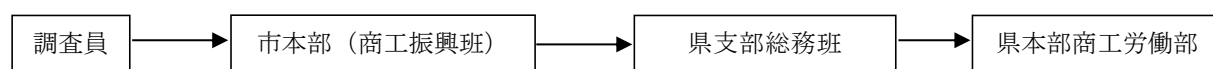
被害状況のうち、建物については「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるので、調査、報告、集計にあたっては留意して取扱う。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみ計上する。

(5) 商工業及び観光施設被害状況の調査、報告

商工業及び観光施設の災害による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

調査は、商工振興班は地域内の商工会議所その他関係団体、観光班は市地域内の関係団体等と協力して行い、と協力して行い、報告は次の系統によって行う。



(調査協力団体等)

観光協会

(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に連絡する。

イ 調査、報告事項及び様式

「商工業関係被害状況等報告書」及び「観光施設被害状況等報告書」に定める各事項について調査、報告するほか、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

ウ 調査の基準（商工業関係）

a 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。

なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数を計上せず件数と被害額のみを計上とする。

b 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、() 外書として計上する。

c 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

d 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、協同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

e 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による

評価価格の減少額等を計上する。

- f 被害形状にあたっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めること。

(例：材木、農産加工品製造品等)

エ 調査の基準（観光施設関係）

- a 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、ロープウェイ、観光ヤナ（漁具としてのヤナを除く）、遊船、栈橋、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- b 建物、施設欄のうち、建物被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- c 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分し調査する。
- d 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」の非住家と重複計上される。

(5の2) 観光施設被害状況の調査、報告

本調査報告は、観光施設の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査報告の系統

調査は、観光班が市地域内の関係団体等と協力して行い、報告は次の系統によって行う。



(調査協力団体等)

観光協会

(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に連絡する。

イ 調査施設の範囲

観光関係の全般について調査する。

ウ 調査報告事項

「観光施設被害状況等報告書」に定める各事項について、調査し報告する。

エ 調査の基準

被害状況の調査、計上にあたっては、次の基準によるものとする。

- a 区分欄のうち、その他観光施設欄には休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- b 建物、施設欄のうち、建物の被害は一部破損以上の被害建物を計上する。
- c 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失、その他これに類するものを計上する。
- d 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

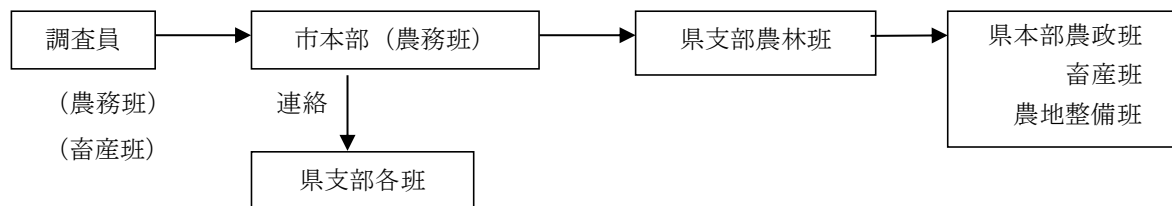
オ 調査報告の方法

本被害のうち建物被害については「住家等一般被害」と重複計上されるものである。

(6) 農業関係被害状況等の調査、報告

農業関係の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統



(調査協力団体等)

農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、卸売市場、酪農農業協同組合、農業改良組合

イ 調査、報告事項及び様式

県様式集等により定める様式で報告するものとする。

ウ 報告期限

- a 概要報告については、災害発生3日以内
- b 中間報告については、災害発生9日以内
- c 確定報告については、災害終息後15日以内

エ 調査の基準等

被害状況調査にあたっての判定の基準は、概ね次による。

- a 農地等の被害区分
 - 流失: その筆の耕地の厚さの1割以上が流失した状態のものをいう。
 - 埋没: 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。
- b 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。
- c 冠水: 作物の先端が見えなくなる程度に水がつかったものをいう。

(7) 林業関係被害状況の調査報告

本調査報告は、林業関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し収集する。

ア 調査報告の系統

被害状況の調査は、森林政策班が調査員を現地に派遣し、県支部関係班及び森林組合職員等の協力を得て、的確な被害の把握に努めるものとする。

ただし、次の調査については県支部農林班が行うので、その被害を承知したときは、その旨県支部農林班に報告するものとする。

- a 施工中の県営事業及び補助事業に関連のある事業
- b 県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害
- c 県育種地の苗木等の被害



(県有林、県営事業等)

(調査協力団体等)

森林組合

(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は県本部に直接報告し、直ちに県支部に連絡する。

イ 調査報告事項

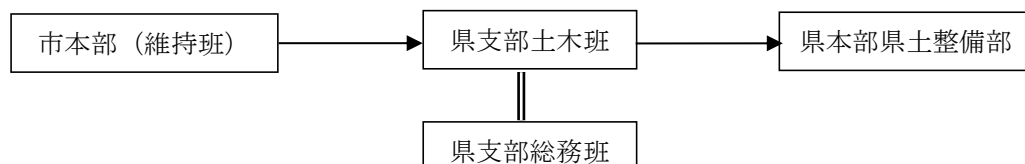
県様式集等により定める事項について調査し、報告する。

(8) 土木施設被害状況等調査、報告

土木施設及び都市施設の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

調査は、維持班が県本部建設班又は県支部土木班の協力を得て行い、報告は次の系統により行う。



(調査協力団体等)

建設業協会 等

(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、直ちに県支部土木班に連絡する。

イ 調査、報告の範囲

土木施設全般について行う。ただし、土木施設のうち国の直轄施設の被害は参考的に調査、報告する。

ウ 調査、報告事項及び様式

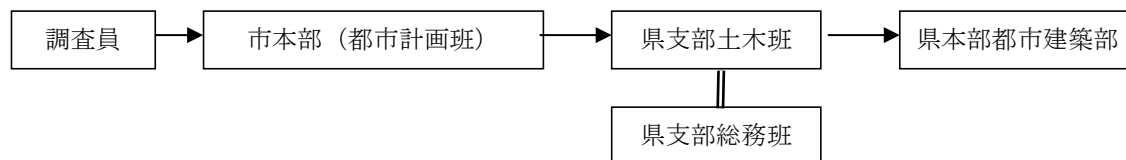
土木施設被害状況報告書に定める事項について調査報告する。国の直轄施設については該当欄に()外書する。

(9) 都市施設関係被害状況の調査報告

本調査報告は、都市施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧を実施するための基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査報告の系統

調査は、都市計画班が県支部土木班の協力を得て行い、次の系統により報告する。



(調査協力団体等)

都市施設の管理者等

(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、直ちに県支部土木班に通知する。

イ 調査施設の範囲

都市施設の全般について行う。

ウ 調査報告事項

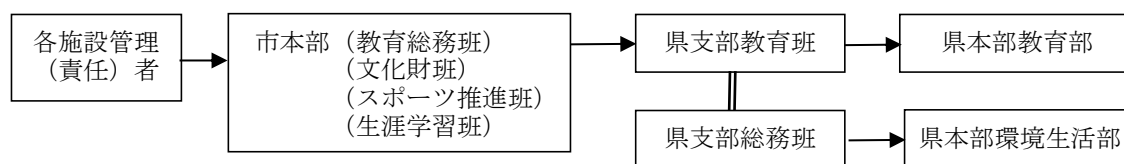
「都市施設被害状況報告」に定める各事項について調査、報告する。

(10) 教育・文化関係被害状況の調査、報告

教育関係(私立を含む。)、文化関係の被害状況を掌握し、施設の応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

市施設及び文化財の調査は、教育総務班、文化財班、スポーツ推進班、生涯学習班において行い、次の系統で報告する。



(調査協力団体等)

体育協会、文化協会、文化財等の管理者、指定管理者、各種社会教育団体

(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、直ちに県支部教育班に通知する。

- a 市町村施設等
- b 県施設
- c 私立施設

イ 調査、報告事項及び様式

「教育・文化関係被害状況等報告書」に定める各事項について、調査、報告する。

ウ 被害程度判定の基準

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準による。

a 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

b 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。なお、当該建物が復旧してもその安全度保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

c 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害をうけた建物の状態をいう。

エ 用途別区分基準

施設の用途別区分は、概ね次の基準による。

a 当該学校の使用に供されている建物

教員住宅を除き、それ以外の建物に付属する建築設備及び付帯設備をいう。

b 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物、例えば、自転車置場、相撲場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

c 土地

学校敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設をいう(校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物(樹木は除く。)等)をいう。

e 設備

校具、教材、教具、机いす等の物品、例えば、生徒用及び教師用の机、いす、書棚、楽器、図書、視聴覚教具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

オ 報告書記載作成の方法

a 区分欄は、次のように区分する。

① 市立施設

幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・短期大学・大学・図書館・公民館・体育施設・青少年の家等

② 私立施設

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学等

b 文化財に被害があったときは、「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し報告する。

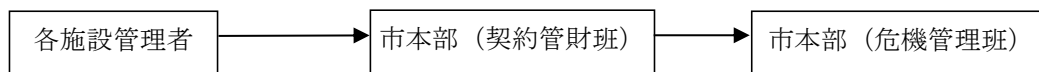
c 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上する。したがって、要補修以上の被害がある建物は、重複して計上される。

(11) 市有財産被害状況等の調査、報告

市有財産等の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

調査は、契約管財班が行い、次の系統により報告する。



イ 調査施設の範囲

市有財産(物品を含む)のほか借用財産(無籍建物等を含む)にあっても、その復旧等が市の責任において実施しなければならないものを含める。なお、次の施設についての調査報告は、それぞれの施設被害状況調査によるが市本部各班の市有財産被害の集計にあたっては()外書きする。

a 市営社会福祉施設

b 市立病院、保健所

c 市教育委員会施設

ウ 調査、報告事項及び様式

「市有財産被害状況等報告書」に定める各事項について、調査、報告する。

エ 調査、報告の基準

被害状況の調査計上にあたっての基準は、次による。

a 建物の被害区分は、「住家等一般被害状況等報告書」(県様式)の判定基準による。

b その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上する。

① 給食施設と給水施設の被害があったときは2件

② 自転車2台と更紙2,000枚の被害は3件(備品については1点1件とし、消耗品については1品種1件とする。)

オ 調査、報告の方法

調査、報告にあたっては、次の点を留意して扱う。

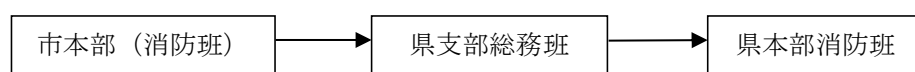
- a 調査にあたっては、「市有財産被害調査表」により施設別に調査作成し、これを集計する。なお、上記調査表は、「市有財産被害状況等報告書」において被害確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。
- b 本被害のうち、建物については「住家等一般被害」の住家(公舎等)及び非住家その他と重複計上される。

(12) 消防被害状況の調査、報告

火災による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

調査は消防班が行い、次の系統により報告する。



イ 火災、爆発等による災害が発生した場合、あるいは風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準、社会的影響基準に該当する場合に報告する。

ウ 調査、報告の基準

「火災・災害等即報要領」に定めるところにより「火災詳報」の様式事項について調査、報告する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に従事させたときは、「消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定）」（県様式）に定める事項について調査、報告する。ただし、市長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、次の(13)水防活動状況等の調査、報告による。

(13) 水防活動状況等の調査報告

洪水にあたって堤防等の危険な状態を把握し、水防活動その他応急対策等の資料とするため、必要な事項を調査報告する。内容については、「市水防計画」に定める。

(14) 総合被害状況等の収集、報告

総合情報は、次の方法によって取りまとめ、市における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関に対して通報するものとする。

ア 情報収集系統

災害情報は、次の系統によって集計する。

住家等一般被害及び応急救助の情報 社会福祉施設の被害等の情報 医療衛生施設の被害等の情報 商工業施設の被害の情報 観光施設の被害の情報 農業関係被害等の情報 林業関係被害等の情報 上・下水道施設被害等の情報 土木施設の被害等の情報 都市施設の被害等の情報 教育関係の被害等の情報 市有財産の被害等の情報 消防に関する情報 水防に関する情報	→	市民福祉部 市民福祉部 医療保健部 商工労働部 飛騨高山プロモーション戦略部 農政部 森林・環境政策部 水道部 建設部 都市政策部 教育部・市民活動部 財務部 消防部 建設部	本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員 本部連絡員	本部事務室	総務部
--	---	--	--	-------	-----

イ 被害の集計

市本部における被害の集計は、本部事務室において「災害総合被害状況調」に定める事項につき集計を行う。

ウ 被害の通報

総合被害を取りまとめたときは、次の各機関に通知する。

- a 高山市防災会議構成各委員の所属機関
- b 市本部各班
- c 報道機関

6 応急対策活動情報の連絡

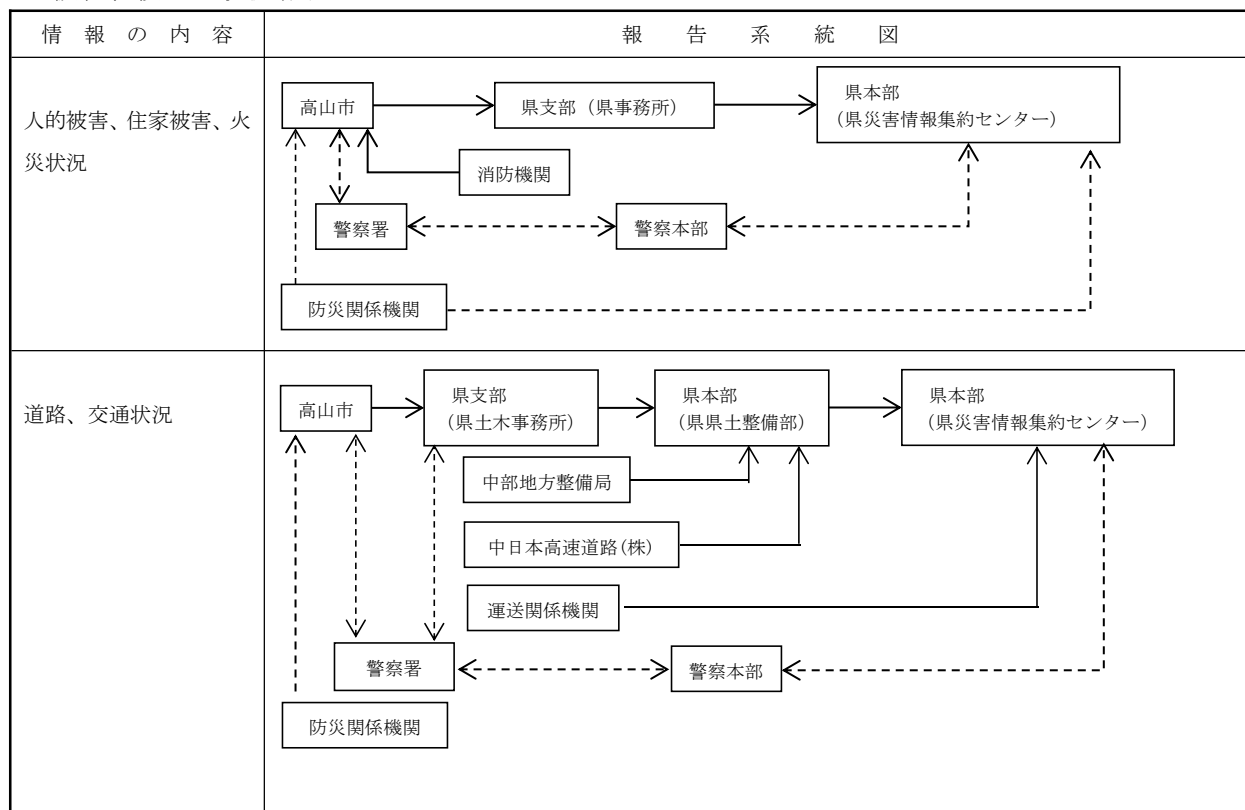
市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

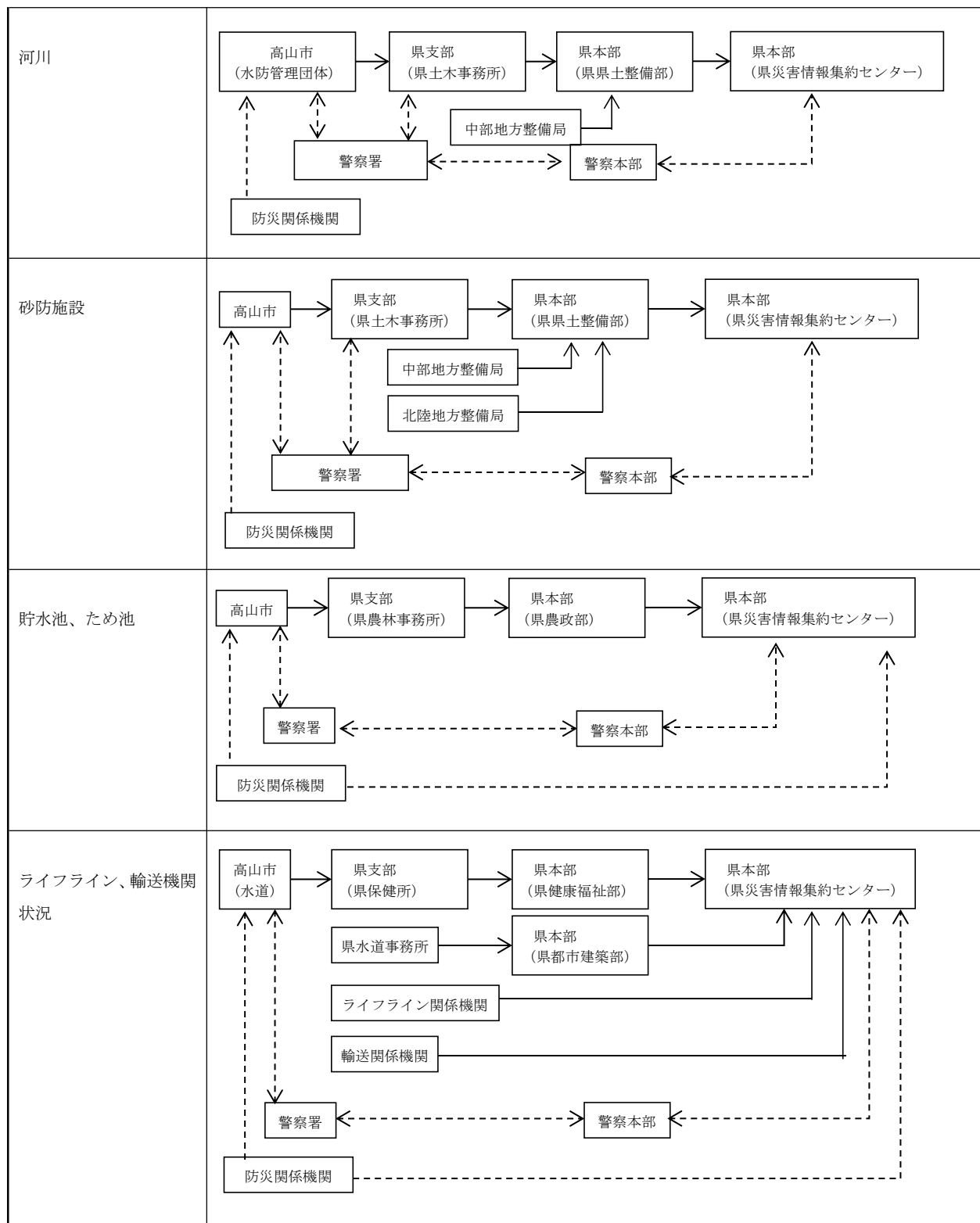
県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡する。

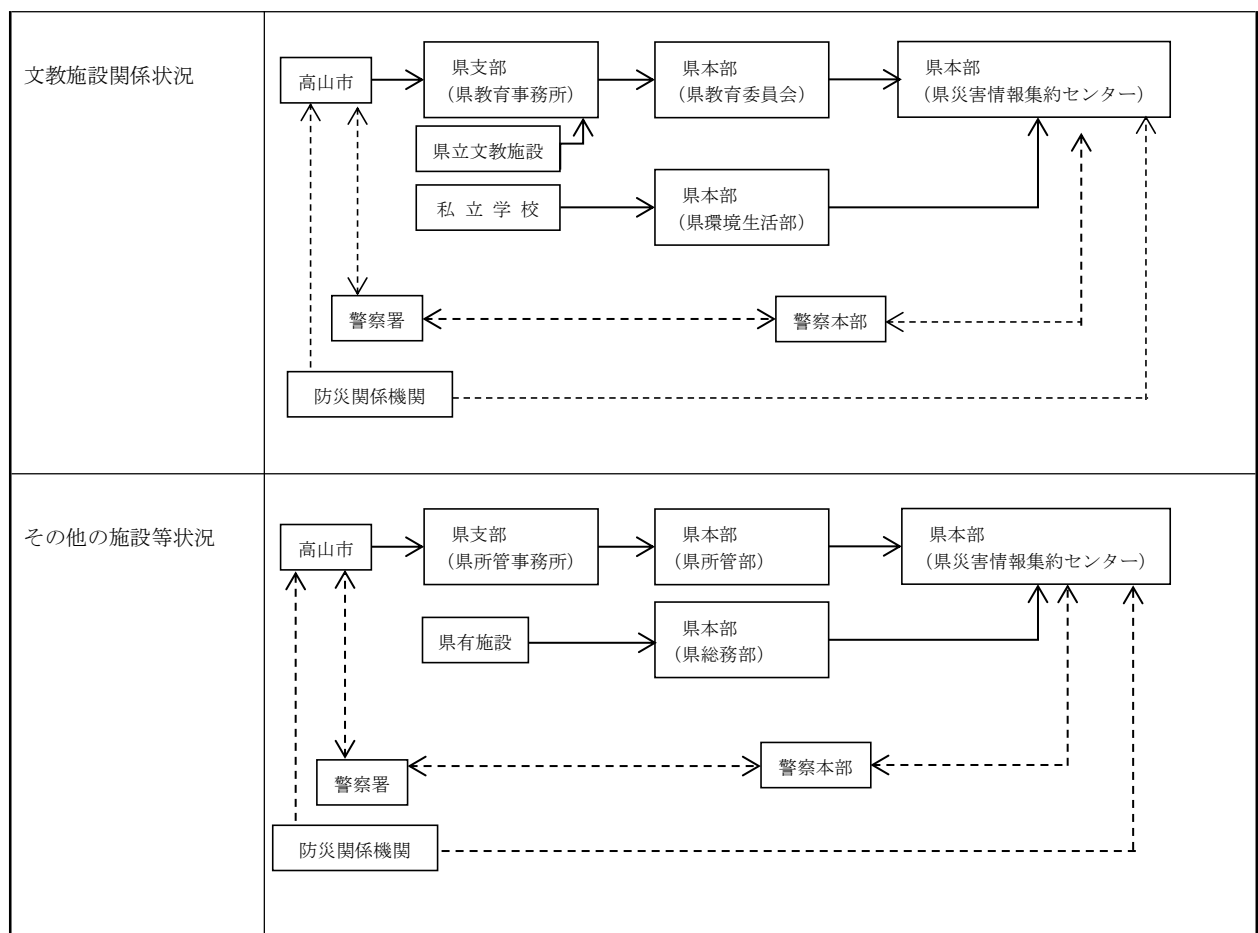
7 情報の共有化

市及び県は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

■被害、復旧の状況報告

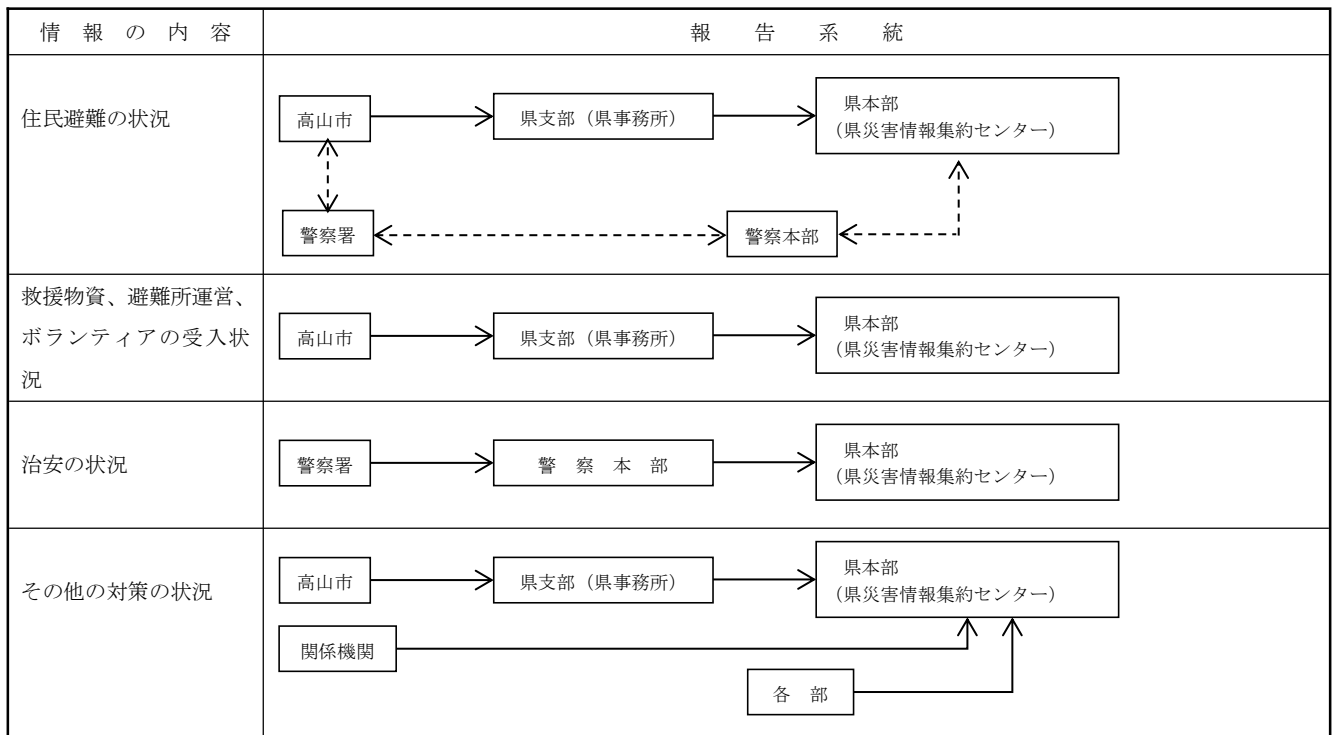






———→ 報告
 - - - - -→ 情報収集

別表2



———→ 報告
 - - - - -→ 情報伝達

■ 報告事項及び報告様式

報 告 事 項	報 告 様 式
住家等の一般被害状況の調査、報告	・ 住家等一般被害状況等報告書 ・ 住家等一般被害調査表
社会福祉施設被害状況の調査、報告	・ 社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書 ・ 社会福祉施設等被害調査表
医療、衛生施設被害状況の調査、報告	・ 医療衛生施設被害状況等報告書 ・ 医療、衛生施設被害状況報告書
水道施設被害状況の調査、報告	・ 医療、衛生施設被害状況報告書（水道施設）
商工業関係被害状況の調査、報告	・ 商工業関係被害状況等報告書
観光施設被害状況の調査、報告	・ 観光施設被害状況等報告書
農業関係被害状況の調査、報告	・ 農業関係被害状況報告（概況、中間、確定） ・ 農作物（農産）被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 樹体被害報告書（概況、中間、確定） ・ 畜産関係被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 蚕糸関係被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 水産関係被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 漁船被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 漁具被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 水産業関係共同利用施設被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 養殖施設被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 養殖物被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 農地（耕地）関係被害状況等報告書
林業関係被害状況の調査、報告	・ 林業関係被害状況等報告書 ・ 林地被害箇所表（概況、中間、確定） ・ 林地荒廃防止施設災害箇所表（概況、中間、確定） ・ 林道施設被害報告書（概況、中間、確定） ・ 林地災害等報告書（速報） ・ 造林地等被害（即報、概況、確定報告） ・ 苗木被害報告書（概況、中間、確定） ・ 苗木施設被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 林産物被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 林産物等被害状況報告書（概況、中間、確定） ・ 林野火災被害状況報告書（概況、中間、確定）
土木施設被害状況の調査、報告	・ 土木施設被害状況報告書
都市施設被害状況の調査、報告	・ 都市施設被害状況報告書
教育関係被害状況の調査、報告	・ 教育・文化関係被害状況等報告書
市有財産被害状況の調査、報告	・ 市有財産被害状況等報告書 ・ 市有財産被害調査表
消防職団員の活動状況 火災等の情報被害状況等の収集、報告	・ 消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定） 「火災報告取扱い要領」による。
総合被害状況の調査、報告	・ 総合被害状況調 ・ 法定被害状況報告書 ・ 災害総合被害状況調

第11節 災害広報

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 総合政策部 3 総務部

〈方針〉

市民の安全確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

〈実施内容〉

1 災害広報の実施

市、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災者をはじめとする市民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

(1) 市及び県の広報する災害に関する情報

ア 市と県との役割分担

(市の役割)

- ・地域住民に向けての広報

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

イ 広報の手段

市及び県は、情報伝達にあたって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運營業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう配慮する。

ウ 広報の内容

災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

(2) 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの

被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて市及び県と連携し、又は、報道機関の協力を得る。

2 災害情報の収集

「第3章第10節 災害情報等の収集、伝達」に定める事項以外の災害情報収集は、次の要領により収集する。

- (1) 広報公聴班を現場に派遣して災害現場写真を撮影する。

なお、広報公聴班で対応できない場合は、当該職員以外の職員を現場に派遣して災害現場写真を撮影させる。

- (2) 広域的に情報収集する場合は、県防災航空隊に、市地域内の災害現場の写真撮影を要請する。

- (3) 市民等から寄せられた写真、資料を市本部事務室において収集する。

なお、県本部広報班の要望があれば、これらの写真を提供する。

3 広報手段別の広報活動

広報は、情報の混乱を避けるため関係機関と十分に連携を保ち、時機を逸せず行う。

- (1) 防災行政無線による広報

同報系防災行政無線による広報は、市本部事務室が行うものとし、市内一斉、地域別又はグループ別での放送により、効果的に広報を実施する。

- (2) コミュニティFMによる広報

株式会社飛騨高山テレ・エフエム緊急割込み放送での広報は、市本部事務室が行う。

- (3) インターネットによる広報

市公式ホームページ・SNSの広報は、市本部事務室が行うものとし、市域全体の被害概要、開設中の避難施設一覧、各種支援に関する情報などについて、最新の情報を掲載する。

- (4) 緊急速報メールによる広報

緊急速報メールによる広報は、市本部事務室が行う。

- (5) アマチュア無線による広報

市本部事務室は、アマチュア無線団体の協力を求め広報を行う。

- (6) 「広報たかやま」による広報

「広報たかやま」の特集号発行により市内各世帯に災害情報を広報する。

- (7) 広報車による広報

広報車により災害情報を広報する。

4 報道機関との連携

- (1) 情報の提供及び報道の要請

市及び県は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をする。

特に、大規模災害発生のおそれがあるときは、県は県域放送局に対して、市民の避難行動につながるよう、現地の状況や避難情報の発令状況、避難所の開設状況など、きめ細かな放送を要請する。

また、県は県域放送局等に対して、大雨・災害関連情報の提供に努めるものとする。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

ア 情報提供

市本部において収集した被害情報その他災害の情報は、報道機関に対して次の事項を発表する。

- (ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (イ) 災害発生場所又は被害激甚地域
- (ウ) 被害調査及び発表の時限
- (エ) 被害の状況
- (オ) 災害救助法適用の有無
- (カ) その他判明した災害の情報
- (キ) 市本部等における応急対策の状況

なお、本情報は発表時判明している事項についてのみ行う。

(2) サイレントタイム設定の検討

県は、生存者の発見を効果的に行うため救出活動に直接関係ないヘリコプター等の運行を一定時間規制するサイレントタイムの設定について報道機関等と協議検討する。

5 デマ等の発生防止対策

市、県及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置を行う。

6 被災者等への広報の配慮

市、県等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語・やさしい日本語による災害情報の発信について配慮する。

7 市民の安否情報

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、災害用伝言板サービスを提供し、市民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

8 総合的な情報提供・相談窓口の設置

市、県等は、市民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

9 観光における風評被害対策

県は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施する。

10 安否不明者等の氏名等公表

市は、県が策定した「災害時における行方不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に沿って対応するものとし、住民基本台帳事務における支援措置の有無確認等必要な協力を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助・搜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、市等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表する。

第12節 消防・救急・救助活動

【実施担当部】

- 1 消防部 2 医療保健部

〈方針〉

災害発生に伴う火災から市民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

〈実施内容〉

1 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

市は、出火等を防止するため市民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。地域住民の自主防災組織やまちづくり協議会、町内会及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期する。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

(3) 延焼の防止（火災防ぎょ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くすものとする。市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の活用を図る。

2 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定により、気象機関から通報される火災気象通報は、次の取扱いによるものとする。

(1) 気象の条件及び通報

火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険であるとき、具体的には次の条件に該当する場合に岐阜地方気象台が県本部（災害情報集約センター）に通報する。

〔高山－高山特別地域気象観測所の値〕

ア 火災気象通報【乾燥】

実効湿度が60%以下で、最小湿度が25%以下になる見込のとき。

イ 火災気象通報【強風】

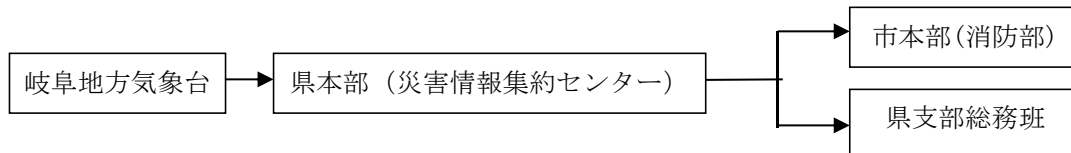
平均風速12m/s以上の風が吹く見込のとき。

(上記両方を満たすときは、火災気象通報【乾燥・強風】として発表される。)

※発表エリアは、市町村ごと

(2) 伝達の方法

通報を受けた県本部（災害情報集約センター）は、次の系統で県支部及び市本部に伝達する。



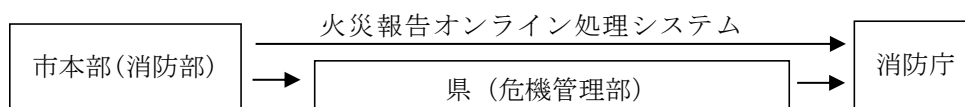
(3) 火災警報の発表

市長は、前記通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともに、その周知徹底と火災予防上の必要な措置をとる。

3 火災報告

火災が発生したときの被害状況、その他の調査報告は、次の方法によるものとする。

(1) 報告の系統



(2) 報告の種別及び報告の時期

消防部は、種別により次の時期まで県支部へ報告する。

- | | |
|----------|--------------|
| ア 火災概況月報 | 翌月10日 |
| イ 火災報告 | 随時 |
| ウ 火災詳報 | 消防庁長官の求めに応じて |
| エ 火災即報 | 即時 |

(3) 火災詳報を要する火災

火災詳報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で、消防庁長官が必要に応じて報告を求めたものについて提出する。

(4) 火災即報を要する火災

火災即報は、「火災・災害等即報要領」に定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する火災について報告する。

(5) 調査報告事項

火災の即報は、「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに電子メールによって行うものとする。火災詳報、火災報告及び被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

4 災害時における火薬、ガスの保安

火薬及び高圧ガスの保安責任者は、災害時にそれら施設の危険防止措置を講ずるよう監督するものとする。ただし、必要があると認められる時は、消防部が法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

5 危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 危険物施設の所有者の措置

- ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施
- イ 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置
- ウ 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの消防、警察、市町村への通報、付近住民への避難の周知
- エ 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(2) 消防機関及び県警察の措置

- ア 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施
- イ 警戒区域の設定、広報活動の実施、市民の立入制限、退去等の命令
- ウ 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施
- エ 県警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

(3) 県の措置

- ア 他の市町村に対する応援の求め、必要に応じた自衛隊派遣の要請
- イ 流出防止資機材、化学消火薬剤等の必要な資機材の確保

6 負傷者等の救出及び救急活動

(1) 消防機関、県警察等による救出・救急活動

消防機関、県警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

ア 救出活動

- ・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生埋め者等の早期発見に努める。
- ・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。救助を行う警察又は消防その他これに準ずる機関は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用する。

イ 救急活動

- ・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。
- ・道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

ウ 相互協力

消防機関及び県警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

エ 消防相互応援計画

市は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防業務の実施について相互に応援するため、協定を締結する。

オ 警察機関等との連絡

災害時における応急対策実施のため消防部は、警察機関等の連絡あるいは調整の必要がある対策については、相互に連絡協議して行う。

カ 救急業務

社会環境の複雑化に伴い交通事故、その他の事故が激増の傾向にあるので、これらによる負傷者の救急のため、消防機関は常に組織及び施設の整備にあたり、救急業務の完璧を期する。

(2) 地域住民による救出救助

まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

(3) 応援要請

市は、相互の応援協定に基づき他市町村等の応援を要請する。

県は、市町村の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、応援活動の全国的な調整を行う。

(4) 応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮する。

7 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 水防活動

【実施担当部】

- 1 建設部 2 農政部 3 消防部

〈方針〉

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す。

市地域における水防に関する応急対策は「本節 3 水防計画」の定めるところによるものとする。なお、各河川の水防は、建設部及び消防部において対策をたて、応急の措置を講ずるものとする。

〈実施内容〉

1 水防活動

(1) 水防団等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により、消防団（水防団）等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制に万全を期すものとする。

(2) 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、水衝部その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、県知事）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

(3) ダム、ため池、水門、こう門等の操作

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作に万全を期する。

(4) 既存ダムの事前放流時の情報共有

既存ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する態勢に入る場合には、ダムの貯水位、流入量、放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体との間で情報を共有する。

(5) 水防作業

水防管理者は、河川、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となる場合、その応急措置として土のう積みなど現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を施工する。

(6) 水防情報

水防管理団体、河川管理者及び関係機関は、適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となる河川の情報について、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期する。

(7) 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者等は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫

する方向の隣接水防管理団体等に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(8) 県排水ポンプ車

県は、管理する河川が氾濫した場合などに県が保有する排水ポンプ車を活用し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(9) その他

その他水防活動については、それぞれが定める水防計画等によるものとする。

2 湛水排除

市又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 水防計画

(1) 配備計画

ア 警戒配備（雨に関する注意報発表時）

① 水防資機材台帳の確認（消防部）

イ 巡視配備（水防団待機水位を超えるなど巡視が必要と判断したとき）

（高山）

- | | | |
|--------|--------------|-------------|
| ① 宮川 | 石浦町～合流点（川上川） | （第2・4分団各2名） |
| ② 苔川 | 千島町～冬頭町 | （第3・4分団各2名） |
| ③ 江名子川 | 江名子町～大新町 | （第1・5分団各2名） |
| ④ 大八賀川 | 生井町～三福寺町 | （第8・9分団各2名） |
| ⑤ 川上川 | 八日町～下切町 | （第6・7分団各2名） |

（丹生川）

- | | | |
|-------------------|----------|----------|
| ① 久手川・小八賀川・池之俣川 | 久手～小野 | （第1分団2名） |
| ② 小八賀川・小木曾谷川・大萱谷川 | 瓜田～北方・大萱 | （第2分団2名） |
| ③ 小八賀川・大萱谷川 | 坊方・新張 | （第3分団2名） |
| ④ 荒城川 | 荒城 | （第4分団2名） |
| ⑤ 小八賀川・山口谷川 | 山口・町方 | （第5分団2名） |

（清見）

- | | | |
|-------|---------|-------------|
| ① 川上川 | 巢野俣～三日町 | （第1～3分団各2名） |
| ② 牧谷川 | 牧ヶ洞～三日町 | （第1・2分団各2名） |
| ③ 小鳥川 | 上小鳥～江黒 | （第4分団4名） |
| ④ 馬瀬川 | 檜谷～大原 | （第3分団2名） |

（荘川）

- | | | |
|----------|--------|-------------|
| ① 六厩川水系 | 六厩 | （第1分団2名） |
| ② 三谷川 | 三谷～三尾河 | （第1分団2名） |
| ③ 寺河戸川 | 寺河戸 | （第1分団2名） |
| ④ 一色川 | 一色 | （第1分団2名） |
| ⑤ 庄川 | 三尾河～牧戸 | （第1～3分団各2名） |
| ⑥ 町屋川 | 町屋 | （第2分団2名） |
| ⑦ 野々俣川水系 | 野々俣 | （第3分団2名） |

（一之宮）

- | | | |
|-----------|-------|----------|
| ① 宮川・常泉寺川 | 洞～一之宮 | （第1分団4名） |
|-----------|-------|----------|

② 宮川・常泉寺川	山下～本通	(第2分団4名)
③ 宮川・常泉寺川	奥～野	(第3分団4名)
④ 無数河	段	(第3分団2名)
(久々野)		
① 八尺川	山梨～反保	(第2分団2名)
② 飛驒川	橋場～渚	(第1分団2名)
③ 無数河川	上組～橋場	(第1分団2名)
④ 飛驒川	小屋名～反保	(第2・3分団各2名)
(朝日)		
① 飛驒川	見座	(第1分団5名)
② 飛驒川	立岩・万石	(第1・2分団各2名)
③ 青屋川	青屋	(第2分団5名)
④ 秋神川	桑之島	(第3分団5名)
(高根)		
① 日和田川	日和田	(第2分団2名)
② 幕岩川	日和田・小日和田・留之原	(第2分団2名)
(国府)		
① 宮川	三川～宇津江	(第1・2分団各2名)
② 荒城川	宮地～山本	(第2・3分団各2名)
(上宝)		
① 高原川	平湯～笹嶋	(第2分団各班2名)
② 高原川	葛山～見座	(第3分団各班2名)
③ 左俣谷、右俣谷、蒲田川	神坂～栃尾	(第2分団各班2名)
④ 双六川	金木戸～桃原	(第3分団各班2名)
⑤ 蔵柱川	荒原～蔵柱(下)	(第1分団各班2名)
⑥ 蔵柱川	本郷～吉野	(第1分団各班2名)

ウ 非常配備（危険な状態になったとき）

- ① 本部長の指定する場所（本部長指示班員）

(2) 動員計画

消防部は、消防団長、支団長及び維持班と協議の上、各分団長に電話等で連絡し、第1次出動により動員を行う。また、非常配備については、災害発生状況に応じ第2次もしくは第3次出動により動員する。

(3) 情報計画

ア 警報等の伝達

消防部は、消防団長及び支団長に警報以上の気象情報を電話、無線（受令機）等で連絡する。警戒配備時の消防職員・団員に対する連絡は、消防車等の無線、電話等により行う。

イ 情報の通報、報告

巡視及び警戒配備により動員された消防職員・団員からの各河川の状況等の情報は、消防部が収集し、市本部長及び本部事務室に報告する。

ウ 出動招集

各河川の状況及び今後の降雨予測などにより、水防活動の準備、活動が必要と判断した時点で、消防職団員を電話、メール等により招集する。

(4) 巡視

- ア 巡視者（巡視配備のとおり）
- イ 巡視基準（巡視配備のとおり）
- ウ 特に重点を置く箇所の状況
重要水防箇所（県管理区間）

エ 異常現象発見時の処置

通報を要する異常現象の範囲は、次のとおりとする。

- ①急激に増水し、溢水等のおそれがあるとき。
- ②亀裂が生じ、破堤のおそれがあるとき。
- ③ろう水甚だしく、破堤のおそれがあるとき。
- ④その他、巡視中に特に水路について重要な事項を発見したとき。

巡視員は、異常現象を発見したら直ちに市本部（消防部、維持班）に連絡するとともに監視を続行し、応急対策の措置に必要な情報を続いて通報する。

(5) ため池等の管理

樋門、ため池等の状況

雨に関する注意報あるいは警報の発表時において、維持班は用水取入口等の門扉の閉鎖を行う。また、各消防分団は、各地域内にある防火用水、ため池、貯水槽の管理の状況を把握しておくものとする。

(6) 水防機材の調達

ア 資機材の調達

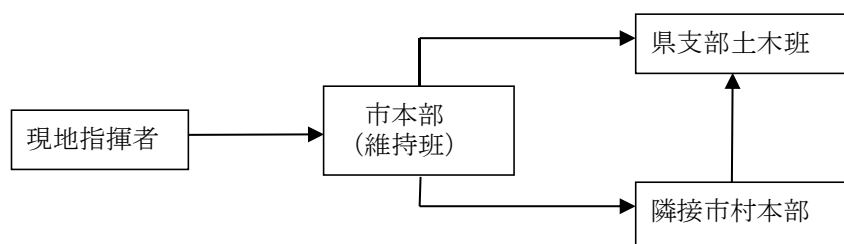
不足する資機材の調達は、速やかに維持班において行うこと。

イ 建設機械の借上

市有の建設機械で不足するときは、県支部土木班に要請するとともに、協定に基づき高山市三協防災対策協議会に協力要請をする。

(7) 応援要請等

ア 要請系統

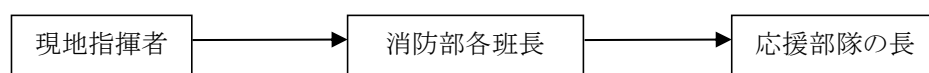


イ 要請事項

人員数、物資名、数量、時期、場所、携行品等を明示して要請する。

ウ 誘導等

応援部隊あるいは物資輸送の現地への誘導者は消防部各班長とし、指揮系統は次のとおりとする。



(8) その他の計画

ア 活動の安全

現地指揮者は、細心の注意をもって活動者の安全を確保すること。

イ 隊員の休養

活動状況により一定しないが、活動が長時間に及ぶときは、活動者の交代等により隊員の休養時間を確保すること。

ウ 炊出確保の方法

「第3章第20節 食料供給活動」による。

エ 一般市民等に対する協力要請の方法

各地域のまちづくり協議会、町内会、自主防災組織に要請する。

オ 警察機関等との連絡協調

消防部は、出動警察官との連絡を密にするとともに、市本部を通じて連絡協調すること。

第14節 雪害対策

【実施担当部】

- 1 建設部 2 関係各部

〈方針〉

降雪時における交通の確保、雪崩による被害、孤立地域における市民の危険等の防止のため、迅速に必要な措置を行う。その他雪害に関する計画は、本計画の定めるところによるほか、降雪時における道路に関する細部の対策は、毎年度降雪期前に策定する「高山市除雪計画」（以下「除雪計画」という。）の定めるところによる。

〈実施内容〉

1 道路の除雪対策

市、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社及び県は、それぞれ管理する道路について、それぞれの機関において除雪を実施する。また、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(1) 実施区分

道路の除雪は、次の区分によりそれぞれの機関において実施する。

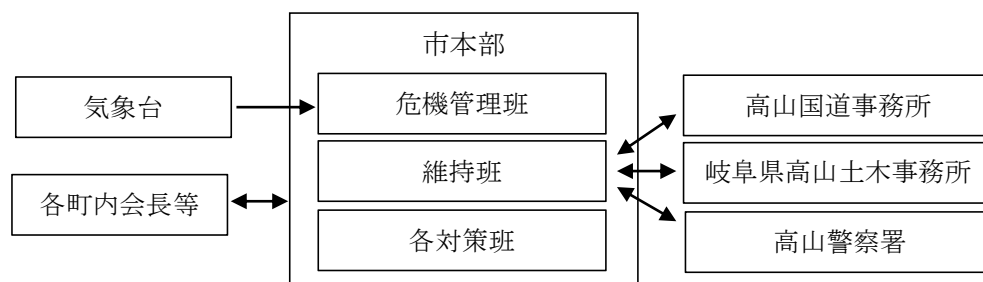
区 分	実 施 範 囲
国土交通省	一般国道のうち、直轄指定区間
岐阜県	上記以外の一般国道及び県道のうち、道路除雪実施要領で定める道路
高山市	上記以外の道路のうち、除雪計画で定める道路

(2) 降雪及び除雪情報の収集連絡等

市、中部地方整備局、県等における降雪並びに除雪等に関する情報の収集連絡及び広報等は、次によるものとする。なお、細部の対策は、除雪計画に定めるところによるものとする。

ア 連絡系統

降雪並びに除雪等に関する情報収集及び連絡は、次の系統によるものとする。



イ 降雪量の観測

市は、道路除雪対策を実施するための降雪量の観測は、次の観測地点の状況による。

なお、降雪の状況に応じて必要な場合は、他の地域の降雪状況の把握に努める。

[指定観測地点]

観測地点	警戒積雪深	摘 要
高山市役所	60 c m	積雪とは、観測地点に自然にたまった雪の深さをいう。
丹生川支所	60 c m	
清見支所	90 c m	
荘川支所	150 c m	
一之宮支所	60 c m	
久々野支所	60 c m	
朝日支所	60 c m	
高根支所	90 c m	
国府支所	60 c m	
上宝支所	150 c m	

県は、道路除雪対策の実施のための降雪量の観測を、実施要領に定める観測地点により行う。なお、降雪の状況に応じて必要な場合は、その他の地域における降雪状況の把握に努める。

ウ 除雪等の広報

市、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、県等の道路管理者は、通行者等に対する交通の安全と円滑な交通の確保に期するため、通行者及び市民に対しその周知徹底に努める。

また、道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予想の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(3) 除雪体制の整備

除雪体制は、市本部の組織によるものとするが、さらに迅速、的確な除雪を期するため、細部の業務分担等は除雪計画において定める。

ア 除雪機械の準備配置等

降雪期前に除雪機械の整備点検を完了し、除雪計画に定める体制を整えるほか、借上機械についても関係者との連絡を密にして体制の万全を期し、降雪時には直ちに除雪活動に移れるよう体制を整備しておく。

特に、雪に関する気象注意報、警報等が発せられたときは、その準備に万全を期するものとする。

イ 平常体制

降雪による積雪深が指定観測地点における警戒積雪深以下の場合は、平常体制により除雪計画に定める区域の除雪対策にあたる。

ウ 警戒体制

降雪による積雪深が指定観測地点において警戒積雪深に達した地点が1/2以上に達した場合、または観測地点における積雪が警戒積雪深の1.5倍以上に達した場合は警戒体制をと

り、除雪計画に定める除雪対策にあたるものとし、また、除雪機械の増強並びに連絡の強化等を図る。

エ 緊急体制

警戒体制設置後も断続的な降雪等により、道路交通に支障を来すなど、市民生活への影響が懸念され、市長が特に必要と判断した場合は緊急体制をとり、除雪計画に定める除雪対策にあたる。

(4) 道路交通規制等

県公安委員会は、危険防止を図るとともに緊急輸送を確保するため、道路交通の状況等に対応した交通規制を行う。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(5) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努める。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

(6) 市街地の除雪

市街地の屋根の雪降ろし等は、「高山市雪またじ基本方針」の主旨を尊重して実践するとともに、除雪計画に定める雪捨て場の確保と市民への周知徹底を図る。また、降雪期には、県支部土木班、警察及び管内関係団体との連絡を密にし、関係機関が行う除雪作業の調整をし、円滑な実施にあたる。

2 雪崩対策

市、県、関係機関は、雪崩による被害を防止するため、所管地域内の巡回査察を実施するなど現場状況の把握に努め、雪崩発生のがれが予想される場合は、必要に応じて通行規制等の措置を講ずるとともに、雪崩の危険箇所には標示板、旗等による標示を行い市民に対する周知徹底を図る等、災害の未然防止に努める。

3 孤立地域対策

市は、積雪又は雪崩等により交通、通信が途絶した地域において市民の危険が予想される場合には、偵察班を派遣する等、その状況把握に努める。

4 停電対策

雪による倒木に起因する大規模な停電に関する対策は、次によるものとする。

(1) 市民への広報

電力会社は、大規模な停電が発生した場合、停電の状況や復旧見込みなどを調査し、ホームページ

ジに掲載するとともに、広報車などにより、停電地域の住民への周知に努める。

市は、電力会社からの情報連絡を受け、防災行政無線や防災ラジオ、メール配信、SNSなどにより、停電情報を広報する。

(2) 防災関係機関相互の連携

電力会社は、市と情報連絡を行うための直通電話回線を開設するほか、市へ情報連絡員を派遣するなど、市との連絡体制を整える。また、事業者及び関係機関は、作業車の駐車スペースについて、あらかじめ確保するよう努める。

市は、衛星電話の借用について電気通信事業者へ要請するなど、停電地域における通信手段の早期確保に努める。

(3) 要配慮者への対応

大規模な停電時における要配慮者への対応は、要配慮者支援班のほか、社会福祉協議会、民生児童委員、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織、消防団などの協力を得て対応する。

第15節 火山災害対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 関係各部

〈方針〉

火山現象による災害が発生する恐れのある場合又は災害が発生した場合において、市民、登山者等の生命、身体及び財産を保護するための必要な措置を行う。

〈実施内容〉

1 噴火警報等の種類と発表および伝達

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報・予報の種類

- ・噴火警報：気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。
- ・噴火予報：気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

イ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と防災機関や市民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

岐阜県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。

なお、御嶽山の噴火警戒レベルは別表3に、焼岳の噴火警戒レベルは別表4に、白山の噴火警戒レベルは別表5に、乗鞍岳の噴火警戒レベルは別表6に記載する。

岐阜県の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区 分	火 山 名
噴火警戒レベルが運用されている火山	焼岳、御嶽山、白山、乗鞍岳
噴火警戒レベルが運用されていない火山	ア CANDANA 山

ウ 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名 称	対象範囲	レベル (キーワード)	説 明		
				火山活動 の状況	市民等の行動	登山者・入山者 への対応
特別 警 報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住域からの避難等が必要 (状況に応じて対象地域や方法を判断)	
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、市民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	
警 報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制) 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等 (状況に応じて規制範囲を判断)
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)
予 報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)

エ 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名 称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別	噴火警報 (居住地域)	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲に	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生する

警 報	又は 噴火警報		おける嚴重な警戒 (居住地域嚴重警戒)	と予想される。
警 報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警戒	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	火口から居住地域近くまで の広い範囲の火口周辺に おける警戒 (入山危険)	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口から少し離れた所まで の火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるい は発生すると予想される。
予 報	噴火予報	火口内等	(活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)

(2) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうため、以下の場合に発表

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

(3) 火山の状況に関する解説情報（臨時）

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表

(4) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合に適時発表

(5) 降灰予報

気象庁が、噴火に伴う火山灰の降灰量分布や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表。以下の3種類がある。

ア 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により市民生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、噴火発生の有無によらず定期的（3時間ごと）に発表。噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間ごと18時間先まで提供

イ 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対し、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

ウ 降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山に対し、降灰予測計算（数値シミュレーション）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

(6) 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等について発表する情報等

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめ、毎月上旬に発表

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、噴火が発生したことや噴火の発生時刻・噴煙高度等の情報を直ちに発表

2 噴火警報等の伝達体制

市は、県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や市民、登山者等へ伝達する。

県は、国から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。

また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、市民、登山者等への伝達に努める。

なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル 4 以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民、登山者等に伝達する。

(1) 噴火警報等の発表及び通報、伝達

気象庁が噴火警報等を発表し、その伝達は、下の「基本伝達系統図」に定めるところによる。

(2) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

市は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項について、住民、登山者等に周知徹底するものとする。また、異常現象を了知し气象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段に関する事項を定める。

3 通信連絡対策

(1) 通信連絡の方法

通信連絡の方法は、「第3章第8節 通信の確保」に定めるところによる。

(2) 無線局の確保

市及び県は、無線局の移転など安全を確保し、併せて非常用電源設備を整備し、停電に備える。

(3) 車載型無線、携帯型無線の確保

県は、県の移動系無線の活用と、各関係機関の持つ車載型無線、携帯型無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保する。

(4) 関係機関との協力体制

市及び県は、放送局、防災関係機関との協力体制を緊密にするとともに、東海地方非常通信協議

(5) 放送の優先利用

4 避難情報の発令、市民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定

市は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の市民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難情報の発令を行うよう努める。

```

graph TD
    A[警察庁] --> B[岐阜県警察本部]
    A --> C[岐阜県消防本部]
    A --> D[岐阜県防災センター]
    B --> E[関係警察署]
    B --> C
    B --> D
    C --> E
    C --> D
    D --> E
    D --> C
    D --> D
    E --> F[項番・駐在所]
    E --> G[高山市]
    E --> H[県支部等防災関係機関]
    F --> I[高山市]
    G --> I
    H --> I
    I --> J[市民、登山者等]
    
```

注 4) 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第 12 条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

240

別表3 御嶽山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応(※)	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) または噴火警報	居住地及び 居住域 及びその火側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報(火口周辺) または火口周辺警報	火口 居住域 及びその火側	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・大きな噴石の飛散や火砕流が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に居住地域に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979年10月28日： 剣ヶ峰南西側斜面(79-1～10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があるとして予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ・大きな噴石や火砕流が1kmを超えて到達する噴火が発生。ただし、居住地域に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】 2014年9月27日 剣ヶ峰南西斜面で噴火。大きな噴石が火口列から1km程度の範囲に飛散。火砕流が火口列から南西方向に約2.5km、北西方向に約1.5kmまで流下
		火口 周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・地震活動の高まりや地殻変動、火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火の発等により、火口から約1km以内に影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 2014年9月： 火山性地震が一時的に増加、低周波地震も発生 2007年3月後半： 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月～2007年2月： 山頂部直下でわずかな山体膨張

						及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬： 79-7火口でごく小規模な噴火が 発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月～7月： 火山性地震・微動の増加 ・噴火が発生し、火口から約1km以内 に大きな噴石が飛散する 【過去事例】 歴史記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。状況に応じて火口内への立入規制等（現在、地元自治体の一部の登山道を除き、地獄谷火口から概ね500mまで立入規制中）。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注3) 過去事例は、2014 年事例を踏まえて最新の科学的知見を反映した新たな「御嶽山の噴火警戒レベル判定基準」に基づく。

別表4 焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒 (居住地域 または噴火警戒)	居住地 及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期の場合）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火） 約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）

			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火） 約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）
警 報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・想定火口域から概ね2km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1915年：水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から概ね1km以内で倒木
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・想定火口域から概ね1km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散

予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。 状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。
----	------	------	--------------------	---	--------------------------------	--

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

別表5 白山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒報(居住地域)または噴火警戒報	居住地及びその火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし
警戒	噴火警戒報(火口周辺)または火口周辺警戒	火口から居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流(積雪期)、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から4km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 2200年前の噴火: 溶岩流が約7km流下(白水滝溶岩)、火砕流、溶岩ドームの形成 1554～56年: マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成

		火口 周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入っ た場合には生命に 危険が及ぶ)噴火 が発生、あるいは 発生すると予想さ れる。	住民は通常の生 活。 火口周辺への立 入規制等。	・火口から2km程 度まで大きな噴石 が飛散、火砕流が 流下するような噴 火が発生、または 予想される。 【過去事例】 1042年：翠が池火 口あるいは千蛇ヶ 池火口から噴火、 軽石
予報	噴火予報	火口 内等	1 (活火山であるこ とに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態 によって、火口内 で火山灰の噴出等 が見られる(この 範囲に入っ た場合には生命に 危険が及ぶ)。	住民は通常の生 活。 状況に応じて火 口内への立入規 制等。	・火山活動は静 穏、状況により火 口内及び火口近傍 に影響する程度の 噴出の可能性あり。 【過去事例】 2005年、2014 年12月、2017年 11月、2020年6 月、2021年9月： 地震活動活発

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注) 火口とは、想定火口域をいう。

別表6 乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動 の状況	住民等の行動 及び登山者・ 入山者等への 対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域または 噴火警報)	居住地及びそ の火口側	5 (避難)	居住地域に重大 な被害を及ぼす 噴火が発生、あ るいは切迫して いる状態にある。	危険な居住地域 からの避難等が 必要。	・火砕流、溶岩流、 融雪型火山泥流 (積雪期)が居住 地域に到達する ような噴火が切 迫している。 【過去事例】 約9200年前の火 山砕屑物を噴出 するマグマ噴火 ・噴火が発生し、 火砕流、溶岩流、 融雪型火山泥流 (積雪期)が居住 地域に到達。 【過去事例】 歴史記録なし

			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。 状況に応じて高齢者等の配慮者の避難準備等。	・火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし ・噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 【過去事例】 歴史記録なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	・火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし ・噴火が発生し、火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 歴史記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。 状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとす。

注2) 火口とは想定火口域をいう。

第16節 県防災ヘリコプターの活用

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 消防部

〈方針〉

市域内において、災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

〈実施内容〉

1 岐阜県防災ヘリコプターの支援の要請

市は、防災ヘリコプターの応援要請をする場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) その他必要な事項

2 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動

県知事は、市長等から防災ヘリコプターによる支援の要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による支援を行う。また、県知事は、県域内に災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。

- (1) 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- (2) 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- (3) 市民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- (4) その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

3 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定、岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱の定めるところによる。

第17節 孤立地域対策

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、孤立が予想される地域が多数存在する本市の災害応急対策では、次の優先順位をもってあたるものとする。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

〈実施内容〉

1 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。災害発生時に市は、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

2 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。市及び県は、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

市及び県は、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要がある、「第3章 第8節 通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図る。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

市及び県は、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

5 道路の応急復旧活動

市及び県は、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

6 その他

市及び県は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施する。

第18節 災害救助法の適用

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、「災害救助法」（昭和22年法律118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

〈実施内容〉

1 制度の概要

(1) 災害が発生した場合

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合は、被害を受けた者の保護と社会秩序の保全を図るために「災害救助法」が適用される。この制度は、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、「災害救助法」第13条第1項の規定により知事はその権限に属する事務を市長が行うよう通知した場合、救助の一部を市長が行うことができる。救助の種類、程度、方法及び期間については、知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、災害発生直後は、市が一時繰替支弁することがある。また、市及び県は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害発生前であっても市民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生する恐れがある段階から関係機関との総合調整等を行う国の災害対策本部が設置されることとなり、併せて、当該本部が設置されたときは、県知事等は、本部の所管区域とされた市の区域内において、「災害救助法」が適用される。

2 被害状況の把握及び報告

(1) 市

市は、被災した際は速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市は、直接、国に対して緊急報告を行う。

(2) 県

県は、市と連携をとり、速やかに被害状況の把握を行うとともに、把握した被害状況を国に報告

する。被害が甚大で正確に把握できない場合は、概数による緊急報告を行う。

3 災害救助法の適用

市長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請する。

県知事は、市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。

4 災害救助法の適用基準

(1) 適用の基準

市への災害救助法適用の基準は、市地域内の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、県本部長が救助法による救助を必要と認めたときに適用する。

ただし、災害の発生した地域の条件、あるいは災害の種別等によっては計数上の基準に達しない場合でも県本部長がその必要を認めたときは、災害救助法を適用することがある。

ア 市地域内の住家の全失世帯が80世帯以上に達したとき。

イ 被害が広範な地域にわたり、県下の全失世帯が2,000世帯以上に達し、かつ、市地域内の全失世帯が40世帯以上に達したとき。

ウ 市地域内の被害世帯がア及びイに達しないが、被害が広範な地域にわたり、県下の全失世帯が9,000世帯以上に達した場合であって、市地域内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

- ・厚生労働省令で定める特例の事情

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。

- ・厚生労働省令で定める基準

1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に援助を必要とすること。

2 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

ア 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の $1/2$ 、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は $1/3$ として計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、被害家屋は1戸であっても3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定をする。

エ 災害の種別については、限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

(3) 救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別、地域条件その他の条件によって県本部長が必要と認める範囲において実施する。

5 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次表のとおりとする。

救助の種類	実施期間	実施者（市本部）区分
避難場所の設置及び収容	7日以内	市民活動部、市民福祉部、医療保健部 教育部
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市民福祉部、農政部、教育部
飲料水の供給	7日以内	水道部
被服・寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送→県本部 調査、報告、割当、配分→市民福祉部
医 療	14日以内	医療班派遣→県本部、日赤支部 医療保健部
助産救助	分べんした日から7日以内	
学用品の給与	教科書1ヵ月以内、文房具 及び通学用品15日以内	確保、輸送→県本部 調査、報告、割当、配分→教育部
災害にかかった者の救出	3日以内	消防部
埋葬救助	10日以内	市民福祉部
仮設住宅の建設	災害発生の日から20日 以内に着工	都市政策部
住宅応急処理	1ヵ月以内	
死体の搜索	10日以内	消防部
死体の処理	10日以内	医療保健部
障害物の除去	10日以内	建設部

- （注）1. 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施にあたっては、県本部実施分を市本部が、また、市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。
2. 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画により市本部が救助法を実施する場合は、災害救助法第30条第1項の規定による知事はその権限に属する事務を市長が行うこととする通知をした場合による。
3. 市本部は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。ただし、実施にあたり連絡し、その指示を得るいとまのないときは、市本部限りで実施し、その結果を報告するものとする。
4. 実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従って、この期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

6 災害救助実施状況の報告

市本部事務室は、それぞれの担当班からの報告に基づき、救助日報を作成し、毎日午前 8 時 30 分までにその状況を県本部防災班に報告する。

救助日報に関し、各班から本部事務室に対する報告は、報告事由の発生の日の翌朝までに文書(出先機関については、電話)により行う。

■救助種類別業務報告一覧

報告事項		報告様式	その都度報告	日報	期 間 指定報告	報告担当班
		様式名称				
被害	概況報告	住家等一般被害状況 報告書	○			福祉班
	中間報告		○			
	確定報告				○ 2日以内	
避難所設置	開設報告	—	○			福祉班
	収容状況報告	救助日報		○		
	閉鎖報告	—	○			
炊き出し状況報告		救助日報		○		福祉班
給水状況報告		救助日報		○		上水道班
仮設住宅設置	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			○ 5日以内	都市計画班 建築住宅班
	入居該当世帯報告	応急仮設住宅入居該当世帯調			○ 5日以内	
	着工報告(市委託分)	救助日報		○		
	竣工報告(市委託分)	救助日報		○		
	入居報告	—	○			
被必需品生活与	世帯構成員別被害報告	世帯構成員別被害状況			○ 2日以内	福祉班
	支給状況報告	救助日報		○		
	支給完了報告	—	○			
医療・助産	医療班出動要請	—	○			医療政策班
	医療班出動報告	医療班出動編成表	○			
	医療助産実施状況報告	救助日報		○		
罹災者救出状況報告書		救助日報		○		消防班
住宅応急修理	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			○ 5日以内	都市計画班 建築住宅班
	住宅応急修理該当世帯報告	住宅応急修理該当世帯調			○ 5日以内	
	着工報告(市委託分)	救助日報		○		
	竣工報告(市委託分)	救助日報		○		

学用品支給	被災教科書報告	被災教科書報告書			○ 5日以内	学校教育班
	学用品支給状況報告	救助日報		○		
	学用品支給完了報告	—	○			
埋葬救助状況報告		救助日報		○		市民班
死体搜索状況報告		救助日報		○		消防班
死体処理状況報告		救助日報		○		健康推進班
障害物除去	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			○ 5日以内	都市計画班 維持班
	障害物除去該当世帯報告	障害物除去該当世帯調			○ 5日以内	
	障害物除去状況報告	救助日報		○		
	障害物除去完了報告	—	○			
輸送、人夫雇上状況報告		救助日報		○		総務班
救助期間、程度、方法、特例申請					各救助実施期間中	福祉班

※ 各節に共通する様式

- 1 救助実施記録日計票
- 2 救助の種目別物資受払状況

(注) 1 この報告事項は、災害救助法が適用されたときに県本部に報告する。

- 2 詳細様式は、各救助計画の定めるところによるものとする。
- 3 各節に共通するもの。
 - (1) 救助実施記録日計表
 - (2) 救助の種目別物資受払状況

7 その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引によるものとする。

第19節 避難対策

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害発生により危険が急迫し、市民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市長を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

〈実施内容〉

1 避難の指示

災害から、市民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立退きの指示を行う。

(1) 市長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第 60 条第 1 項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災害対策基本法第 60 条第 3 項）

市は、市民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や气象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、国及び県から提供される洪水浸水想定区域図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言する。さらに、市は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(2) 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長に代わってその事務を行う。（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

(3) 県知事等の措置

県知事等は、洪水あるいは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、危険地域の市民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。(水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条)

県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(4) 警察官の措置

警察官は、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の市民等に対し避難のための立ち退きの指示を行う。(災害対策基本法第 61 条第 1 項、警察官職務執行法第 4 条第 1 項)

(5) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民等に対し避難の指示を行うものとする。(自衛隊法第 94 条第 1 項)

(6) 水防管理者の措置

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の市民に対し、避難のため立ち退くことを指示する。(水防法第 29 条)

2 避難の指示内容

避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難路
- (4) 避難の指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難情報の解除

市は、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

国及び県は、市から土砂災害に関する避難情報解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市に助言を行う。

4 避難措置等の周知

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを指示し、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡する。

(2) 市民等に対する周知

市及び県は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第 3 章 第 11 節 災害広報」により市民への周知を実施する。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合は、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮

した上で検討する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、市は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると市民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、市民等に周知する。

県は、SNS等を活用し、各自の居住地や勤務地等に応じた避難情報等の配信に努める。

5 避難場所及び避難所の開設・運営

(1) 避難場所及び避難所の開設場所

市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難及び避難指示の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努める。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

市及び県は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指定避難所の周知

市長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 指定避難所における措置

指定避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 避難者の受入れ

イ 避難者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 避難者に対する生活必需品の供給措置

オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 指定避難所の運営・管理等

市は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、まちづくり協議会、町内会、防災士、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力

が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

市は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。また、外国人への対応について十分配慮する。

市は、指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報等を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

市は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供する。この際、車中泊避難の早期解消に

向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(5) 施設の利用

施設管理者は、市長の要請に応じ、避難者を一時受け入れるため、施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市長が行う受入れ活動に協力する。

(6) ボランティアの活用

市は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努める。

県は、市の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあっせんをする。

6 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

7 避難の誘導

避難措置の実施者は、避難情報を発令するとともに、市民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	市民が取るべき避難行動	市民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	レベル2大雨注意報・氾濫注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

8 まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等による避難活動

まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等は自ら又は市の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- (1) 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品食料、飲料水、貴重品等の周知
- (3) 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の徹底
- (5) 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- (6) 地域内居住者の避難の把握

9 避難先の安全管理

市及び県警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

10 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

市及び県は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性やこどもの参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

11 要配慮者への配慮

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

市及び県は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

12 広域避難

(1) 市の役割

市は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 県の役割

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体に

おける避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

県は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示する。

(3) 国の役割

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(4) 関係機関の連携

市、県、国、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

市、県、国、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

13 広域一時滞在

(1) 市の役割

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

(2) 県の役割

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

(3) 国の役割

国は市及び当該市を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、市に代わって行うこととなる当該市を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

14 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第20節 食料供給活動

【実施担当部】

- 1 市民福祉部 2 農政部 3 商工労働部 4 教育部 5 医療保健部

〈方針〉

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

〈実施内容〉

1 実施体制

(1) 実施主体

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、市が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市長が実施する。ただし、被災地域において実施できないときは、県若しくは隣接市町村が応援又は協力をして実施する。

県は、市における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料物資を確保し輸送する。

(2) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 実施現場

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬する。

3 炊き出しの方法

炊き出しは、市が給食施設等既存の施設を利用して行う。実施にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 市において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。
- (2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。
- (3) 炊き出し場所には市の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねてあたるものとする。

炊き出しの献立その他の方法は、おおむね次によるものとする。

ア 主食

弁当等とするが、集団給食施設の被害状況により市備蓄食料とする。ただし、不足するときは、インスタント食品等によるものとする。

イ 副食

災害発生直後の混乱時あるいは給食者が分散しているとき等その配分が困難な場合の副食は、缶詰、びん詰、梅干、漬物等輸送配分に便利なものによるものとする。なお、給食が長期にわたるような場合には栄養価を考慮して実施しなければならないが、食器を必要とするような副食は、事態が平常化し、食器が支給されあるいは確保できた後実施する。

ウ 飲料

防疫上、生水の飲用をさけるため炊き出しにあわせ飲料の供給を行う。

4 主食料の一般的な確保

炊き出し等食料の供給は福祉班が担当するが、食料供給のため必要な原材料は主要食料（米穀）については農務班が、また副食及び燃料については商工振興班がそれぞれ協力する。

炊出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等は、商工振興班及び農務班において調達確保する。

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品給与のために必要な米穀等は、原則として市において、管内の米穀販売業者等から購入する。

食料の運搬については、商工振興班の協力により市所有車両等を使用し、運搬を行う。

5 主食料の緊急確保

県は、市からの供給要請に基づき、炊き出し及び食品給与を行う必要があると認められる時は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という。）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づき取扱うものとする。

6 副食等の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、市において行う。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町村において確保輸送し、あるいは確保のあっせんをする。

また、必要に応じて市及び県は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達する。

7 応援等の手続

市において、炊き出し等食品の給与ができないとき、または物資の確保ができないときは、県に応援等の要請を行う。また、「災害時相互応援協定」に基づき協定市、及び「緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく業者に対し、食料及びその供給に必要な資機材の提供を要請する。

8 食品衛生

市は、炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊出しの施設には、飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意する。

- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管に注意する。
- (6) 炊出し施設は、学校の調理、給食施設等を利用し、湿地、ほこりが多い場所等、衛生上、炊出しに不適切な場所は避ける。
- (7) 腹痛、下痢、嘔吐等の発症者があった場合は、直ちに本部事務室に連絡するとともに、医師の手配を行う。
- (8) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を把握するとともに、食品品質の低下を防ぐため、できる限り涼しい場所に保管する。

県は、炊き出しを開始したときは、職員を派遣し、実施期間中食品衛生について指導監視を行い、食中毒症状を呈する者が発生した場合は、直ちに医師による診察を受けさせて、速やかに原因究明の調査を行うとともに再発防止に努める。

9 その他

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第21節 給水活動

【実施担当部】

1 水道部

〈方針〉

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

〈実施内容〉

1 実施体制

(1) 実施主体

飲料水の供給は上水道班が担当し、災害救助法による給水は上水道班、福祉班が連絡を保って実施する。その他の場合の給水は、上水道班が消防署の協力を得て実施する。

給水の実施主体は、市であり、県はこれを応援する。

市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。

市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請する。

県は、被災市町村から要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行う。ただし、市町村における飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する給水応援を実施する。

(2) 給水活動における配慮

市は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。また、炊き出し場所での給水にあたっては、炊き出しの担当班と協力し、円滑に実施するよう努める。

2 取水及び浄水方法

市は、拠点となる避難所に浄水器を備蓄しており、給水活動により十分な給水が得られない場合には、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織の協力を得て、耐震性貯水槽の水を浄水器によって浄化し、被災者に提供する。

3 給水の方法

飲料水は、概ね次の方法により確保し、供給する。

- (1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車(タンク車を含む)に積載し又は容器により給水拠点等に運搬供給する。
- (2) 水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査(通常の理化学検査)を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(3) 水道以外の水源を使用する場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(4) 給水順序

飲料水の供給にあたって順位を設けて配分する必要があるときは、概ね次の順序で行う。

ア 避難所及び炊出し場所

イ 病院（基幹病院及び人工透析病院を優先する）

ウ 断水地域の市民、施設

(5) 給水にあたって利用可能な配水施設等は、次のとおり。

区 分	所在場所	所 属	備 考
上水道	一之宮町地内（宮水源地）	上水道課	井 戸
〃	下切町地内（上野浄水場）	〃	配水池
〃	城山（城山配水池）	〃	〃
〃	江名子町地内（江名子配水池）	〃	〃
〃	上岡本町地内（松倉配水池）	〃	〃
〃	松之木町地内（錦山配水池）	〃	〃
〃	国府町瓜巢地内（瓜巢配水池）	〃	〃
〃	国府町名張地内（名張配水池）	〃	〃
〃	国府町三川地内（三川配水池）	〃	〃
〃	丹生川町坊方地内（坊方配水池）	〃	〃
〃	丹生川町旗鉾地内（旗鉾配水池）	〃	〃
〃	丹生川町白井地内（白井配水池）	〃	〃
〃	丹生川町大谷地内（大谷配水池）	〃	〃
〃	清見町牧ヶ洞地内（牧ヶ洞配水池）	〃	〃
〃	清見町三日町地内（徳野配水池）	〃	〃
〃	清見町藤瀬地内（新藤瀬配水池）	〃	〃
〃	荘川町黒谷地内（黒谷A第1配水池）	〃	〃
〃	荘川町牧戸地内（新淵B第1配水池）	〃	〃
〃	一之宮町地内（蔵柱配水池）	〃	〃
〃	久々野町久々野地内（高区配水池）	〃	〃
〃	久々野町山梨地内（山梨配水池）	〃	〃
〃	朝日町青屋地内（青屋配水池）	〃	〃
〃	朝日町甲地内（甲配水池）	〃	〃
〃	高根町日和田地内（日和田配水池）	〃	〃

〃	高根町野麦地内（野麦配水池）	〃	〃
〃	上宝町本郷地内（第2配水池）	〃	〃
〃	奥飛騨温泉郷栃尾地内（栃尾配水池）	〃	〃

4 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、市は、「第3章第4節自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

5 給水供給に関する基準

(1) この節における、対象者、期間、経費については、「第3章第18節 災害救助法の適用」に準ずる。

ただし、給水状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2) 災害救助法適用時における給水期間の延長

市本部は、災害発生の日から7日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から7日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア 延長の見込期間

イ 延長を要する地域及び対象人員

ウ 延長を要する理由

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第22節 生活必需品供給活動

【実施担当部】

- 1 市民福祉部 2 商工労働部

〈方針〉

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

〈実施内容〉

1 実施体制

(1) 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、市が本節の定めるところにより実施する。物資の確保については、商工振興班がこれにあたり、被災世帯に対する割当及び物資配布場所による配布は、福祉班が他班から職員の応援を得て行う。

災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、市が実施する。ただし、市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、市における被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると認められる場合、県において生活必需品等の確保を行い、市に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

また、県は、発災後、庁舎、公立病院、警察・消防施設など重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

なお、県は、市における生活必需品等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する生活必需品等を確保し輸送する。

(2) 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達、輸送

生活必需品の調達及び輸送は、市において行う。なお、地域内において、対応が不能になったと

きは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第23節 要配慮者・避難行動要支援者対策

【実施担当部】

- 1 市民福祉部 2 市長公室 3 医療保健部 4 こども未来部

〈方針〉

災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

〈実施内容〉

1 要配慮者・避難行動要支援者対策

市は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

県は、市が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DWAT）を派遣し、高齢者、障がい者等の多様なニーズに対応するとともに、福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。

さらに、避難所の避難者のみならず、在宅避難者や車中泊避難者に対しても、必要に応じて岐阜DWATを派遣し、福祉的支援を行う。

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障害者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をと

る。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市、県に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、市、県等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市、県に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市、県に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

3 外国人対策

(1) 各種通訳の実施

県は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

(2) 正確な情報の伝達

市及び県は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語・やさしい日本語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第24節 帰宅困難者対策

【実施担当部】

- 1 飛騨高山プロモーション戦略部 2 市長公室 3 関係各部

〈方針〉

大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止や道路網の寸断等により、多数の帰宅・帰国困難者が発生することが想定される。災害発生時における、帰宅・帰国困難者の発生に関する情報収集、一時待機施設の開設・受入、帰宅・帰国支援対策などを実施する。

〈実施内容〉

1 市民、事業所等の啓発

市及び県は、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

2 観光関連団体・事業者等との連携

市は、平時から市内の観光関連団体や事業者等と連携し、各主体の役割を明確化の上、災害発生時の緊密な情報連携と円滑な協働での自体への対応を図る。

3 避難所対策、救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

4 一時待機施設の確保

災害の影響により旅行者が帰宅・帰国するまでに相当の時間を要する場合、市と民間事業者等が連携し一時待機施設の開設・運営などの、必要な支援を行う。

5 徒歩帰宅困難者への情報提供

市及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

6 迅速かつ正確な情報提供

市は、民間事業者と連携し、被害状況、公共交通機関の運行状況、道路状況等の情報を迅速に収集し、旅行者への正確な情報提供及び多言語による情報発信に努める。

第25節 応急住宅対策

【実施担当部】

- 1 都市政策部 2 建設部 3 市民福祉部

〈方針〉

災害により住宅が全失（全壊、全焼、全流失）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れするために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章第19節 避難対策」に定める避難所の開設及び受入れによる。

〈実施内容〉

1 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね次の種類及び順位による。

対 策 種 別			内 容
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1) 自費建設	罹災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 借上型住宅	民間賃貸住宅の借上げ	空室となっている民間賃貸住宅を市が借り上げ、被災者に提供する。
	4 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	5 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。
	6 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。

住 宅 の 修 繕	1 自費修繕		罹災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資金融資	1 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構が融資し補修する。
		2 その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市が応急的に修繕する。
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対して、生活保護法で修理する。
障 害 物 の 除 去 等	1 自費除去		罹災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のため市が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪降ろしを生活保護法で行う。

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異り、また、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2 「住宅の確保」のうち、4 及び 5 の建設は、住家の全壊、全焼及び全流失（以下「全壊等」という。）した世帯を対象としたものである。

3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等は、原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市長が行う。

市及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

市は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

3 応急仮設住宅の建設

市は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、市において決定する。

なお、市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておく。

4 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第

三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性やこども・若者の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

5 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

6 住宅の応急修理

市は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。

7 障害物の除去

市は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。

8 低所得世帯に対する住宅融資

市及び県は、低所得世帯、ひとり親世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため貸金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

- (1) 生活福祉資金の災害援護資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金
- (3) 父子福祉資金の住宅資金
- (4) 寡婦福祉資金の住宅資金
- (5) 災害援護資金の貸付

9 生活保護法による家屋修理

市及び県は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

(1) 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環としてアによる基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

(3) 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損する恐れがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人夫賃

10 社会福祉施設への入所

市は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

市及び県は、被災者の避難状況等に鑑み、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

11 適切な管理のなされていない空家等の措置

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

12 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第26節 医療・救護活動

【実施担当部】

- 1 医療保健部 2 市民福祉部

〈方針〉

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

〈実施内容〉

1 医療救護活動

(1) 市の医療救護活動

市は、救護所を設置するとともに医療政策班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請する。

(2) 県の医療救護活動

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、医療等関係機関の協力のもと災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及びドクターヘリ等の派遣及び調整を行う。

(3) 医療等関係機関

ア 日本赤十字社岐阜県支部

県の要請に基づき、医療救護班を派遣し、救護活動を行う。医療救護班の業務内容は、災害救助法による救助委託協定書の定めるところによる。

イ 一般社団法人岐阜県医師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、公益社団法人日本医師会が派遣する日本医師会災害医療チーム（JMAT）の調整を行う。

ウ 一般社団法人岐阜県病院協会

医療救護班等の派遣に協力する。

エ 公益社団法人岐阜県歯科医師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、公益社団法人日本歯科医師会が派遣する日本災害歯科支援チーム（JDAT）の調整を行う。

オ 岐阜県精神科病院協会

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に協力する。

カ 一般社団法人岐阜県薬剤師会

医療救護班の派遣に協力するとともに、救護所、避難所等への薬剤師の派遣に協力する。

キ 岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部、岐阜県医療機器販売業協会 医薬品、医療資機材の調達に協力する。

(4) 医療救護活動の原則

医療救護活動は、市、県の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携し

て実施する。

被災地域内の医療機関は、状況に応じ、県との協定に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努める。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

(5) 重症者等の搬送方法

重症者等の後方医療機関への搬送は、地元消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、市、県及び医療救護班で確保した車輛により搬送する。

なお、道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

(6) トリアージの実施

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努める。

(7) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

市及び県は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図る。

市、県、国及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、地方公共団体に対して適宜助言を行う。

(8) 後方医療活動の要請

ア 広域後方医療活動の要請

市及び県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

イ 広域搬送拠点臨時医療施設SCUの開設、運営

県は、広域後方医療施設への重症者の搬送にあたり、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点において広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を開設、運営する。また、市及び県は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施する。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

なお、市及び県は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域搬送拠点から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施する。

(9) 医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、

指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたり、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

2 医薬品等の確保

(1) 基本方針

市、県及び岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図る。

(2) 医薬品等（血液を除く。）の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請する。

県は、市から医薬品、衛生材料及び医療用具の機器について、応援要請を受けたときは、災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定等に基づき岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部、岐阜県医療機器販売業協会に要請し調達する。

(3) 血液の確保

県は、血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、血液センターを中心として、状況に応じた血液の確保及び輸送を図る。

3 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等による。

第27節 救助活動

【実施担当部】

1 消防部

〈方針〉

市及び県警察は、災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

〈実施内容〉

1 救助活動

(1) 市

ア 被災直後においては、消防署及び消防団、警察等が救助救出を行う。

なお、指揮隊長等は、必要に応じ自主防災隊に協力を求める。

イ 市本部長は、市の消防力等では救出が困難な場合には、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材についての応援を要請する。また、状況により「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」に基づき防災ヘリコプターの出動を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市本部長は、「岐阜県広域消防相互応援協定」及び「岐阜県広域消防応援基本計画」の定めるところにより応援を要請する。

ウ 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市本部長（市本部長から委任を受けた場合は消防長）がこれを指揮し、迅速に部隊の配置を行う。

エ 市は、「災害対策基本法第 63 条」、「消防法第 23 条の 2・第 28 条・第 36 条」、「水防法第 21 条」により警戒区域を設定する。

なお、災害活動実施者の二次災害防止を図るため、災害活動時における退避について、避難計画に定めている。

市は、重機等災害救助活動に必要な機械器具が必要な場合は、県支部総務班に応援等の要請を行うものとする。

(2) 県

県は、自ら救出の実施又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊等に対し救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。市の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう求める。

また、大規模災害の発生に際し、国に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

(3) 県公安委員会

県公安委員会は、大規模災害の発生に際し、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の派遣要請を行う。

2 対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

(1) 災害のため生命、身体が危険な状態にある者。

- (2) 災害のため行方不明の状態にあつて、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者。

3 救出に関する基準

- (1) この節における、対象者、期間、経費については、「第3章第18節 災害救助法の適用」による救助の程度、方法及び期間に準ずる。

ただし、救出の状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

- (2) 災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から3日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から3日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア 延長の見込期間

イ 延長を要する地域

ウ 延長を要する理由又はその状況

エ 救出を要する人数

4 その他事務手続き

市は、次の諸記録を作成し整備保管する。また、被災者の救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」により、市本部事務室及び県支部総務班(救助係)経由県本部防災班に報告する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 被災者救出状況記録簿
- (3) 救助の種目別物資受払状況

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第28節 遺体の搜索・取扱い・埋葬

【実施担当部】

- 1 消防部 2 市民福祉部 3 医療保健部

〈方針〉

災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

〈実施内容〉

1 遺体の搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

2 遺体の取扱い、収容等

(1) 遺体の取扱い

市は、遺体を発見した場合は、県警察に届出を行い、県警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

(2) 遺体の収容

市は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとるものとする。

ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。

イ 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。

ウ 医師による死因その他についての検査を行う。

(3) 遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。

(4) その他

市は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

3 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

市は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ又は骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。

なお、埋葬の実施にあたっては次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡しその調査にあたる。

ウ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取

扱いとする。

(2) 広域調整

市及び県は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

4 遺体安置所の確保

市は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設ける。

5 応援協力

市は、自ら遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

県は、市の実施する遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬に特に必要があると認めたときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第29節 防疫・食品衛生活動

【実施担当部】

- 1 医療保健部 2 森林・環境政策部 3 水道部

第1項 防疫活動

〈方針〉

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

〈実施内容〉

1 市の防疫活動

市は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行う。

- (1) 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- (2) ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- (3) 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- (4) 感染症法第35条第1項の規定による当該職員の選任
- (5) 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- (6) 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

2 県の防疫活動

県は、市の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送にあたる。また、市からの要請又は自らの判断により市に代わって防疫活動を行い又は他市町村に応援を指示する。

なお、県は、感染症予防上必要があると認めたときは市における災害の規模態様などに応じ、その範囲、期間を定めて、速やかに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく次の指示及び命令を行うとともに、市が行う防疫活動について実情に即応した指導を行う。特に被害が激甚な場合は、県職員を現地に派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- (1) 感染症法第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員選任の指示
- (2) 感染症法第27条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
- (3) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- (4) 感染症法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
- (5) 感染症法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
- (6) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令（市長に実施させるのが適当な場合に限る。）

3 応援の要請

市は、被害が甚大で市限りで防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、他の市町村又は県からの応援を得て実施する。

第2項 食品衛生活動

〈方針〉

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

〈実施内容〉

1 食品関連施設に対する監視指導

市は、炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

県は、市等と連携を図りながら、炊き出し施設等の食品関連施設に食品衛生監視員を派遣し、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を行う。

2 食中毒発生時の対応

市は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

県は、食中毒の発生に関する連絡を受けた場合、原因施設の調査等を行い、その原因を究明するとともに、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じる。

第30節 保健活動・精神保健

【実施担当部】

- 1 医療保健部 2 消防部

〈方針〉

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている市民を対象に、市、県、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等市民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

〈実施内容〉

1 保健活動

(1) 体制

市は、保健活動方針を決定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

県は、保健所を通じて市が必要とする健康管理体制を把握し、健康管理体制整備に必要な他地域や関係機関、ボランティア等への支援要請及び受け入れの調整を行い、派遣計画を策定する。

県は、被災した場合は、必要に応じ、その地域内における保健活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

また、被災していない場合は、被災地域内における保健活動及びその活動を円滑に行うための総合等の支援に努める。

保健所は、管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

(2) 活動内容

市及び県は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、国及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を求める。

国及び県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

また、県は、被災都道府県から要請があった場合、精神科医を確保し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等を編成する。その際、必要に応じて、公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請する。

県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等を編成した場合、その旨を国に報告する。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

(3) その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによる。

また、県は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行う。

市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

2 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

また、県は、市、国又は被災都道府県の要請に基づき、避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの応援派遣を行う。

第31節 環境衛生・廃棄物処理

【実施担当部】

- 1 森林・環境政策部 2 水道部 3 都市政策部

〈方針〉

ごみ、し尿の処理事業は、市が行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

〈実施内容〉

1 ごみ、し尿の処理活動

市は、災害時におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成する。

清掃班は、森林・環境政策部及び水道部でごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成する。

県は、市の報告により被害状況を把握し、必要に応じ県内の他市町村への応援及び他県への応援要請を行う。

2 清掃方法

(1) ごみ処理

市は、ごみ収集車の確保について、民間、特に清掃事業団体の協力を得ることとする。

ア 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施する。

イ 収集方法

ごみの収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、ごみ収集運搬班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

ウ ごみの処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。

また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

○焼却及び埋立場所

資源リサイクルセンター 高山市三福寺町1800番地

○埋立場所

丹生川埋立処分地	高山市丹生川町町方3625番地
荘川埋立処分地	高山市荘川町赤谷1237番地1
上宝埋立処分地	高山市奥飛騨温泉郷赤桶903番地

(2) し尿処理

市は、し尿収集車の確保について、民間、特に清掃事業団体の協力を得ることとする。

ア 収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。

イ 収集方法

し尿の汲み取り収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

ウ し尿の処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場等において処分する。

○し尿処理場

高山市環境センター	高山市冬頭町655番地2
高山市久々野衛生センター	高山市久々野町久須母195番地
みずほクリーンセンター	飛騨市宮川町三川原1083番地

(3) 災害廃棄物の発生への備え

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

市及び県は、定期的に災害廃棄物に関する研修・訓練を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行い、災害廃棄物処理体制の強化及び計画の実効性の向上に努める。

市、県、国は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努める。

(4) 災害廃棄物の処理

国、県及び市は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場・最終処分場を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。加えて、ボラン

ティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

県は、災害が発生し、市の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、市の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を市に代わって行う。

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市長から要請があり、かつ、市における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を市に代わって行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

なお、災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 その他関連対策

市は、避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含み、以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員 200 人に対して、大小便器をそれぞれ 2 個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、当初は、市備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行う。

なお、民間での保有状況もあらかじめ把握しておく。

第32節 家庭動物等の救援

【実施担当部】

- 1 医療保健部 2 市長公室

〈方針〉

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

〈実施内容〉

市及び県は、被災した家庭動物の保護収容、特定動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。

1 被災地域における動物の保護

県は、市、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。

2 動物の適正な飼育体制の確保

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

県は、避難所を設置する市及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。

3 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第33節 災害義援金品の募集配分

【実施担当部】

1 市民福祉部

〈方針〉

他市町村等から被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

〈実施内容〉

1 義援金品の募集

(1) 義援金品の募集機関

市及び県又は他の都道府県において大規模災害が発生した場合に、市、県、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、社会福祉法人岐阜県共同募金会等は、義援金品の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、政府本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかける。

ア 義援物資

- ・受入窓口
- ・受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとする。）
- ・受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

イ 義援金

- ・受入窓口
- ・振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 問い合わせ窓口等

県及び市（被災地以外の場合）は、必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

2 義援物資の受入、配分等

市、県等の募集機関は、次により義援物資の受入及び配分等を行う。

(1) 受入

- ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。
- イ 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。
- ウ 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(3) 配分

ア 配分

県、市、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

イ 配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

(4) 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

(6) 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

3 義援金の受入、配分等

市、県、日本赤十字社岐阜県支部、社会福祉法人岐阜県共同募金会等の募集機関は、次により義援金の受入及び配分等を行う。

(1) 受入

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。

イ 義援金品抛出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、県、市、日本赤十字社岐阜県支部、社会福祉法人岐阜県共同募金会、その他義援金の募集機関等で構成する配分委員会組織の銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

(4) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(5) 各種様式

義援金の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

(6) 費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

第34節 産業応急対策

【実施担当部】

- 1 商工労働部 2 農政部 3 森林・環境政策部 4 飛騨高山プロモーション戦略部

〈方針〉

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、適切な措置をとる。

〈実施内容〉

1 商工業の応急対策

(1) 災害融資計画

県は、被災商工業者のうち事業資金の融資を希望する者のため、相談窓口を開設し、次の方法により事業資金の融資についてあつせん、あるいは助成を行う。

ア 一般金融

緊急貸出についての貸付利率、貸付限度額、貸付期間、保証料等を決定して災害融資制度を創設し、早期貸付を行う。

イ 県費預託

県費を金融機関に預託し、各金融機関の自己資金と合わせて円滑な貸付を行う。

ウ 保証助成

融資希望者のうち、担保能力のない者、また低い者に対しては、岐阜県信用保証協会の保証によって信用保全を図るとともに保証料の減免の措置を講ずる。

(2) 復旧資材等の調達

県は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんの要請があつたときは、県内の組合又は適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあつせんに努める。

なお、県内において確保できないとき、あるいは不足するときは、適宜復旧用資材調達班を編成し、調達に当たるものとする。ただし、取扱業者（組合）の出向確保が適当と認められるときは、当該業者（組合）にその旨を連絡し、確保する。

2 観光客等の応急対策

(1) 応急対策

地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者への対策にあたる。

(2) 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市（消防団を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

(3) 風評被害対策

県は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施する。

3 農作物の応急対策

(1) 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、市は、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、主要農作物については一般社団法人岐阜県米麦改良協会、野菜等については県内種苗業者（一般社団法人日本種苗協会備蓄部会傘下）と連絡し確保の調整をするものとするが、県内において確保できないときは、主要農作物については東海農政局、野菜等については一般社団法人日本種苗協会に要請し確保あつせんする。

(2) 病虫害防除対策

ア 病虫害防除指導の徹底

県は、災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、病虫害発生予察情報に基づき、市、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底にあたる。

なお、病虫害発生予察情報は、県において発し、市に伝達する。

イ 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、市は、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、全農岐阜県本部、岐阜県農薬販売協同組合等と連絡をとり、その確保あつせんに努める。

ウ 防除器機具の整備

市、県及び関係機関は、病虫害防除機具の整備に努めるものとするが、その整備について指導に当たる。なお、市は、緊急防除にあたって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援の要請をする。

要請を受けた県は、近隣の地域から農機具を移動する等その応援の調達をする。

(3) 肥料等の確保

市は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、県内関係機関と連絡をとり必要に応じ他県に要請し、確保あつせんに努める。

(4) 蚕糸の対策

蚕業関係の各機関及び経営者は、災害気象に留意し、災害による被害が予想されるときは、未然に防止するためその対策に当たる。

なお、県は、市と密接な連絡を取りその協力を得る。また、災害により被害が発生したときは、被害の軽減あるいは早期復旧にあたるものとし、関係機関一般財団法人岐阜県蚕糸協会、岐阜県農業共済組合、製糸、蚕種関係者と連絡を密にし、桑園、桑苗、蚕種、育蚕、産繭処理等についてその対策を指導する。

4 畜産の応急対策

(1) 家畜の診療

市は、災害のため家畜飼育者が平時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、市において診療する。なお、市において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請する。要請を受けた県は、現地に職員を派遣し応急診療を実施するとともに、必要に応じ、被災地域内に常時待機する。

県は、家畜の健康診断の必要を認めたときは、被災地域に職員を派遣し、巡回して健康診断に当たる。家畜避難所を設置し、収容した場合等においては、できる限り数回にわたって巡回検診を実施する。

(2) 家畜の防疫

ア 畜舎等の消毒

県は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の規定に基づき、職員を被災地域に派遣して畜舎等の消毒を実施する。

イ 緊急予防注射の実施

県は、家畜伝染病予防法緊急予防注射の必要があるときは、家畜伝染病予防法に基づき、職員を被災地へ派遣して実施する。

ウ その他の防疫措置

県は、その他家畜の死亡、家畜伝染病のまん延防止等の措置を必要と認めたときは、家畜伝染病予防法に基づき実施する。

(3) 家畜の避難

県は、浸水等災害の発生が予想され又は発生したときには、市その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他対策について指導する。市は、県から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

(4) その他牛乳の集乳や飼料等の確保

県は、要請を受けた場合、関係機関に連絡し、速やかに、牛乳の集配や飼料等の確保ができるよう協力あつせんをする。

5 林地、林産物等の応急対策

(1) 林地の対策

市は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請するものとする。要請を受けあるいはその必要を承知した県は、速やかに災害関連緊急治山事業及び林地崩壊防止事業計画を作成し、必要あるものについては、林野庁の査定を受ける。

(2) 造林木の対策

ア 倒木対策

市及び県は、災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導するものとする。

イ 資材等の調達

市は、災害に備えて、森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県に確保あつせんを要請する。要請を受けあるいはその必要を承知した県は、県内において確保しあるいはあつせんをするものとするが、県内において確保できないときは、近県に応援を求め、確保あつせんをする。

(3) 苗木等の対策

ア 苗木種子の確保

市は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保あつせんを要請する。要請を受けあるいはその必要を承知した県は、県内で確保可能なときは、適当な業者にその協力を求め確保あつせんする。なお、県内において確保できないとき又は困難なときは、林業用種苗生産需給調整要綱に基づき、近県に応援を求め、確保あつせんをする。

イ 病虫害の防除

市及び県は、森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を図る。

(4) 一般林産物及び施設の対策

ア 木材需給安定の対策

県は、大規模災害が発生したときは、木材供給の安定を図るとともに国有林の関係あるいは木材業界等と密接な連絡をとり、木材供給に支障のないようその対策に当たる。なお、中部森林管

理局においては、災害時の応急復旧用材について県知事等から要請があった場合、国有林材の利用促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。

イ 被害木の処理

市及び県は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努める。なお、県行造林の被害木については、県が、その早期処理に努める。

ウ 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失の恐れがあるときは木材を緊結する等貯木には十分な配慮をする。

エ 浸水製材施設の処理

市及び県は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たる。

(5) 特用林産物及び施設の対策

ア 復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

市は、災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足し確保できないときは、県に確保について要請する。要請を受けた県は、県内関係機関と協議し、確保あつせんにあたる。

イ しいたけ等への雑菌対策

市及び県は、農業協同組合等と協力して、災害時におけるしいたけ等の雑菌防止についてその指導徹底にあたる。

6 干害応急対策

(1) 応急対策

市及び県は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずる。

(2) 応急対策用ポンプ

市及び県は、干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する災害応急用ポンプを利用してその対策にあたる。

第35節 公共施設の応急対策

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

〈実施内容〉

1 道路施設の応急対策

(1) 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2) 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

2 河川施設の応急対策

市、県、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

3 土砂災害防止施設の応急対策

(1) 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

県は、市と協力して土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

市は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の市民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

(2) 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば 避難情報を発令する体制整備を図るよう努める。

4 治山施設の応急対策

(1) 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生の恐れのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害の恐れが高く緊急に復旧を要す

る場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

(2) 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

(3) 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

5 公共建築物の応急対策

市、県等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

第36節 ライフライン施設の応急対策

【実施担当部】

- 1 水道部 2 市長公室 3 関係機関

〈方針〉

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

〈実施内容〉

1 水道施設

(1) 水道事業者の応急復旧対策

ア 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

イ 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

ウ 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道事業者は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

エ 県等への応援要請

水道事業者は、水道事業体による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

また、水道用水供給事業者は必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援を要請する。

オ 重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

カ 応急給水の実施

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保し、応急給水の実施に努める。

キ 上下水道一体の応急措置

水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 県の応急対策

ア 連絡調整

県は、被災水道事業者の報告により被害状況を把握し、応急復旧の指示及び連絡調整を行う。
また、国及び関係機関に報告し、県民への広報に努める。

イ 応援要請

県は、水道事業者による応急復旧が困難である場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づく水道事業者の要請により、県内水道事業者所有の復旧用機材の貸与又は提供、人員の応援要請を行う。さらに応急復旧が困難な場合は、近隣の県に対して応援要請を行い、それでも困難な場合は国を通じて他都道府県に応援を求める。

2 下水道施設

(1) 下水道管理者の応急復旧対策

ア 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

イ 下水道一体の応急措置

水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(2) 県の応急対策

ア 連絡調整

県は、被災下水道管理者の報告により被害状況を把握し、応急復旧の指示及び連絡調整を行う。また、国及び関係機関に報告し、県民への広報に努める。

イ 応援要請

県は、下水道管理者による応急復旧が困難である場合は、岐阜県下水道災害時の応援に関するルールに基づく下水道管理者の要請により、県内下水道管理者所有の復旧用機材のあっせん、人員の応援要請を行う。さらに応急復旧が困難な場合は、近隣の県に対して応援要請を行い、それでも困難な場合は国を通じて他都道府県に応援を求める。

3 電気施設

(1) 市及び県の応急対策

ア 連絡調整

市及び県は、災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ 応援要請

市及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2) 電力会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線やヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いるものとする。

オ 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

カ 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

キ 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。

4 L P ガス施設

(1) 市及び県の応急対策

ア 連絡調整

市及び県は、災害発生時には関係 L P ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

イ 応援要請

市及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を L P ガス会社及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2) L P ガス会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

L P ガス会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

L P ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

L P ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

L P ガス会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。

オ 緊急措置

L P ガス会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図る。

カ 復旧支援要請

L P ガス会社は、被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会及び社団法人岐阜県 L P ガス協会に要請する。

キ 臨時供給

L P ガス会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し早急に行うよう努める。

ク 災害時における広報活動

ＬＰガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ケ 重要施設への優先的復旧

ＬＰガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

5 鉄道施設

(1) 市及び県の応急対策

ア 連絡調整

市及び県は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速伝達に努める。

イ 応援要請

市及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

(2) 鉄道事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行う。

エ 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

オ 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他社線との振替輸送等の措置を講ずる。

カ 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保する。

キ 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

ク 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

6 電話（通信）施設

(1) 市及び県の応急対策

ア 連絡調整

市及び県は、災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ 応援要請

市及び県は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2) 電気通信事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

エ 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

オ 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努める。

カ 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施する。

キ 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

7 放送施設

(1) 市及び県の応急対策

市及び県は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

(2) 放送事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図る。

オ 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図る。

第37節 文教災害対策

【実施担当部】

- 1 教育部 2 市民活動部

第1項 文教対策

＜方針＞

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

＜実施内容＞

市及び県は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

1 気象予警報等の把握、伝達

各学校における災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努める。

(1) 市立学校

市教育委員会及び各施設管理者は、小・中・義務教育学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、「第3章第9節 警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき市に伝達されるため、教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

(2) 県立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して気象予警報等の把握に努め、災害対策の適正を期する。なお、学校に特定の対策等を伝達する必要があるときは、県教育委員会が伝達する。

(3) 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して災害に関する気象予警報等の把握に努める。

2 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによる。

(1) 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとる。

(2) 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。

(3) 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期する。

3 児童生徒等の安全確保

学校等は、「第2章第32節 文教対策」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努める。

4 教育活動の早期再開

市教育委員会及び県教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

(2) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

イ 公立学校の相互利用

ウ 仮設校舎の設置

エ 公共施設の利用

オ 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施

(4) 応急教育についての広報

応急教育の開始にあたっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

5 教員の確保

市教育委員会及び県教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとる。

6 学校支援チーム等の受援・派遣

市教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒の学びの継続を確保するため、国及び県外の地方公共団体と連携し、必要に応じて「被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）」を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム、応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受けるものとする。

また、国や他の地方公共団体からの要請に応じ、必要に応じて、教職員、スクールカウンセラー等を派遣し、被災地の教育活動の早期再開を支援する。

7 児童生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市教育委員会を通じて調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な市町村に対して給与するため、国及び県内

図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

(2) 就学援助

市及び県は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 授業料の減免又は猶予

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとる。

(4) 育英資金の特別貸付

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとる。

(5) 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあつては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努める。

(6) 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあつては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、市、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、「第3章第29節 防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

(7) 転出、転入の手続

市教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

(8) 心の健康管理

市教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

8 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の管理者がそれぞれの責任の範囲において実施する。なお、私立学校の管理者は、公費負担等と関係のある事項については、次に定めるところによる。

(1) 被害状況の調査

学校施設の被害があつた時は、速やかにその状況を調査し、県に報告する。

(2) 被災児童生徒等の調査

児童生徒等及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

県から通知があつたときは、育英補助及び授業料軽減補助を希望する被災生徒に対して周知徹底を図る。

9 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

<方針>

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を市に報告する。

2 公民館その他社会教育施設の対策

市は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、管理者は、受入れ活動に協力する。

3 文化財の対策

市及び県は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第38節 災害警備活動

【実施担当部】

- 1 県警察 2 消防部 3 市長公室

〈方針〉

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努める。

〈実施内容〉

1 地震災害発生時における措置

災害及び突発重大事案が発生し、又は発生する恐れがあるときは、防災関係機関と緊密な連携を取り、おおむね次に掲げる対策を講ずる。

- (1) 早期警備体制の確立
- (2) 多様な手段による各種情報の収集・伝達
- (3) 被害実態の早期把握
- (4) 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
- (5) 行方不明者の調査
- (6) 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
- (7) 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
- (8) 市民等による地域安全活動への指導、連携
- (9) まちづくり協議会、町内会、自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
- (10) 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
- (11) 不法事案等の予防及び取締り
- (12) 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化
- (13) 避難路及び緊急交通路の確保
- (14) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (15) 広報活動
- (16) 死体の見分、検視等
- (17) 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力

2 警備対策の具体的な運用

県警察の警備対策の具体的な運用については、岐阜県警察災害警備計画によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携を取り対策を講ずる。

第39節 航空災害対策

【实施担当部】

- 1 消防部 2 市長公室

〈方針〉

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講じる。

〈実施内容〉

- ## 1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

- (1) 墜落航空機等の搜索、把握

県及び県警察は、直ちに保有ヘリコプターにより、墜落航空機等の発見に努める。また、県は必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を実施する。

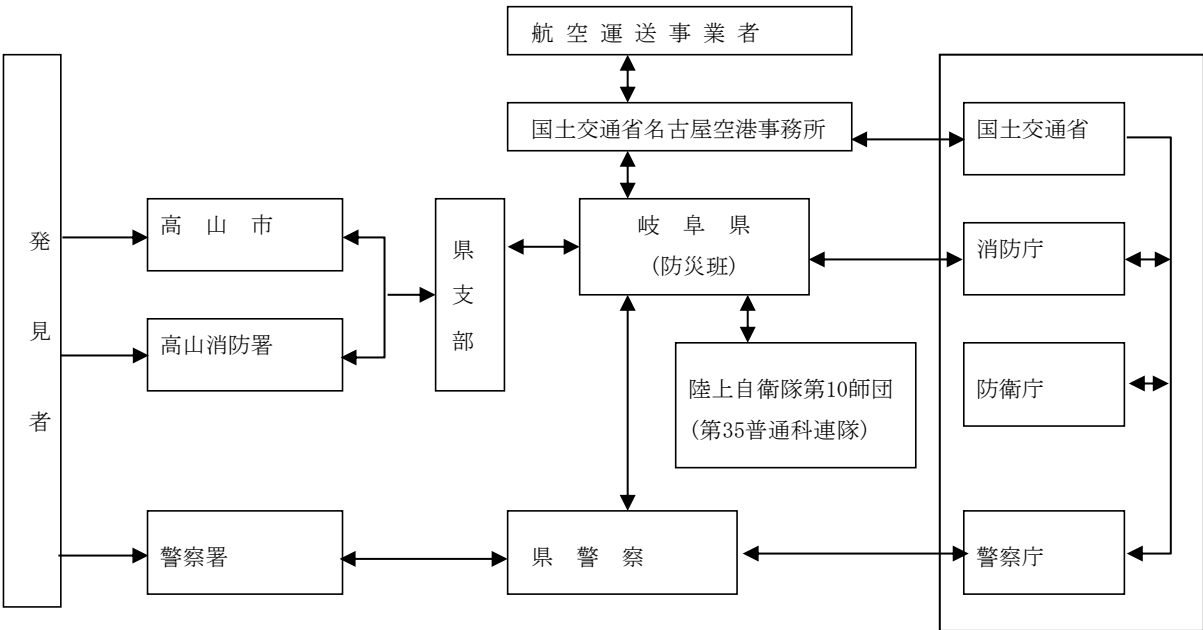
- ## (2) 災害情報の収集、連絡

県は、航空機、ヘリコプターの墜落等の航空災害が発生し、航空運送事業者、発見者等から情報があった場合、又は県、県警ヘリコプターで状況を把握した場合、直ちに関係機関、市等へ連絡する。

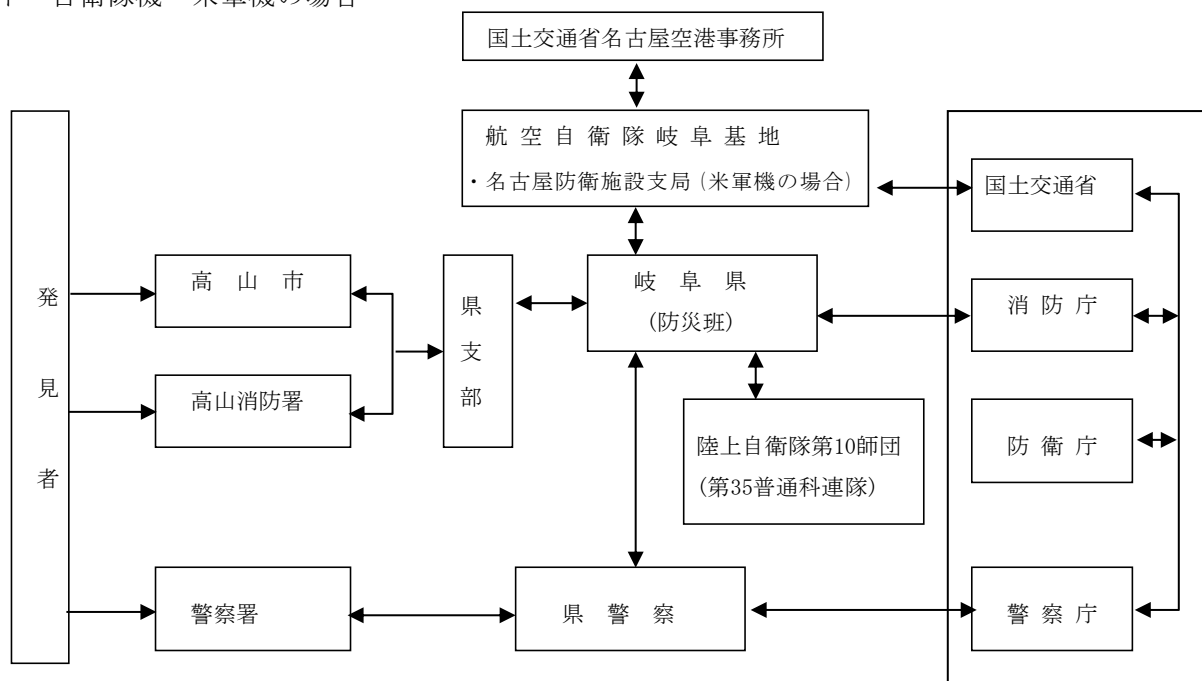
- ### (3) 災害時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

ア 民間航空機の場合



イ 自衛隊機・米軍機の場合



(4) 応急活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(5) 通信手段の確保

航空運送事業者、市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、「第3章第8節 通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁、国土交通省、自衛隊等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(2) 広域的な応援体制

県は、市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

県知事は、航空事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要が

あれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

3 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。なお、詳細については、「第3章第12節 消防・救急・救助活動」、「第3章第27節 救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第26節 医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や道路状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

航空運送事業者、市、県及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

なお、情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという市民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努める。

第40節 鉄道災害対策

【実施担当部】

- 1 消防部 2 市長公室 3 都市政策部

〈方針〉

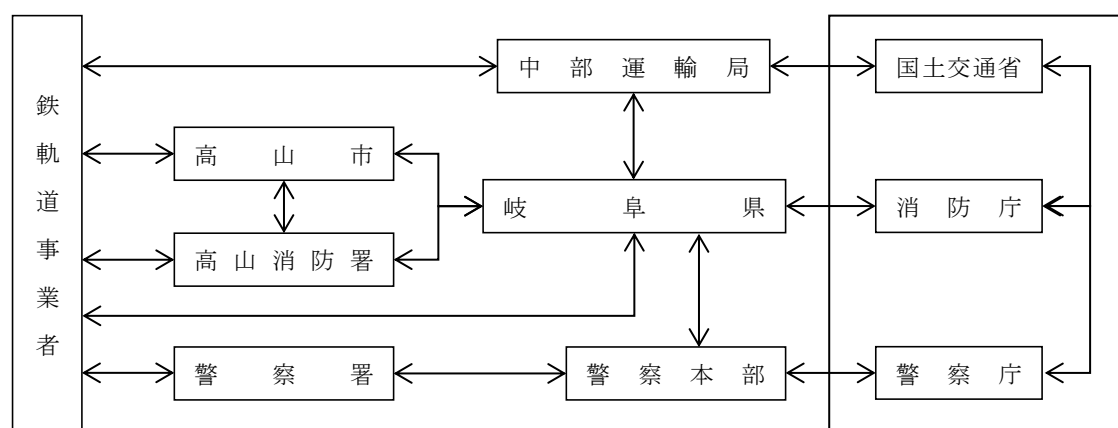
鉄道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者が発生する鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講じる。

〈実施内容〉

1 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。なお、市、県、警察等が情報収集を行うにあたり、必要に応じ県防災ヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。



(2) 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、市、県、国土交通省等に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

鉄道事業者、市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害発生現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における市、県および防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずる。

(2) 市及び県の活動体制

市及び県は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁、国土交通省、自衛隊等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、市等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4) 広域的な応援体制

県は、市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

県知事は、鉄道事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助、救急活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

市は、消防部による、高リスク受傷機転での救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第12節 消防・救急・救助活動」、「第3章第27節 救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第26節 医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する

各機関に可能な限り協力するものとする。

消防部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、後続の列車、感電等による隊員の二次災害防止の徹底を図り、迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(5) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

鉄道事業者、市、県及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

5 再発防止対策の実施

鉄道事業者は、鉄道災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、市、県、県警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。なお、事故災害の原因が判明した場合には、個々の事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第41節 道路災害対策

【実施担当部】

- 1 建設部 2 消防部 3 市長公室 4 医療保健部

〈方針〉

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災による多数の死傷者の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

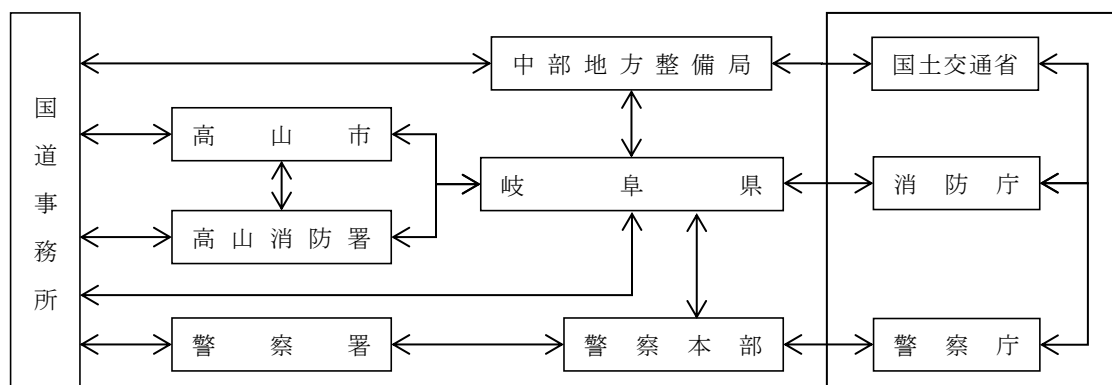
〈実施内容〉

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

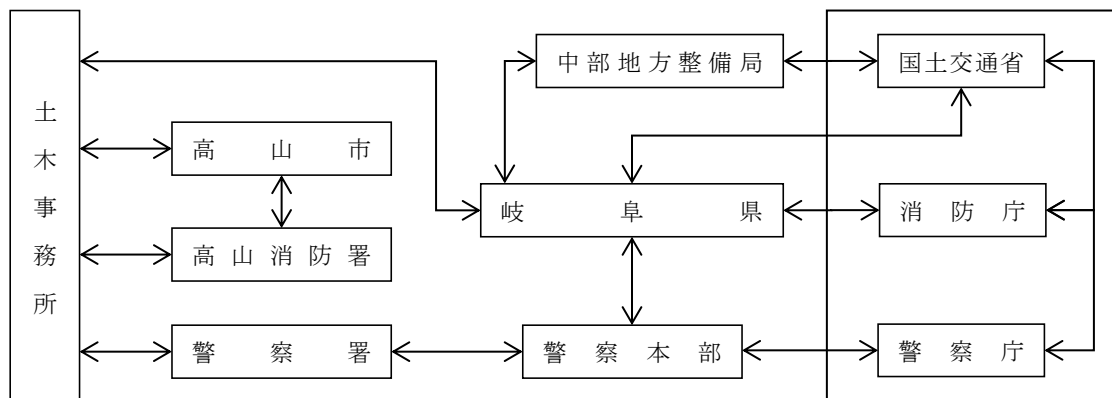
(1) 災害時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の伝達系統は、次によるものとする。なお、市、県、県警察等が情報収集するにあたっては、必要に応じ県に防災ヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。

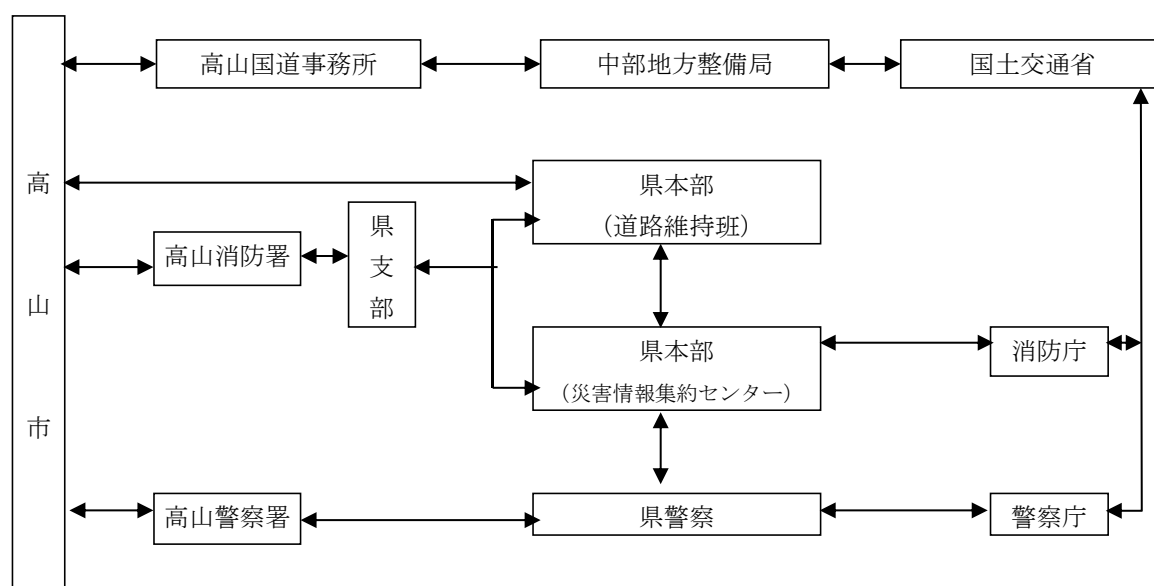
ア 国の管理する道路



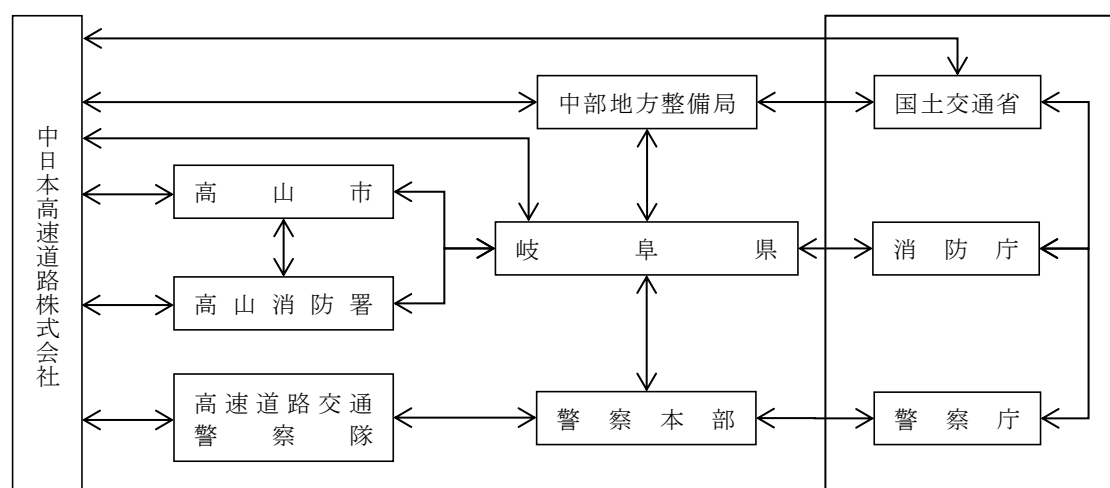
イ 県の管理する道路



ウ 市の管理する道路



エ 中日本高速道路株式会社の管理する道路



(2) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、市、国、県等に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

道路管理者、市、県及び防災関係機関は、災害発生後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、迅速に被害の拡大防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 市及び県の活動体制

市及び県は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 広域的な応援体制

県は、市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

県知事は、道路災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

3 救助、救急、医療及び消火活動

(1) 救助、救急活動

道路管理者は、市、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第12節 消防・救急・救助活動」、「第3章第27節 救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第26節 医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(5) 危険物の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

市、県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(6) 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、道路啓開等迅速を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

道路管理者、市、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のため総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

6 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動および日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

県は、市からの要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。

※交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※交通需要マネジメント

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行う。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント等施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

第42節 放射線物質災害対策

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する。

〈実施内容〉

1 情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

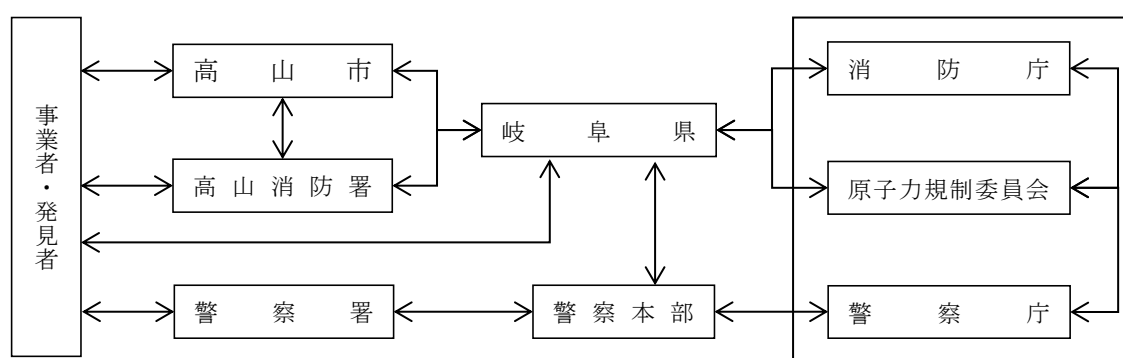
放射性物質貯蔵・取扱事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市等へ連絡する。

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、市等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

放射性物質による災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、市、県等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

放射性物質貯蔵・取扱事業者、市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、「第3章第8節 通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 放射性物質貯蔵・取扱事業者の活動体制

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4) 広域的な応援体制

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者により応援を要請する。

県は、市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。

また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

県知事は、放射性物質による災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

(6) 防災業務関係者の安全確保

市、県等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

3 災害の拡大防止活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

市及び県は、放射性物質による災害時に放射性物質の漏洩防止、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、市からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第12節 消防・救急・救助活動」、「第3章第27節 救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第26節 医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

5 放射性物質の漏洩に対する応急対策

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、直ちに防除措置を講ずる。防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

消防機関及び県警察は、直ちに避難誘導活動を行う。

市及び県は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、放射性物質の処理等必要な措置を講ずる。

6 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

市は、放射性物質による災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、被災者の保護に努めるとともに、まちづくり協議会や町内会等に協力を要請する。なお、詳細については、「第3章第19節 避難対策」によるもの

とする。

市は、危険物等災害により人命に危険の及ぶおそれのある場合には、消防団の活用により、地域住民の避難誘導を行う。

なお、避難誘導にあつては、指定緊急避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者、市、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、放射性物質災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

第43節 危険物等災害対策

【実施担当部】

1 消防部 2 森林・環境政策部 3 市長公室 4 都市政策部 5 医療保健部

〈方針〉

危険物、高圧ガス、毒劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏えい流出、火災、爆発等による多数の死傷者の発生する危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

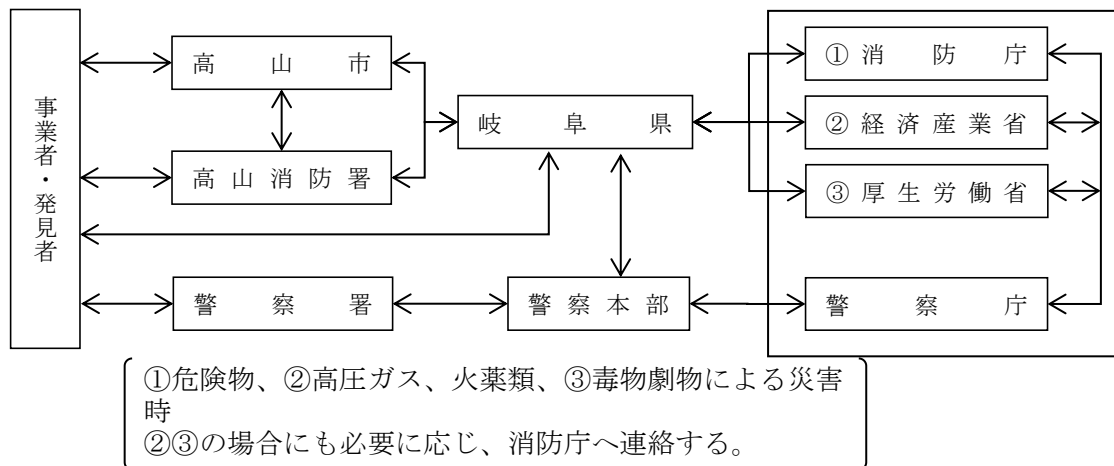
危険物等取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市等へ連絡する。

市は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

危険物等事業者は、市及び県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

危険物等取扱事業者、市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、「第3章第8節 通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 危険物等取扱事業者の活動体制

危険物等取扱事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に被害の拡大防止のための必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4) 広域的な応援体制

危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請する。

県は、市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。

また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

県知事は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(6) 防災業務関係者の安全確保

市、県等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

3 災害の拡大防止活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずる。

市及び県は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

4 救助、救急、医療及び消火活動

(1) 救助、救急活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第12節 消防・救急・救助活動」、「第3章第27節 救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第26節 医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防部は、流出した危険物の性状等により、泡消火剤の使用等適切な消火活動を実施する。

(4) 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

5 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等取扱事業者等は、直ちに防除措置を講ずる。

消防機関及び県警察は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

市及び県は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応する。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

6 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

市は、危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、被災者の保護に努めるとともに、まちづくり協議会や防災士、町内会等に協力を要請する。なお、詳細については、「第3章第19節 避難対策」によるものとする。

市は、危険物等災害により人命に危険の及ぶおそれのある場合には、消防団の活用により、地域住民の避難誘導を行う。

なお、避難誘導にあつては、指定緊急避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取扱事業者、市、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第44節 林野火災対策

【実施担当部】

- 1 消防部 2 森林・環境政策部 3 市長公室 4 都市政策部 5 医療保健部

〈方針〉

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

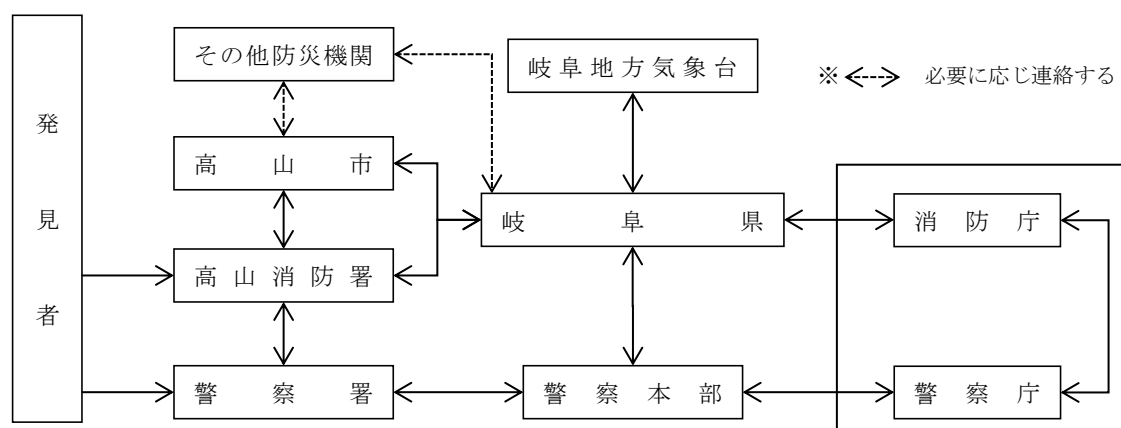
市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、市等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

消防部は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報、被害情報等の伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における市、県村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、「第3章第8節 通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び県警察を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

(2) 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

市及び県は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4) 広域的な応援体制

県は、市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。

また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

消防部は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行う。

県消防相互応援隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して県消防相互応援隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

国は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、直ちに緊急消防援助隊の派遣等を行えるよう、被災地方公共団体等と緊密に連絡調整を行う。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

県知事は、林野火災の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

3 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第12節 消防・救急・救助活動」、「第3章第27節 救助活動」に

よる。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第26節 医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

市民、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

消防機関等は、火災防御にあたっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

消防機関等は、消火活動の実施にあたり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

県は、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努める。また、他の都道府県、自衛隊等との連携を図る。

(4) 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路の交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

4 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

市は、林野火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、被災者の保護に努めるとともに、まちづくり協議会や町内会等に協力を要請する。なお、詳細については、「第3章第19節 避難対策」によるものとする。

市は、危険物等災害により人命に危険の及ぶおそれのある場合には、消防団の活用により、地域住民の避難誘導を行う。

なお、避難誘導にあつては、指定緊急避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等避災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

6 二次災害の防止活動

市及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

7 被災地域外の地方公共団体による応援

市及び県は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。

応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。

応援部隊は、人員・資機材の搬送にあたって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。

応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。

第45節 大規模な火事災害対策

【実施担当部】

- 1 消防部 2 市長公室 3 都市政策部 4 医療保健部

〈方針〉

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

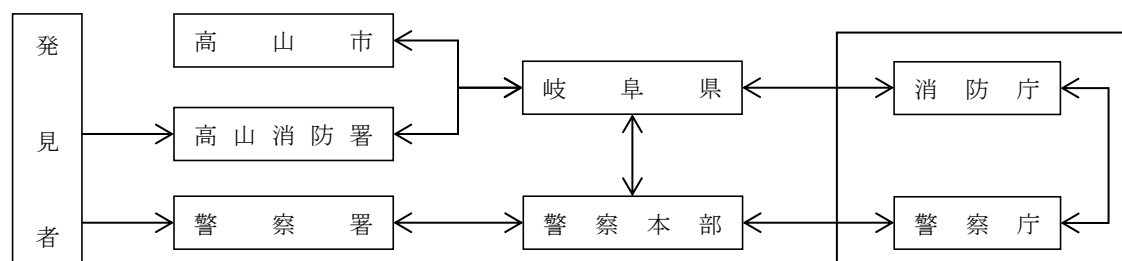
(1) 災害情報の収集、連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第8節 通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 広域的な応援体制

県は、市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。

また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

県知事は、火事の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

3 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第12節 消防・救急・救助活動」、「第3章第27節 救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、一般社団法人岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、詳細については、「第3章第26節 医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、県は、状況によっては消防本部の要請によりヘリコプターによる空中消火を実施する。

(4) 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会

に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。なお、交通規制にあたって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

4 避難受入れ活動

(1) 避難誘導の実施

市は、大規模な火事により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、被災者の保護に努めるとともに、まちづくり協議会や町内会等に協力を要請する。なお、詳細については、「第3章第19節 避難対策」によるものとする。

市は、危険物等災害により人命に危険の及ぶおそれのある場合には、消防団の活用により、地域住民の避難誘導を行う。

なお、避難誘導にあつては、指定緊急避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、二次災害の危険に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各防災関係機関相互に連絡をとり情報の一元化を図る。

第46節 大規模停電対策

【実施担当部】

- 1 市長公室 2 関係機関

〈方針〉

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

〈実施内容〉

1 広報

市、県及び電気事業者は、市民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、市民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。

また、情報提供は、多言語ややさしい日本語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- (6) その他必要な事項

2 応急対策

市、県及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

県は、電源車や電気自動車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

3 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行う。

4 通信機器等の充電

市、県及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し、充電機器等の提供に努める。

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、市、県が主体となって、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2項 迅速な現状復旧

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国（国土交通省）は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

国（国土交通省）は、市道又は県道について、市又は県から要請があり、かつ市又は県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で市又は県に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市又は県道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

県は、市が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事等から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲で

ある場合に限る。)は、知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの(以下「準用河川」という。)における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)について、市長又は県知事から要請があり、かつ当該市又は県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を市長又は県知事に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長又は県知事に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国(林野庁)は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該県の知事から要請があり、かつ当該県の工事の実施体制等を勘案して、当該県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。

第3項 復旧・復興の基本方針の決定

1 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

また、市及び県は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定等、復興事前準備に努める。

2 復旧・復興計画の策定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、市民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときはその事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第4項 人的資源の確保等

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

県は、市及び県の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案を支援するため、必要に応じて県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊(DRS)」を被災地へ派遣する。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努める。

第5項 被災者支援への備え

市及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努める。

第2節 公共施設災害復旧事業

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

公共施設等の復旧は、社会、経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

〈実施内容〉

1 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防設備災害復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- カ 道路災害復旧事業
- キ 水道災害復旧事業
- ク 下水道災害復旧事業
- ケ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 住宅災害復旧事業

(5) 社会福祉施設災害復旧事業

(6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業

(7) 学校教育施設災害復旧事業

(8) 社会教育施設災害復旧事業

(9) その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

【実施担当部】

1 関係各部

〈方針〉

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市、県等は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

〈実施内容〉

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者更正援護施設災害復旧事業

- ケ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の補助

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子父子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 被災者の生活確保

【実施担当部】

- 1 市民福祉部 2 市長公室 3 財務部 4 医療保健部 5 商工労働部 6 消防部

〈方針〉

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

〈実施内容〉

1 生活相談

市は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、市との関係を密にし、相談体制の確立を図る。

市及び県は、中部管区行政評価局（岐阜行政監視行政相談センター）が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設及び特別行政相談所の開設等の特別行政相談活動に協力する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者への生活再建等の支援

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」及び「高山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第4号）」及び「同条例施行規則（昭和49年規則第14号）」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

県は、市が上記資金の支給等を行った場合は、その一部を負担する。

(2) 被災者生活再建支援金

都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

また、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(3) 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、一定規模以上の自然災害発生時に市町村単位で適用される国の被災者生活再建支援制度を補完するとともに、局地的災害による被災者を支援するため、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

(4) 生活福祉資金

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わないものとする。

(5) 知事見舞金

県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。

(6) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施にあたっては、テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体、その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

また、調査の迅速化を図るため、市町村に対して調査担当者のための研修機会の拡充を図るとともに、育成した調査担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体、その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(7) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(8) 被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県

は、市の活動の支援に努める。

(9) 災害ケースマネジメント

市及び県は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努める。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

3 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、被災者の納付すべき県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延長並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

4 働く場の確保

市は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

県、ハローワークは、離職者の発生状況等を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者からの雇用に関する相談に対応する。

なお、市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

5 生活保護制度の活用

市及び県は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）を適用する。

6 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市、県及び関係機関は、被災地域において市民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

7 金融対策

(1) 金融機関の措置

東海財務局岐阜財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、災害の実情資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、災害関係の融資に関する措置、預貯金の払戻及び中途解約に関する措置、手形交換、休日営業等に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請する。

(2) 生保・損保会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、生保・損保会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請する。

(3) 証券会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置、有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力、窓口

営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請する。

第5節 被災中小企業の振興

【実施担当部】

1 商工労働部

〈方針〉

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 支援体制

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 自立の支援

市、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 各種対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第6節 農林漁業関係者への融資

【実施担当部】

1 農政部

〈方針〉

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

〈実施内容〉

1 災害関連資金の融資等

市、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行う。

2 各種対策

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業経営安定資金
- (9) 林業基盤整備資金